ＰＰＰ／ＰＦＩによる新たな社会資本整備や公共サービスの維持・向上方策調査報告書
－改正ＰＦＩ法等を踏まえて－

平成２５年３月

中国経済連合会

㈱日本政策投資銀行　中国支店

目次

調査の目的 1
第Ⅰ章　これまでの PPP／PFI の動向 2
1.　PFI 2
(1) PFI 法の制定経緯、PFI の内容・スキーム 2
(2) わが国及び中国地方の PFI の事業件数 8
(3) PFI の事業規模と課題 16
2.　PFI 以外の PPP の状況 19
(1) PFI 以外の PPP の実施実態 20
(2) PFI 以外の PPP の課題 29
第Ⅱ章　PFI 法改正等最近の動向 32
1.　PFI 法改正の経緯及び改正内容 32
(1) 改正の経緯 32
(2) 改正内容 32
2.　震災復興に向けての PFI 活用方策 38
(1) 被災地における PFI 38
(2) 被災地における PFI 利用促進策 38
第Ⅲ章　中国地方における PPP／PFI の現状（自治体・民間事業者アンケート） 39
1.　アンケートの目的 39
2.　自治体アンケート 39
3.　民間事業者アンケート 58
4.　自治体の経年比較 78
5.　アンケート結果概要 87
(1) PPP/PFI への参画・検討状況 87
(2) 改正 PFI 法の認知度と新制度への関心度合い 87
(3) 自治体と民間事業者の比較 88

第Ⅳ章　中国地方における先進事例ヒアリング 90
1.　中国地方自治体における PPP/PFI の取組み 90
2.　自治体ヒアリング 91
(1) ヒアリング概要 91
(2) 事例 1：山口県「提案公募型アウトソーシング」 91
(3) 事例 2：倉敷市「指定管理者制度」 93
3.　ヒアリングから得られた示唆 94
(1) PPP/PFI に対する姿勢 94
(2) PPP/PFI 検討の視点 95
(3) PPP/PFI の課題 95
(4) PPP/PFI の推進について 95
第Ⅴ章　PPP/PFI 推進に向けた課題と対応策 97
1.　PPP/PFI 推進に向けた課題 97
(1) 全体としての課題（制度の仕組み・手続き等） 97
(2) 自治体サイドの課題 97
(3) 民間サイドの課題 97
2.　PPP/PFI 推進に向けた対応策 98
(1) 全体としての対応策 98
(2) 自治体サイドの対応策 99
(3) 民間事業者サイドの対応策 100
第Ⅵ章　提言 101
資 料 編 103

調査の目的

国と地方自治体の財政が悪化し、今後必要とされる社会資本の更新や維持・管理などが極めて難しい状況になっている中で、PFI をはじめとする PPP（官民連携）などの民間活力の一層の活用による国民生活に欠かせない公共サービスの維持・向上が求められている。

PFI に関しては、1999 年に PFI 法が施行され、以後、民間の経営能力・資金調達力など様々な経営ノウハウを活用した社会資本整備が行われてきたが、近年においては出件数も減少し、頭打ちとなっている。

そのため、これまでの制度では限界があることなどの理由から、2011 年 6 月に PFI の事業領域の拡大をはじめとする PFI 法の改正が行われた。改正法においては、鉄道や港湾施設等といった、これまで個別法との関係において事業実施に制約のあった分野において、部分的に公物管理権を認める「コンセッション方式」が導入された。また、民間発意を促すための「民間提案制度」が定められる等、新しい制度によって取組みが大きく進展する可能性が示された。

そこで、本調査は、わが国及び中国地方において公共サービスの維持・向上に関し、PPP による取組みがどのように行われてきたかについての実態調査を行うとともに、改正 PFI 法などによって、今後、中国地方における社会資本の更新や維持管理に関し、PPP/PFI の活用が期待される分野、事業及び課題を調査し、PPP/PFI 推進に向けた方策提言に結びつけることを目的とする。

なお、本報告書で「PPP/PFI」と表記しているのは、PFI も含めた PPP 手法全般を指しており、PPP とも同じ意味で用いている。これに対し、PFI だけに限定した記述の場合には、「PFI」と明記する対応を施している。

第Ⅰ章　これまでの PPP／PFI の動向

1. PFI

(1) PFI 法の制定経緯、PFI の内容・スキーム

①PFI とは

PFI とは、正式名称をプライベート・ファイナンス・イニシアティブ（Private Finance Initiative）といい、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法である。

PFI 事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法)に準拠して運用されており、国民に対する良好かつ低廉なサービスの提供を目的としている。

図表Ⅰ－1：従来型公共事業と PFI の比較

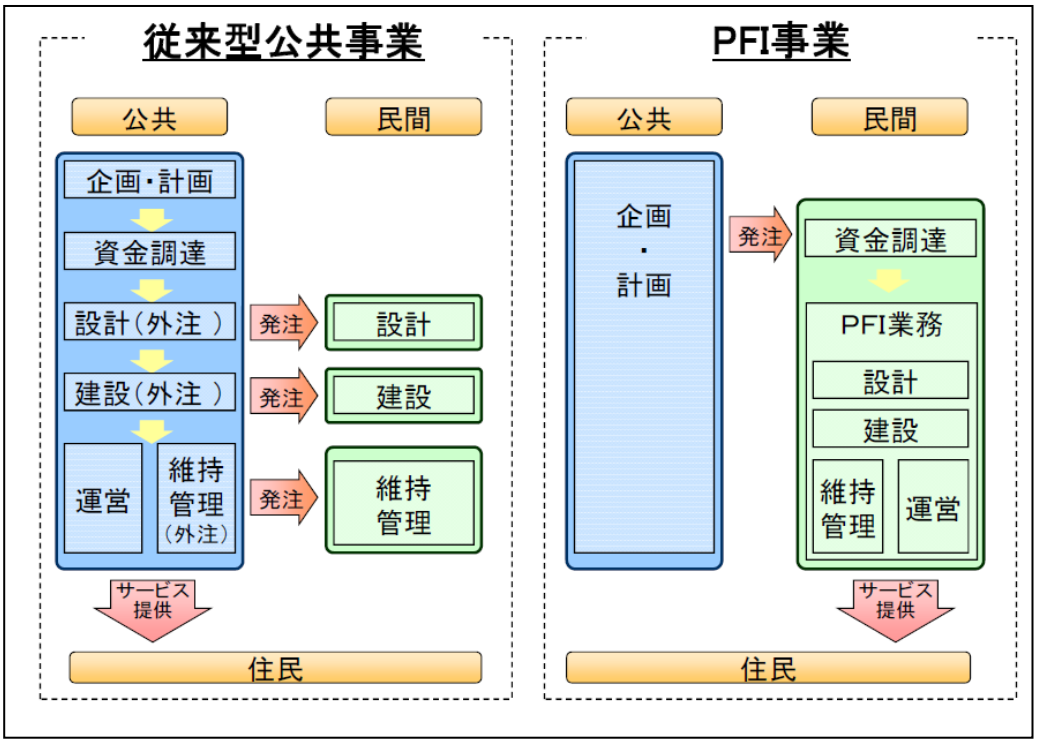

（出典）内閣府 PFI 推進室「改正 PFI 法の説明会資料」

②PFI 法制定の経緯

PFI は 1992 年に英国で誕生した社会整備資本の手法である。PFI の導入は、当時の英国政府の予算不足がその動機であり、サッチャー政権時代に市場原理の尊重と小さな政府を目指し、様々な分野での民営化やアウトソーシング等が進められるなかで初めて「エリザベス３世橋」に導入された。その成功を踏まえ提案されれば何でも PFI を導入するという時期を経て、PFI 事業に合致する事業を選択するようになり、現在 PFI は整備手法の一つとして円滑に運営されるようになった。そして、道路や橋梁、病院、刑務所、学校、文化施設、発電施設、情報通信システム、庁舎、廃棄物処理施設等において PFI 事業が推進され、現在公共事業全体の 20～30%が PFI 事業であるといわれている。

日本においては、国家財政が厳しさを増すなかで1995年頃から社会資本の整備を進める手法としてPFIが注目されるようになった。1999年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が制定され、2000年3月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の事業の実施に関する基本方針」（基本方針）が告示された。その後、これまでにPFIに関する5つのガイドラインが順次公表されている。そして、PFI法に関しては平成13年12月と平成17年8月、平成23年6月の3度にわたる法改正が行われ、今日に至っている。

③PFIの主要な特色

PFIの主な特色としては、一括発注（包括発注）、長期契約と性能発注、VFMの最大化、官民の役割分担の明確化等があげられる。

a.一括発注（包括発注)、長期契約と性能発注

従来の公共事業では、設計、建設、維持管理、運営のそれぞれの業務が分離・分割発注、また、業務が複数年度にわたる場合でも、毎年度、発注されることが一般的であった。これに対し、PFIではこれらの業務を包括的、複数年度にわたる長期契約の形態で、一括発注が行われる。

また、従来の公共事業では、発注者である公共部門が策定する詳細な仕様に基づき発注されることが一般的であったが、PFI事業では、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめ、「性能を満たしていれば細かな手法は問わない」といった性能発注の考え方が採られている。

これらにより、PFI事業を実施する選定事業者が、公共部門から要求された水準の実現のための創意工夫を図ることが可能となる。

さらに、経営能力の活用等により、設計、建設、維持管理、運営の各業務分野における改善努力や効率性の追求によって、その対価として、これまでよりも高い収益性が得られるというインセンティブが付与される。

b.VFM（Value For Money：バリュー・フォー・マネー）の最大化

PFIの導入にあたっては、「VFM」という概念、すなわち「支払いに対して、最も価値の高いサービスを供給する」という考え方が重視されることとなる。VFMは 税金の対価として最も価値あるサービスを提供するという考え方に基づいた概念であり、公共事業にPFIを導入する際の判断基準となる。VFMを算定する場合、**図表Ⅰ－2**に示すように、PSC[1]とPFI－LCC[2]との比較を行い、費用対効果（一定の財政支出に対して提供されるサービスの量・質）が大きい場合にPFI手法が採用される。つまり、PFIは、民間事業者の資金や経営ノウハウを最大限活用し、当該事業により提供されるサービスについてVFMの考え方に基づいて費用対効果を最大化することを目的としているのである。

[1] 従来手法による予想コストを「PSC」（Public Sector Comparator：パブリック・セクター・コンパラター）という。
[2]PFI手法による負担見込額を「PFI事業のLCC」（Life Cycle Cost：ライフ・サイクル・コスト）という。

図表Ⅰ－2：VFM 算定の考え方

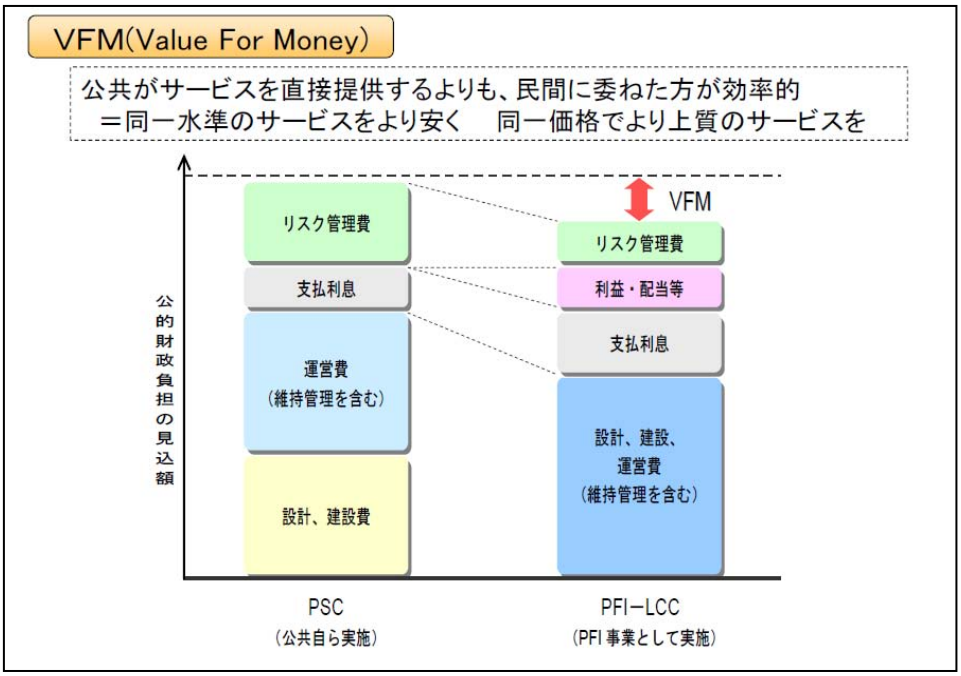

（出典）内閣府 PFI 推進室「改正 PFI 法の説明会資料」

c．官民の役割分担の明確化

PFI では、リスクが顕在化した場合、事業に要する支出又は事業から得られる収入が影響を受けることがあることから、役割分担を明確に区分けしている。「リスクを最もよく管理することのできる者が当該リスクを分担する」という考え方に基づき、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に規定することが必要とされる。リスクとは、事業の実施にあたり事業契約の締結時ではその影響を正確には想定できない、事業期間中に発生する可能性のある事故、需要の変動、天災、物価の上昇等の経済状況の変化等、不確実性のある事由によって損失が発生する可能性のことをいう。

④PFI の原則・主義

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月総理府告示）によれば、PFI 事業に求められる五つの原則、三つの主義があげられている。

○五つの原則

a．公共性原則（公共性のある事業であること）

b．民間経営資源活用原則（民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること）

c．効率性原則（民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること）

d．公平性原則（特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること）

e．透明性原則（特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること）

○三つの主義

a．客観主義（各段階での評価決定について客観性があること）

b．契約主義（公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること）

c．独立主義（事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること）

⑤PFI のスキーム

a．事業スキーム

PFI では一括発注や性能発注方式が採用されている。発注者は、SPC の仕事や事業内容を確認していくといった SPC の監視役となる。SPC とは特定目的会社（Special Purpose Company）のことであり、企業グループが設計・建設・維持管理・運営の遂行を目的として共同出資して設立する会社である。

資金調達面においては、従来の公共事業では施設の設計、建設費用は公的資金で行われていたが、PFI では設計、建設に必要な資金の一部を SPC が金融機関等からプロジェクトファイナンスという借入れ方法で資金調達するのが一般的である。これにより、発注者は施設建設時に一度に資金を支出する必要がなくなり、提供されるサービスの対価として SPC に資金の支払いを行う。SPC は発注者からの支払いによる収入により、金融機関への借入金の返済を行う。このことをライフサイクルコストの平準化という。

また、PFI では従来の公共事業と違い、SPC が業務を遂行するが、SPC が破綻した場合に備えて、発注者と金融機関があらかじめ直接協定という協定を結び、SPC が破綻しないように監視し、破綻した場合でも最後まで PFI 事業が遂行されるように協議する仕組みを作っている。

図表Ⅰ－3：PFI の一般的な事業スキーム

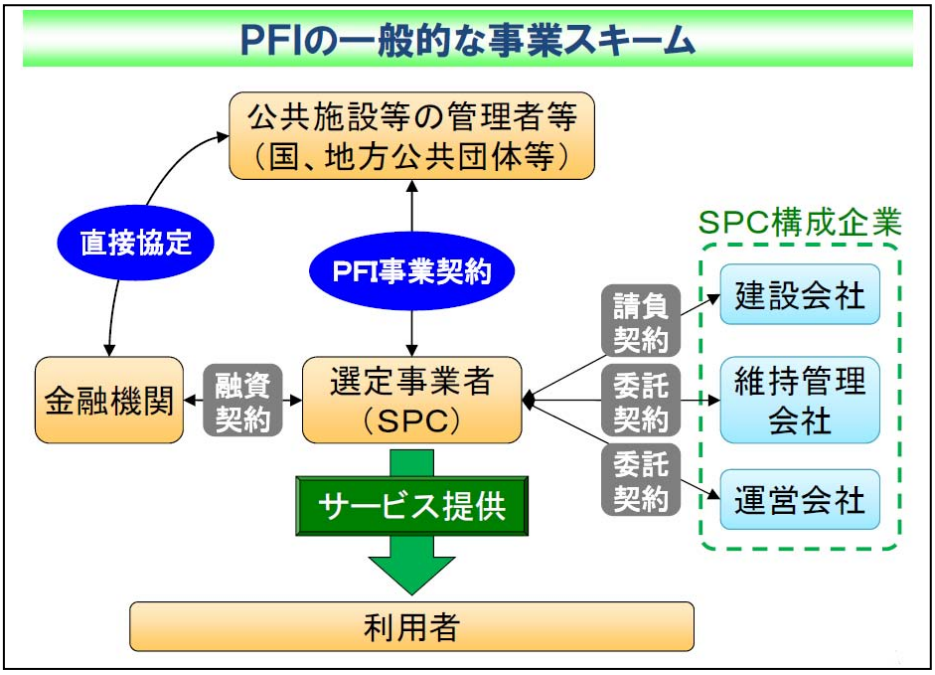

（出典）内閣府 PFI 推進室「改正 PFI 法の説明会資料」

ｂ. 事業類型（事業費の回収方法による分類）

事業者の事業費の回収方法により、PFI の事業類型は**図表Ⅰ－4** に示す通り、サービス購入型、独立採算型、混合型の 3 つに分類される。

○サービス購入型

PFI 事業者が整備した施設やサービスに公共部門が対価を支払うことで事業コストを賄う方式。利用者から利用料金の徴収が出来ない施設で活用されている。PFI 事業者はあらかじめ定められた料金が受け取れるため、安定的に事業を行うことができる。公共部門では、負債を公共部分が切り離せないため、財政リスクを引き続き負担しなければならない。

○独立採算型

PFI 事業者が整備した施設やサービスに利用者が対価を支払うことで事業コストを賄う方式。施設の利用者増減リスクを PFI 事業者に移転できることは公共部門にとってメリットである。PFI 事業者ではリスク顕在化を抑止するための効率化によりリターンが大きくなる可能性もあるが、利用者増減リスクを長期にわたって負担しなければならない。

○混合型

サービス購入型と独立採算型を組み合わせて、公共部門からの支払いと利用者による料金により事業コストを賄う方式。

図表Ⅰ－4：PFI の事業類型（事業費の回収方法による分類）

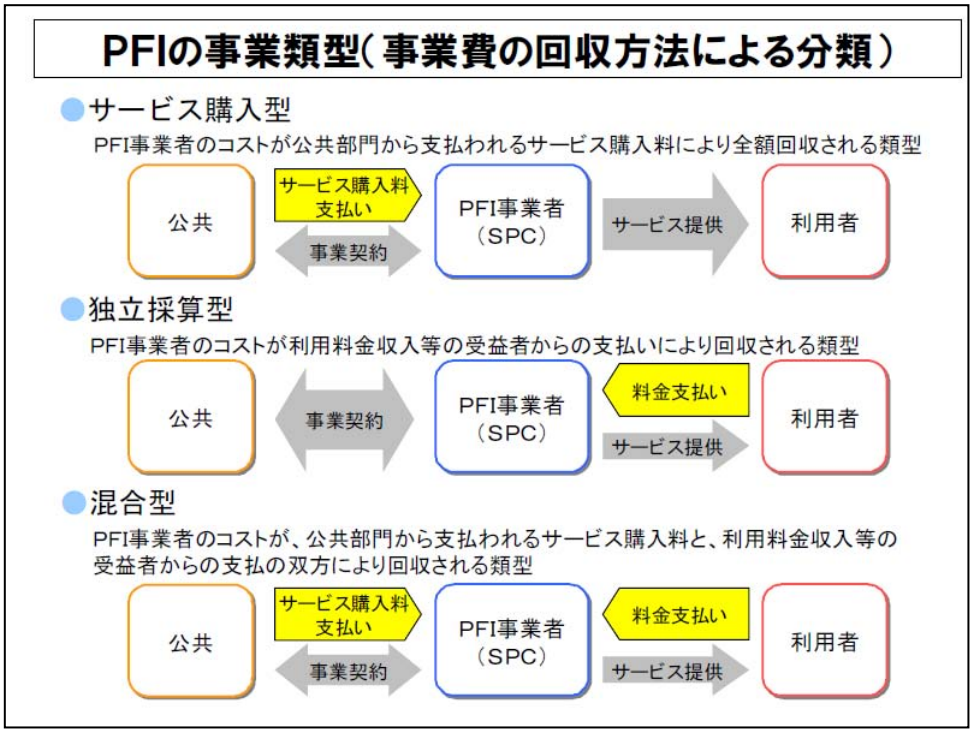

（出典）内閣府 PFI 推進室「「新しい公共」と「財政に頼らない成長」」

ｃ.事業方式別類型（施設の所有形態による分類）

事業期間中の施設の所有権や事業内容等によってPFIの所有形態別の類型は**図表Ⅰ－5**に示す通り、BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO方式等に分類される。

○BTO方式（Build－Transfer－Operate ）

PFI 事業者が施設を建設（Build）し、施設完成直後にその所有権を公共部門に移転（Transfer）し、PFI事業者が維持管理及び運営（Operate）を行う事業方式。

○BOT方式（Build－Operate－Transfer）

PFI事業者が施設を建設（Build）し、維持管理及び運営（Operate）し、事業終了後に公共部門に施設所有権を移転（Transfer）する事業方式。

○BOO方式（Build－Own－Operate）

PFI事業者が施設を建設（Build）し、維持管理及び運営（Operate）を行うが、所有権は公共部門に移転しない事業方式。

○RO方式（Rehabilitate－Operate）

PFI事業者が既存の施設を改修・補修（Rehabilitate）し、維持管理及び運営（Operate）を行う方式。公共部門が施設所有権を有しており、所有権の移転は行われない。

図表Ⅰ－5：PFIの事業類型（施設の所有形態による分類）

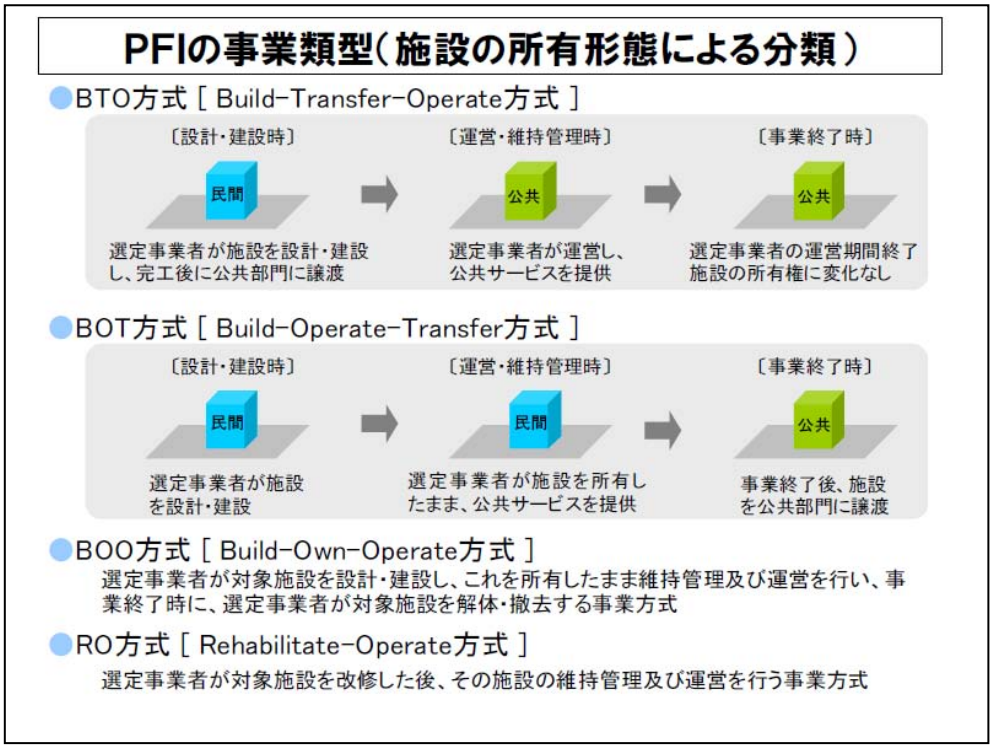

（出典）内閣府PFI推進室「「新しい公共」と「財政に頼らない成長」」

(2) わが国及び中国地方の PFI の事業件数

①全国の PFI 案件数

平成 23 年 3 月 31 日現在の全国の PFI 実施方針公表案件数は 444 件となっている。発注者別の内訳では国 69 件、独立行政法人他 34 年、地方公共団体 341 件となっている。

また、分野別内訳では、教育関連が 100 件で最も多く、次いで公務員宿舎・公営住宅が 67 件、環境エネルギー関連 61 件、庁舎等行政関連施設 47 件と続いている（**図表Ⅰ－6**）。

図表Ⅰ－6：PFI 実施方針公表案件数（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：件）

分　野	国	独立行政法人他	地方公共団体	計
文化･社会教育関連	2	－	26	28
教育関連	4	30	66	100
レクリエーション･スポーツ関連	－	－	12	12
庁舎等行政施設関連	18	－	29	47
医療･福祉関連	4	－	30	34
環境･エネルギー関連	－	－	61	61
交通基盤	5	－	7	12
観光関連	－	－	15	15
公務員宿舎、公営住宅	35	1	31	67
駐車場･駐輪場	－	－	11	11
電気･ガス･水道事業	－	－	4	4
試験研究施設、産業育成支援施設等	－	3	6	9
複合施設	－	－	37	37
再開発事業	－	－	3	3
その他	1	－	3	4
計	69	34	341	444

（出典）日本 PFI・PPP 協会「PFI 年鑑 2011 年度版」、以下同様。

図表Ⅰ－7：PFI 実施方針公表案件数割合

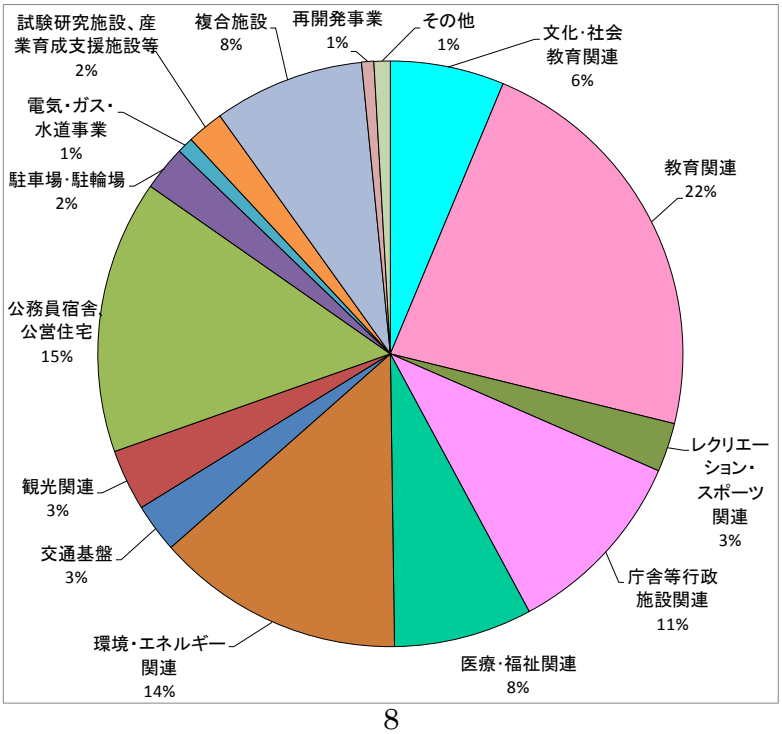

図表Ⅰ－8：分野の具体例

分　野	具　体　例
文化･社会教育関連	劇場、美術館 図書館、博物館、市民会館、公民館、コミュニティセンター等
教育関連	幼稚園、小中学校、高等学校、大学、給食センター等
レクリエーション・スポーツ関連	体育館、陸上競技場、野球場、プール等
庁舎等行政施設関連	役場、出張所･サービスセンター、消防署等、これらにおける管理運営、窓口業務等
医療･福祉関連	病院、福祉センター、老人ホーム、ケアハウス、デイサービスセンター、障害者福祉施設、保育所、児童館等
環境・エネルギー関連	廃棄物処理、リサイクル、余熱利用施設、し尿処理施設等
交通基盤	道路、橋、空港、港湾等
観光関連	公園、宿泊施設、道の駅、温泉施設、スキー場等
公務員宿舎、公営住宅	公務員宿舎、公営住宅
駐車場･駐輪場	駐車場、駐輪場
電気・ガス・水道事業	電気、ガス、下水道、上水道・簡易水道、工業用水等
試験研究施設、産業育成支援施設等	試験研究施設、産業育成支援施設等
複合施設	複数の機能を持つ施設
再開発事業	再開発事業
その他	その他の施設

②PFI 実施地域の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在の PFI 実施方針公表案件数の実施地域別の内訳は、関東地方が 154 件、近畿地方 78 件、中部地方 75 件であり、中国地方は 32 件となっている（**図表Ⅰ－9**）。

都道府県別の内訳では東京都が最も多く 61 件、次いで大阪府が 38 件となっている。中国地方では、岡山県 7 件、広島県 15 件、山口県 6 件、島根県 4 件となっている。

図表Ⅰ－9：PFI 実施方針公表　実施地域別案件数（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：件）

分　野	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	全国
文化・社会教育関連	1	2	14	3	－	4	3	1	28
教育関連	2	12	29	21	21	2	2	11	100
レクリエーション・スポーツ関連	－	－	3	5	2	1	－	1	12
庁舎等行政施設関連	2	6	25	5	6	2	－	1	47
医療・福祉関連	－	1	14	5	6	4	2	2	34
環境・エネルギー関連	5	9	16	14	4	5	3	5	61
交通基盤	－	－	4	1	1	1	－	5	12
観光関連	1	－	2	3	5	2	－	2	15
公務員宿舎、公営住宅	2	8	18	6	23	8	1	1	67
駐車場・駐輪場	－	－	5	2	2	1	－	1	11
電気・ガス・水道事業	－	－	3	－	1	－	－	－	4
試験研究施設、産業育成支援施設等	1	－	4	1	1	1	1	－	9
複合施設	1	3	13	9	4	1	1	5	37
再開発事業	－	－	2	－	1	－	－	－	3
その他	－	－	2	－	1	－	－	1	4
計	15	41	154	75	78	32	13	36	444

図表Ⅰ－10：PFI の地域別案件数割合

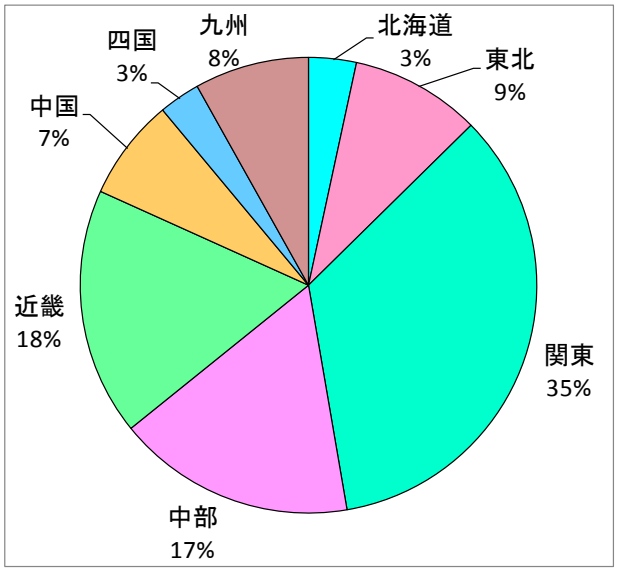

図表Ⅰ－11：中国地方の PFI 案件数割合

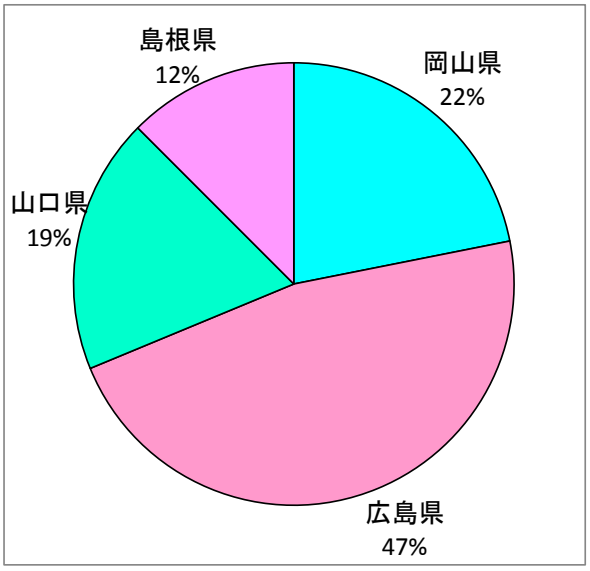

③PFI 事業主体の状況

平成 23 年 3 月 31 日現在の PFI 実施方針公表案件数の事業主体の内訳については既に述べた通り、国が 69 件、独立行政法人が 34 件、地方公共団体が 341 件となっている。このうち、地方公共団体についてみると関東地方が 105 件、中部地方 68 件、近畿地方 59 件であり、中国地方は 27 件となっている（**図表Ⅰ－12**）。

なお、都道府県別の内訳では、大阪府が最も多く 30 件、次いで東京都 26 件、埼玉県、神奈川県、愛知県が 23 件、千葉県が 22 件と続いている。中国地方では、岡山県 7 件、広島県 12 件、山口県 5 件、島根県 3 件となっている。

図表Ⅰ－12：PFI 実施方針公表　実施主体別案件数（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：件）

分　野	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	国	独立行政法人	全国
文化･社会教育関連	1	2	13	3	－	3	3	1	2	－	28
教育関連	1	11	19	17	11	2	2	3	4	30	100
レクリエーション･スポーツ関連	－	－	3	5	2	1	－	1	－	－	12
庁舎等行政施設関連	1	5	11	5	5	2	－	－	18	－	47
医療･福祉関連	－	1	13	5	5	2	2	2	4	－	34
環境･エネルギー関連	5	9	16	14	4	5	3	5	－	－	61
交通基盤	－	－	1	1	1	1	－	3	5	－	12
観光関連	1	－	2	3	5	2	－	2	－	－	15
公務員宿舎、公営住宅	－	5	－	3	17	6	－	－	35	1	67
駐車場･駐輪場	－	－	5	2	2	1	－	1	－	－	11
電気･ガス･水道事業	－	－	3	－	1	－	－	－	－	－	4
試験研究施設、産業育成支援施設等	－	－	3	1	－	1	1	－	－	3	9
複合施設	1	3	13	9	4	1	1	5	－	－	37
再開発事業	－	－	2	－	1	－	－	－	－	－	3
その他	－	－	1	－	1	－	－	1	1	－	4
計	10	36	105	68	59	27	12	24	69	34	444

図表Ⅰ－13：PFI 実施主体別案件数割合

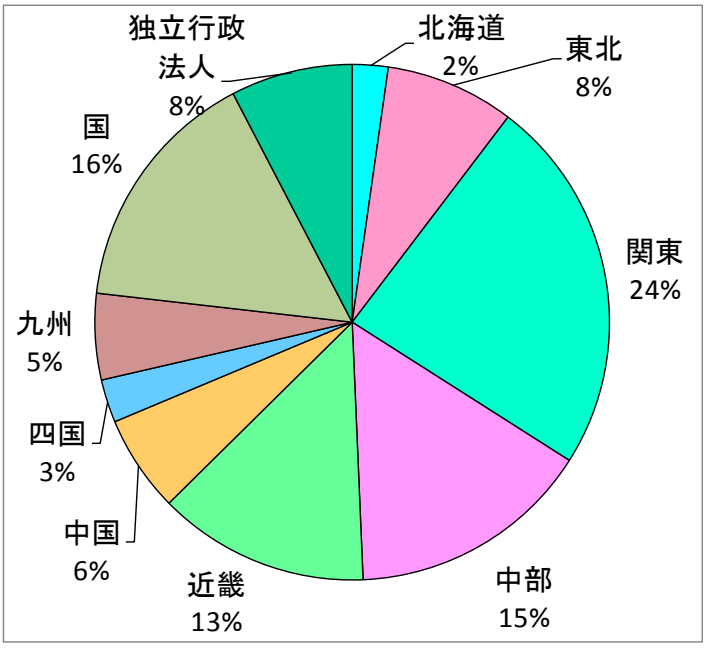

関東、中部、近畿を除く地域別自治体と、自治体が事業主体であるPFI実施方針公表件数の割合、GDPシェア、人口シェアを比較してみると、中国地方はPFI件数7.9%であり、GDPシェア5.7%、人口シェア5.9%と比較すると、PFI件数の割合は高くなっている。中国地方自治体のPFIに対する取組みは、大都市圏を除く地域ブロックの中では、東北地方に次ぐ水準にあるといえる（**図表Ⅰ－14**）。

図表Ⅰ－14：PFI実施方針公表　地域別自治体案件数の比較

	北海道	東北	中国	四国	九州	自治体計
PFI件数（件）	10	36	27	12	24	341
人口（1万人）	551	934	756	398	1,460	12,806
GDP(百億円)	1,805	3,129	2,744	1,300	4,634	48,322
PFI件数	2.9%	10.6%	**7.9%**	3.5%	7.0%	－
GDPシェア	3.7%	6.5%	**5.7%**	2.7%	9.6%	－
人口シェア	4.3%	7.3%	**5.9%**	3.1%	11.4%	－
件数比率(対人口)	0.018	0.039	0.036	0.030	0.016	－
件数比率（対GDP）	0.006	0.012	0.010	0.009	0.005	－

※地域ブロックは本調査と一致させているため、県民経済計算の分類とは異なる。

（出典）内閣府「県民経済計算（平成21年度）」、総務省統計局「平成22年国勢調査」

④PFI 事業件数の推移

平成 11 年度から平成 22 年度までの PFI 実施方針公表件数の推移は下記の通りとなっており、全国的には平成 14 年度から平成 19 年度までは年間 50 件前後の出件数で推移しているが、平成 20 年度以降は減少傾向である。

中国地方においては、平成 14 年度から平成 18 年度までは年間 5 件前後の出件数で推移しているが、平成 19 年度以降は年間 1 件ごとの出件数にとどまっている（**図表Ⅰ－15**）。

図表Ⅰ－15： PFI 実施方針公表件数推移

PFI実施方針公表件数推移（全国）　（単位：件）

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	計
件　数	3	13	31	51	47	52	47	49	52	42	39	18	444
全国累計	3	16	47	98	145	197	244	293	345	387	426	444	

PFI実施方針公表件数推移（中国地方）　（単位：件）

	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	計
岡山県	－	1	2	3	－	－	－	－	－	－	1	－	7
広島県	－	－	－	2	2	4	1	4	－	1	－	1	15
山口県	－	－	－	－	2	1	1	1	1	－	－	－	6
島根県	－	－	1	－	2	－	1	－	－	－	－	－	4
計	－	1	3	5	6	5	3	5	1	1	1	1	32
中国地方累計	－	1	4	9	15	20	23	28	29	30	31	32	

（出典）日本 PFI・PPP 協会「PFI 年鑑 2011 年度版」、以下同様

図表Ⅰ－16：全国と中国地方の実施方針公表件数推移

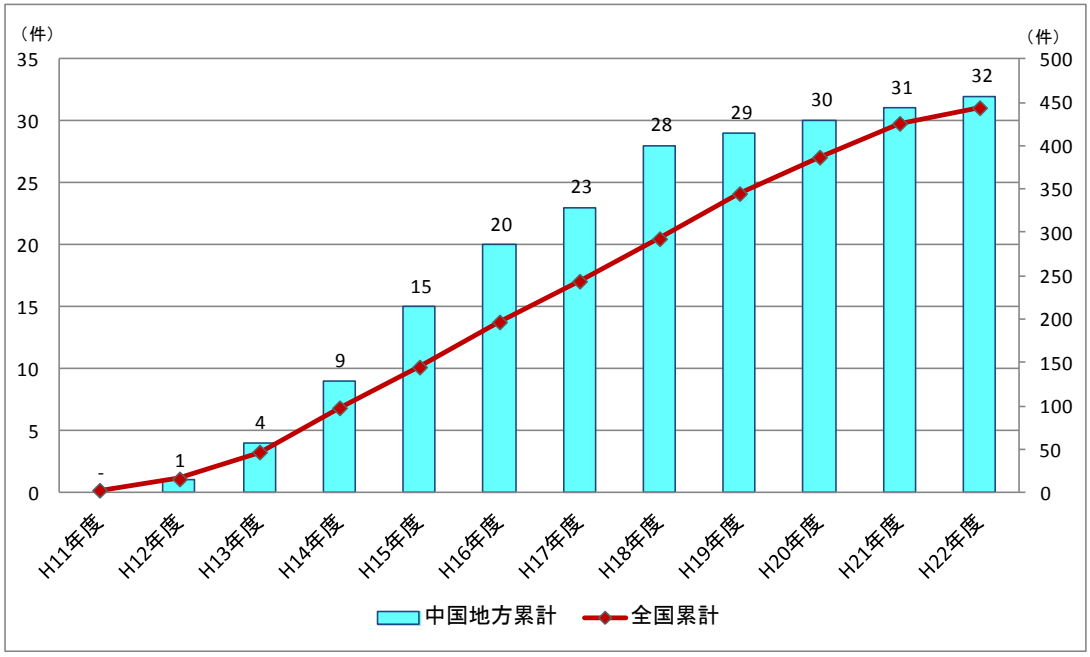

⑤事業類型別の推移

全国の平成 22 年度までの事業類型別件数をみると、サービス購入型 388 件（87%）、混合型 26 件（6%）、独立採算型 22 件（5%）となっている。中国地方の自治体案件についてはサービス購入型 22 件（82%）、混合型 3 件（11%）、独立採算型 2 件（7%）となっている（**図表Ⅰ－17～19**）。

サービス購入型が多く選択されている理由としては、これまで PFI が活用されてきた施設が教育関連施設、公務員宿舎・公営住宅、庁舎等行政関連施設などであり、利用料による事業コストの回収が困難なものが多かったこと等があげられる。

図表Ⅰ－17：全国と中国地方自治体発注　事業類型別事業数

（単位：件）

	全国	岡山県	広島県	山口県	島根県	鳥取県	中国　計
サービス購入型	388	5	10	4	3	0	22
独立採算型	22	0	2	0	0	0	2
混合型	26	2	0	1	0	0	3
その他（事業中止等）	8	0	0	0	0	0	0
計	444	7	12	5	3	0	27

図表Ⅰ－18：全国の事業類型別割合

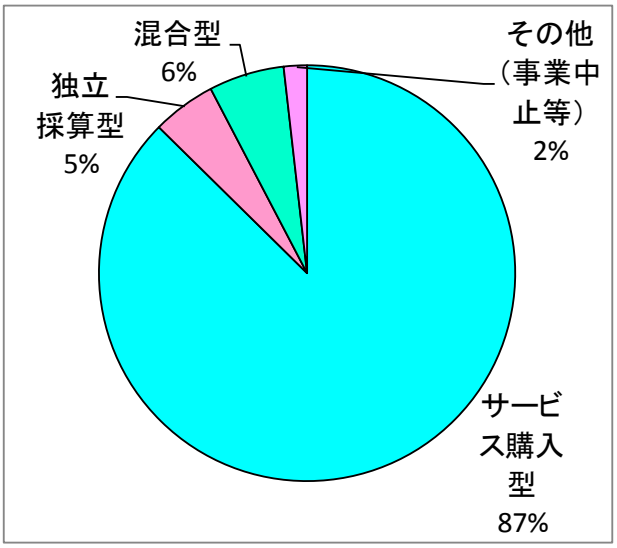

図表Ⅰ－19：中国地方自治体の事業類型別割合

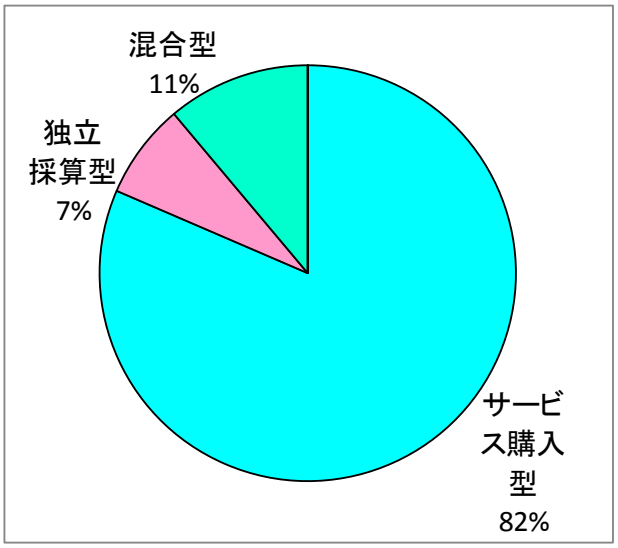

⑥事業方式別の推移

平成 22 年度までの全国自治体の事業方式別事業数は、BTO 方式 303 件（68%）、BOT 方式 56 件（12%）、BOO 方式 21 件（5%）である。中国地方の自治体発注の事業方式別事業数では BTO 方式 18 件（67%）、BOT 方式 5 件（18%）、BOO 方式 1 件（4%）となっている（**図表Ⅰ－20**）。

BOT 方式よりも BTO 方式が多く選択されている理由は、選定事業の用に供される資産の所有権が公共にある場合の方が、固定資産税等の税金負担、補助金の適用範囲などで有利であることがあげられる。

図表Ⅰ－20：全国と中国地方自治体発注　事業方式別事業数

（単位：件）

	全国	岡山県	広島県	山口県	島根県	鳥取県	中国　計
BTO方式	303	4	8	4	2	0	18
BOT方式	56	2	2	0	1	0	5
BOO方式	21	1	0	0	0	0	1
RO方式	12	0	2	0	0	0	2
その他	52	0	0	1	0	0	1
計	444	7	12	5	3	0	27

図表Ⅰ－21：全国の事業方式別割合

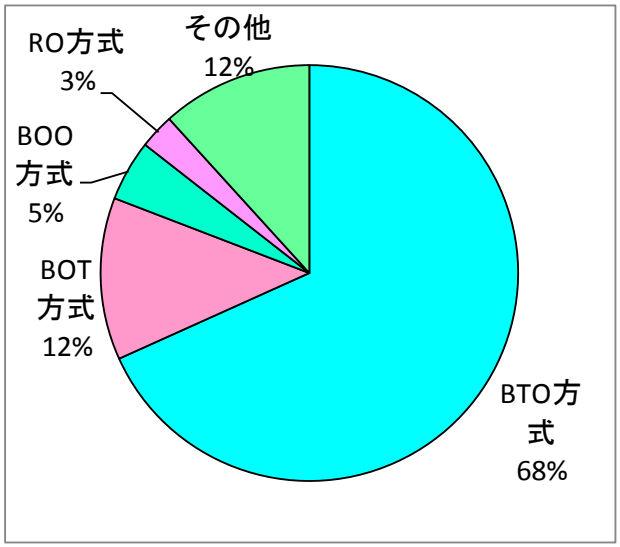

図表Ⅰ－22：中国地方自治体の事業方式別割合

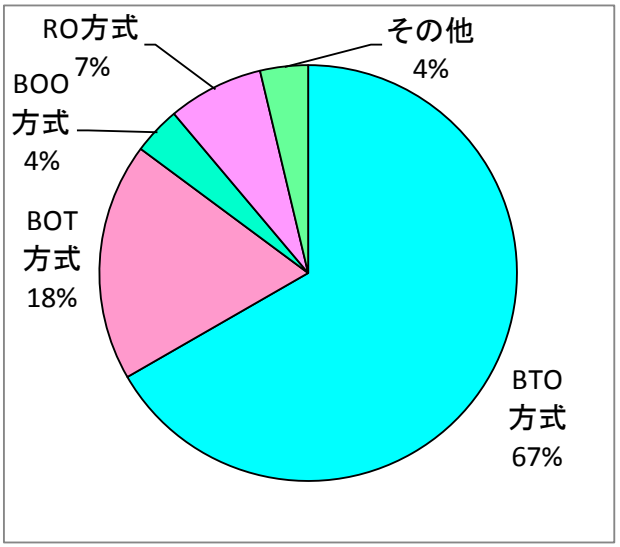

(3) PFI の事業規模と課題

①事業費の推移と中国地方の事業規模

内閣府 PFI 推進室の「PFI に関する年次報告（平成 21 年度）」によれば、平成 21 年度末時点の事業費累計は約 3.2 兆円となっている。実施方針を公表した事業費の推移をみると、平成 17 年度から平成 20 年度は 1,000 億円を超える大規模事業があったため 5,000 億円前後で推移したのに対し、平成 21 年度は約 1,500 億円となっている（**図表Ⅰ－23**）。

図表Ⅰ－23：PFI 事業費の推移

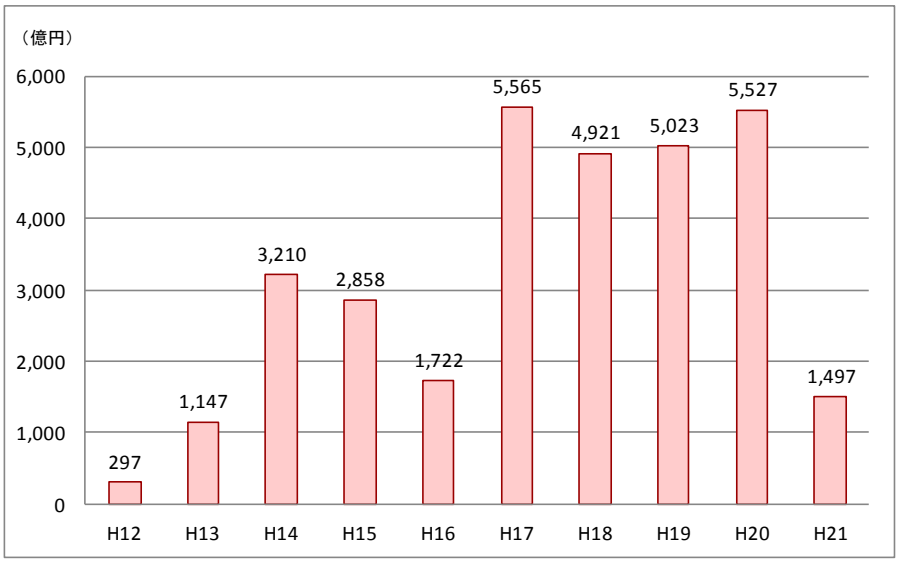

（出典）内閣府 PFI 推進室「PFI に関する年次報告（平成 21 年度）」

次に、中国地方の事業規模別の PFI 事業案件数の割合を全国と比較すると、中国地方では 10 億円未満、10 億円以上 50 億円未満の案件割合が全国に比べて多いのに対して、50 億円以上の案件は全国と比べて少なくなっていることから、中国地方における PFI 事業の事業規模は、全国と比べて比較的小さい案件が多い（**図表Ⅰ－24**）。

図表Ⅰ－24：事業規模別の PFI 事業案件数割合

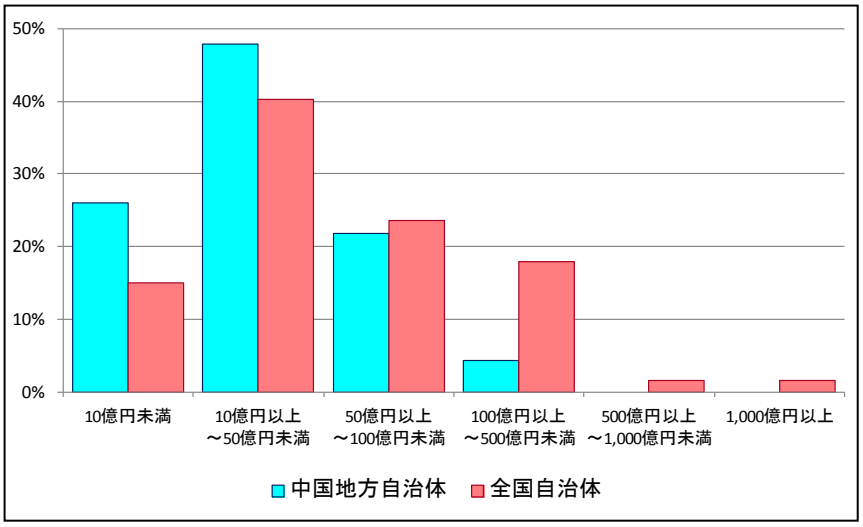

（出典）各種公表資料より日経研にて作成

②PFI 事業実施上の課題

平成 23 年 12 月の総務省地域力創造グループ地域振興室の「地方公共団体における PFI 実施状況報告書」(**図表Ⅰ－25**)、によれば、地方公共団体から PFI 法の改正前の制度における問題点として、以下の点が指摘されている。「準備にかかる事務量の多さ」が 87.9%、「施設整備までに時間がかかる」が 60.0%、「民間の破綻リスクが心配」が 47.0%となっている。

図表Ⅰ－25：PFI 法改正以前の問題点

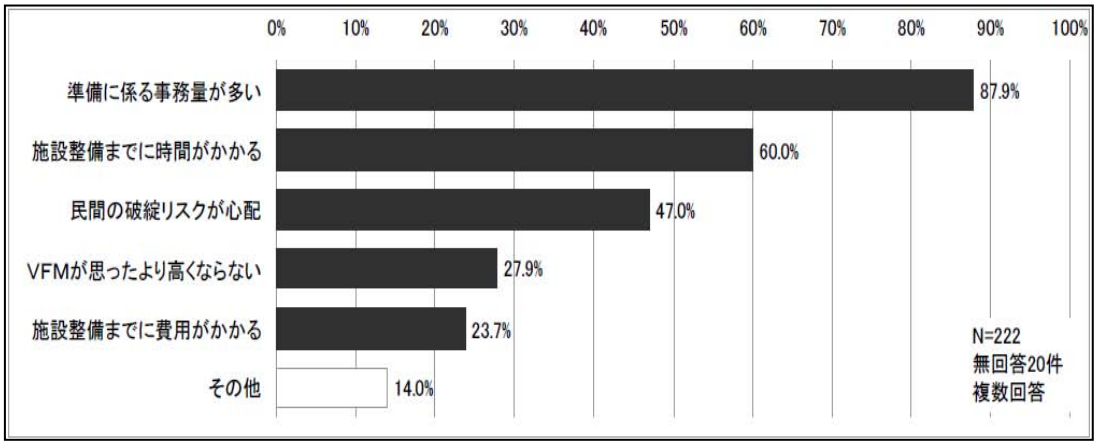

（出典）総務省地域力創造グループ地域振興室「地方公共団体における PFI 実施状況報告書」

③応募事業者数の減少

内閣府 PFI 推進室の「PFI に関する年次報告（平成 21 年度)」(**図表Ⅰ－26**）によれば、近年の PFI 事業 1 件あたりの応募者数は減少傾向にある。報告書の中では、a.PFI 事業は事業の内容や性質が魅力的でない、b.適切なリスク分担がされていない、c.PFI 事業参画に係る費用や労力負担が過大であるなどの理由から、民間事業者の PFI 事業への参入意欲の低下がみられるとしている。従って、民間事業者の有する技術及び経営資源、創意工夫による低廉かつ良好なサービスを十分に活用するには、以上のような課題への対応が必要とされる。

図表Ⅰ－26：PFI 事業応募者の推移

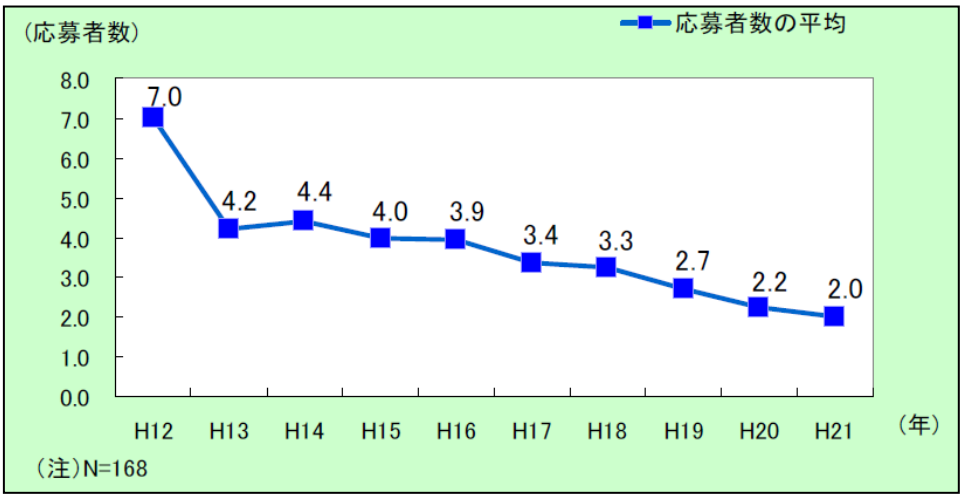

（出典）内閣府 PFI 推進室「PFI に関する年次報告（平成 21 年度)」

④補助金、税制の不均衡

内閣府 PFI 推進室「地方公共団体が PFI 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」によれば、地方公共団体が PFI 事業を実施する際の補助金の交付の状況は、BTO 方式 88%に対して BOT 方式 69%と、BOT、BTO 方式の違いにより国の補助金等の適用状況が異なっている（**図表Ⅰ－27**）。

図表Ⅰ－27：地方公共団体の PFI 事業の国の補助金等の適用状況

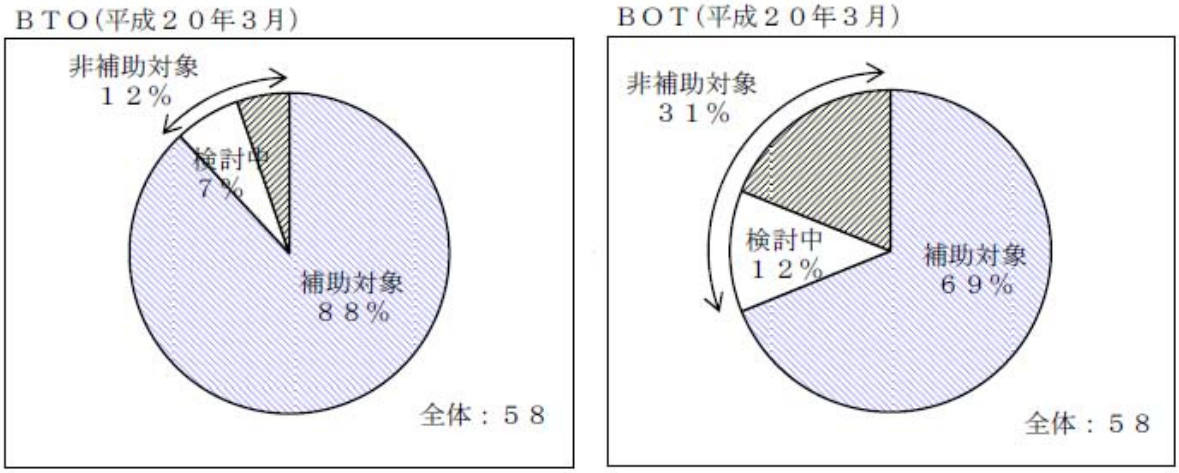

（出典）内閣府 PFI 推進室「地方公共団体が PFI 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について（平成 20 年 6 月）」

また、PFI 事業者の税負担（固定資産税、都市計画税、不動産取得税）については、BTO 方式では公共が自ら実施する場合と同様に非課税となっているが、BOT 方式ではサービス購入型の特例措置（課税標準を 1/2 とする）に限られており、同等の条件となっていない（**図表Ⅰ－28**）。

図表Ⅰ－28：現行のＰＦＩ事業者の税負担

税制	ＰＦＩ		公共が自ら実施
	ＢＯＴ	ＢＴＯ	
固定資産税（市町村税）	課税特例措置あり	非課税	非課税
都市計画税（市町村税）	課税特例措置あり	非課税	非課税
不動産取得税（道府県税）	課税特例措置あり	非課税	非課税

※課税特例措置：サービス購入型・BOT方式で行われるPFI事業に係る固定資産税等について、課税標準等を1／2とする

（出典）内閣府 HP「平成 20 年度税制改正要望、民間資金等活用事業（PFI）の推進」

2. PFI 以外の PPP の状況

PPP とは、正式名称はパブリック・プライベート・パートナーシップ（Public Private Partnership：官民連携）といい、日本における PFI 手法を含めた官民連携の手法を国際的には PPP と一般的に呼んでおり、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、DBO 等を含む概念である。

ここでは、PPP の代表的な手法である PFI を中心とした官民連携事業を PPP/PFI と呼ぶこととする。

図表Ⅰ－29：PPP（官民連携）のイメージ

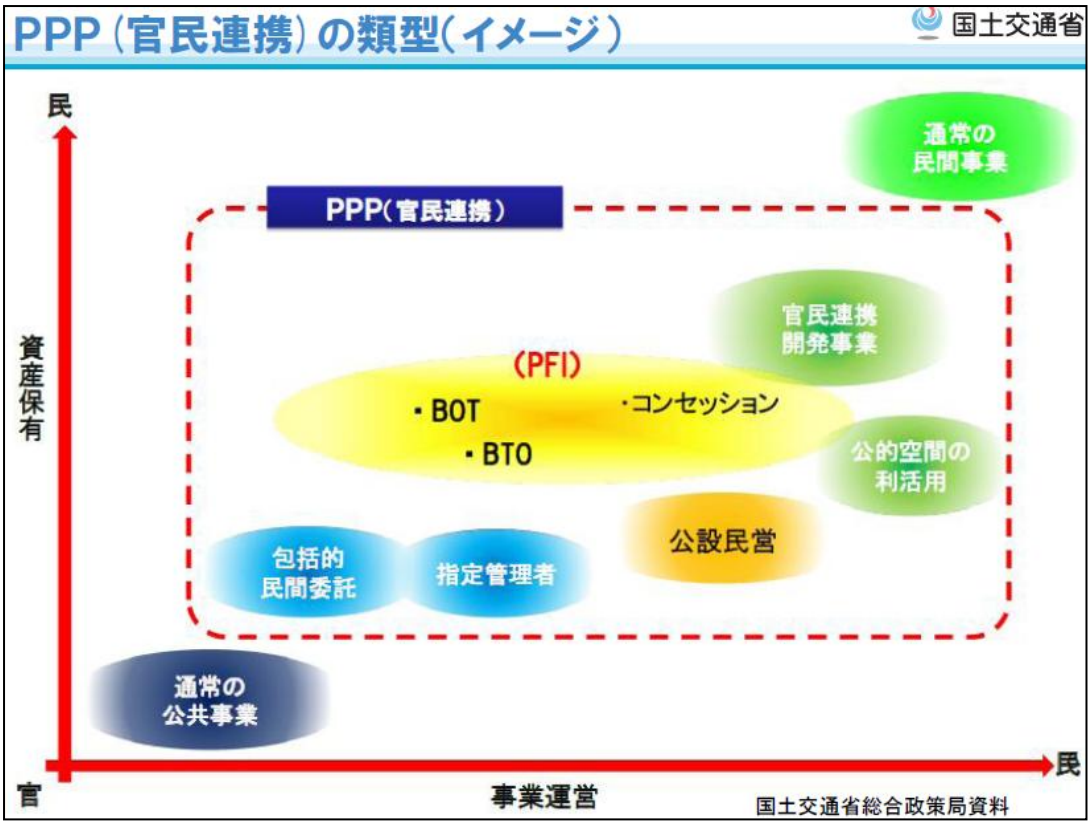

（出典）国土交通省 国土交通政策研究所「我が国における PFI/PPP の振興策について」

(1) PFI 以外の PPP の実施実態

PFI 以外の PPP としては、指定管理者制度や市場化テスト等をあげることができる。

①指定管理者制度

ａ. 指定管理者制度とは

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である「公の施設」について、施設の設置目的を効果的に達成するために、民間事業者や NPO 法人等が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上や経費等の削減することを目的として、2003 年の地方自治法の改正により導入された。

従来の管理委託制度では公の施設の管理は土地改良区等の公共団体や農協等の公的団体等に限られていたが、指定管理者制度の導入により民間企業や NPO 等の管理が可能になった。そして、施設の使用許可等を指定管理者の業務の範囲に含めることを条例で定めることで、指定管理者が使用許可等の行政処分を行うことが可能になった。さらに、利用料金制度の適用も可能で、指定管理者の創意工夫によって得た一定の利益は、経営努力へのインセンティブにすることもできる。

また、指定管理者制度は、単なる価格競争による入札による契約とは異なり、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を公募等により候補者を募集、選定し、議会の議決を経て行われる「指定」という行政処分である。

ｂ. 指定管理者制度の導入状況

平成 21 年 10 月の総務省の「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」によると、平成 21 年 4 月において指定管理者制度は、全国 70,022 件、中国地方 7,225 件の施設で導入されている。

平成 18 年の同調査と比較すると、全国の導入数は平成 18 年の 61,565 件が平成 21 年では 70,022 件と 8,457 件（13.7%）増加となっているが、中国地方は平成 18 年の 6,884 件が平成 21 年では 7,225 件と 341 件（5.0%）の増加であり、全国と比べるとやや少なめの増加となっている。中国地方で増加した 341 件について自治体別内訳をみると、5 県で 103 件減少しているが、政令指定市では 234 件、市町村では 210 件の増加となっている（**図表Ⅰ－30**）。

図表Ⅰ－30：地域別自治体別の指定管理者制度導入状況

（単位：施設）

	平成18年調査（H18.9.2）				平成21年調査（H21.4.1）				増減			
	都道府県	指定都市	市町村	自治体計	都道府県	指定都市	市町村	自治体計	都道府県	指定都市	市町村	自治体計
北海道	206	373	3,921	4,500	240	406	5,071	5,717	34	33	1,150	1,217
東 北	651	309	6,471	7,431	610	322	7,533	8,465	−41	13	1,062	1,034
関 東	2,671	1,322	8,688	12,681	2,670	1,462	10,781	14,913	−1	140	2,093	2,232
中 部	946	584	10,661	12,191	882	1,194	11,803	13,879	−64	610	1,142	1,688
近 畿	851	1,312	5,250	7,413	838	1,402	5,672	7,912	−13	90	422	499
中 国	578	584	5,722	6,884	475	818	5,932	7,225	−103	234	210	341
四 国	177	0	1,853	2,030	174	0	2,376	2,550	−3	0	523	520
九 州	1,003	1,056	6,376	8,435	993	723	7,645	9,361	−10	−333	1,269	926
合計	7,083	5,540	48,942	61,565	6,882	6,327	56,813	70,022	−201	787	7,871	8,457

（出典）総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」、以下同様

図表Ⅰ－31：地域別導入状況（平成 21 年度）

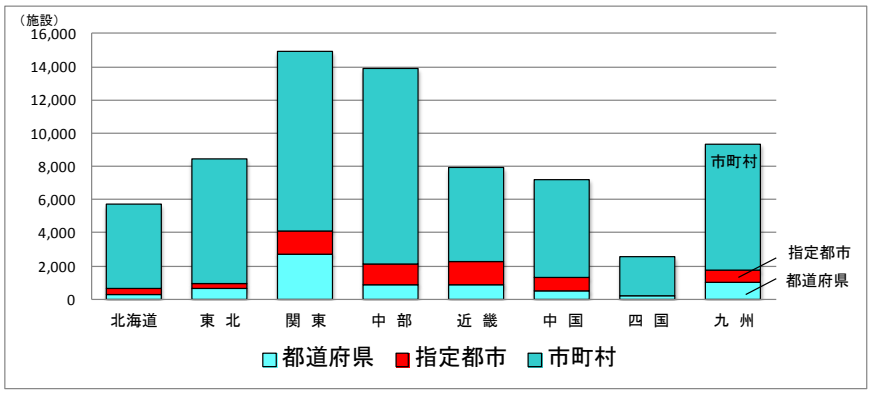

平成 21 年の都道府県（政令市、市町村を除く）における公の施設の指定管理者導入率を比較すると、中国地方は平均 51%と全国平均 59%を 8%下回る。公営住宅を除いた数でも中国地方平均は 45%であり、全国平均の 50%と比べ 5%下回る結果となっている。

さらに、平成 18 年の同調査との比較によると、全国の導入率は 59%で変化がないが、中国地方では 7%減少している（**図表Ⅰ－32**）。

中国地方における減少は、島根県における公営住宅の指定管理制度から管理代行制度[3]への移行、岡山県の施設の閉鎖・譲渡などによる公の施設の減少が要因とみられる。

図表Ⅰ－32：中国地方の県の施設への導入率

（単位：施設）

平成18年調査	指定管理者施設導入数			公営住宅を除いた場合		
(H18.9.2)	公の施設	導入数	導入率	公の施設	導入数	導入率
鳥取県	188	31	16%	66	31	47%
島根県	258	115	45%	164	25	15%
岡山県	146	102	70%	108	64	59%
広島県	187	154	82%	74	41	55%
山口県	224	176	79%	102	54	53%
中国地方	1,003	578	58%	514	215	42%
全国	11,973	7,083	59%	5,144	2,554	50%

平成21年調査	指定管理者施設導入数			公営住宅を除いた場合		
(H21.4.1)	公の施設	導入数	導入率	公の施設	導入数	導入率
鳥取県	175	34	19%	58	34	59%
島根県	201	27	13%	107	27	25%
岡山県	114	86	75%	78	50	64%
広島県	230	152	66%	115	37	32%
山口県	219	176	80%	98	55	56%
中国地方	939	475	51%	456	203	45%
全国	11,724	6,882	59%	4,700	2,340	50%

増減	指定管理者施設導入数			公営住宅を除いた場合		
	公の施設	導入数	導入率	公の施設	導入数	導入率
鳥取県	-13	3	3%	-8	3	12%
島根県	-57	-88	-31%	-57	2	10%
岡山県	-32	-16	6%	-30	-14	5%
広島県	43	-2	-16%	41	-4	-23%
山口県	-5	0	2%	-4	1	3%
中国地方	-64	-103	-7%	-58	-12	3%
全国	-249	-201	0%	-444	-214	0%

（出典）総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」

[3] 管理代行制度とは公営住宅法に基づき、公営住宅に関し、地方公共団体もしくは住宅供給公社へのみ委託が可能。事業主体の立場を代行するため、指定管理者よりも業務範囲が広く、入居者の決定等を行うことが出来る。

c.指定管理者の分野、事業主体

平成 21 年の全国の指定管理者の分野別内訳では駐車場、大規模公園、水道施設などの基盤施設が 32%で最も多く、競技場や野球場、体育館などのレクリエーション・スポーツ施設が 20%、市民会館や図書館、博物館、美術館などの文教施設が 20%となっている。

事業主体別では農業協同組合、社会福祉法人や自治会、町内会などの公共的団体が 43%、財団法人・社団法人が 28%、株式会社・有限会社が 15%となっている。平成 18 年と平成 21 年の比較では、その他が 4,356 件、株式会社・有限会社が 3,613 件、公共的団体が 2,106 件、NPO 法人が 1,268 件と増加している一方、財団法人・社団法人が 2,989 件減少している（**図表Ⅰ－33、34**）。

事業主体の変化の理由としては、株式会社・有限会社、公共的団体の増加、財団法人・社団法人の減少は、公共的部門から民間部門への移行のほか、指定管理制度導入施設の増加、公営住宅の指定管理者制度から管理代行者制度への移行などがあげられる。

図表Ⅰ－33：分野別事業主体別の運営主体

（単位：施設）

平成18年調査（H18.9.2）	株式会社 有限会社	財団法人 社団法人	公共団体	公共的団体	NPO法人	その他	計	
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｽﾎﾟｰﾂ施設	2,871	5,113	122	2,115	360	749	11,330	(18%)
産業振興施設	1,307	1,002	27	3,113	107	540	6,096	(10%)
基盤施設	1,762	12,460	92	2,915	113	1,456	18,798	(31%)
文教施設	570	2,385	49	9,626	250	380	13,260	(22%)
社会福祉施設	252	1,304	41	9,949	213	322	12,081	(20%)
計	6,762 (11%)	22,264 (36%)	331 (1%)	27,718 (45%)	1,043 (2%)	3,447 (6%)	61,565	(100%)

平成21年調査（H21.4.1）	株式会社 有限会社	財団法人 社団法人	公共団体	公共的団体	NPO法人	その他	計	
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｽﾎﾟｰﾂ施設	3,925	4,956	110	2,036	894	1,821	13,742	(20%)
産業振興施設	1,614	1,037	29	3,197	185	1,076	7,138	(10%)
基盤施設	3,440	9,348	177	5,674	210	3,252	22,101	(32%)
文教施設	1,003	2,377	40	8,783	532	982	13,717	(20%)
社会福祉施設	393	1,557	78	10,134	490	672	13,324	(19%)
計	10,375 (15%)	19,275 (28%)	434 (1%)	29,824 (43%)	2,311 (3%)	7,803 (11%)	70,022	(100%)

増減	株式会社 有限会社	財団法人 社団法人	公共団体	公共的団体	NPO法人	その他	計	
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｽﾎﾟｰﾂ施設	1,054	−157	−12	−79	534	1,072	2,412	(1%)
産業振興施設	307	35	2	84	78	536	1,042	(0%)
基盤施設	1,678	−3,112	85	2,759	97	1,796	3,303	(1%)
文教施設	433	−8	−9	−843	282	602	457	(−2%)
社会福祉施設	141	253	37	185	277	350	1,243	(−1%)
計	3,613 (4%)	−2,989 (−9%)	103 (0%)	2,106 (−2%)	1,268 (2%)	4,356 (6%)	8,457	(0%)

○団体の種別
- 公共団体：地方公共団体、土地改良区など
- 公共的団体：社会福祉法人、農業協同組合、森林組合、赤十字、自治会、町内会など
- その他：企業体、学校法人、医療法人

○施設の内容
- ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｽﾎﾟｰﾂ施設：競技場、野球場、体育館、ﾃﾆｽｺｰﾄ、ﾌﾟｰﾙ、ｽｷｰ場、ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ
- 産業振興施設：展示場施設、見本市施設、開放型研究施設、産業交流ｾﾝﾀｰ、農産物直売所、観光案内施設
- 基盤施設：駐車場、駐輪場、公園、公営住宅、水道施設、下水終末処理場
- 文教施設：県民ﾎｰﾙ、市民会館、博物館、美術館、図書館、男女共同参画ｾﾝﾀｰ、ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、芸術劇場
- 社会福祉施設：病院、保育所、老人福祉ｾﾝﾀｰ、障害者自立支援ｾﾝﾀｰ、ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ、総合福祉ｾﾝﾀｰ、児童館

図表Ⅰ－34：運営主体別事業件数（平成 18、21 年度）

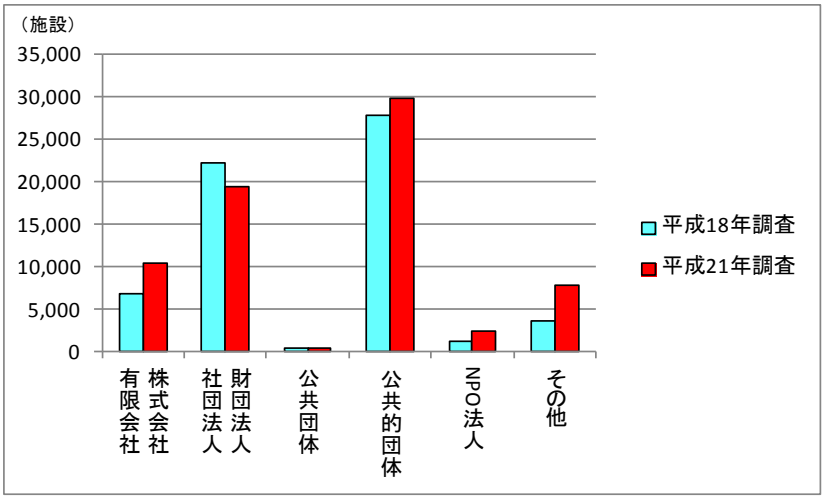

d.指定管理者の選定手続き

平成 21 年の全国の指定管理者の選定方法は、公募によるものが全体で 40%と公募による割合が平成 18 年よりも約 10%増加している。公募による施設別の内訳では基盤施設 52%、社会福祉施設 31%、産業振興施設 26%、文教施設 23%となっており、平成 18 年との比較でもすべての分野で増加している（**図表Ⅰ－35**）。

図表Ⅰ－35：選定手続き状況

（単位：施設）

平成18年調査	公募による		公募によらない		うち従前委託者・指定管理者	計	
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｽﾎﾟｰﾂ施設	4,244	37%	7,086	63%	5,816	11,330	100%
産業振興施設	1,292	21%	4,804	79%	3,940	6,096	100%
基盤施設	7,157	38%	11,641	62%	10,368	18,798	100%
文教施設	2,221	17%	11,039	83%	9,730	13,260	100%
社会福祉施設	2,999	25%	9,082	75%	8,055	12,081	100%
計	17,913	29%	43,652	71%	37,909	61,565	100%

平成21年調査	公募による		公募によらない		うち従前委託者・指定管理者	計	
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｽﾎﾟｰﾂ施設	7,259	53%	6,483	47%	5,327	13,742	100%
産業振興施設	1,868	26%	5,270	74%	4,627	7,138	100%
基盤施設	11,550	52%	10,551	48%	9,122	22,101	100%
文教施設	3,212	23%	10,505	77%	9,478	13,717	100%
社会福祉施設	4,103	31%	9,221	69%	8,030	13,324	100%
計	27,992	40%	42,030	60%	36,584	70,022	100%

増減	公募による		公募によらない		うち従前委託者・指定管理者	計	
ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ、ｽﾎﾟｰﾂ施設	3,015	15%	−603	−15%	−489	2,412	0%
産業振興施設	576	5%	466	−5%	687	1,042	0%
基盤施設	4,393	14%	−1,090	−14%	−1,246	3,303	0%
文教施設	991	7%	−534	−7%	−252	457	0%
社会福祉施設	1,104	6%	139	−6%	−25	1,243	0%
計	10,079	11%	−1,622	−11%	−1,325	8,457	0%

ｅ.指定管理者の指定の取消し等

平成 21 年の全国の指定管理者の指定の取消しは 672 件、期間満了による取止めは 1,420 件となっている。理由としては、指定の取消しでは指定管理者の経営困難等の運営上の理由が 348 件と 5 割以上を占めている。指定期間満了による取止めでは、施設の休止・廃止等、民間譲渡や管理代行制度への移行といった施設の見直しが 7 割以上を占めている。

指定の取消し後の管理状況では再指定 47%、直営 21%、休止・廃止 18%となっており、指定期間満了による取止めでは管理代行制度への移行 41%、直営 22%、休止・廃止 22%となっている（**図表Ⅰ－36**）。

図表Ⅰ－36：指定の取消し・取止め状況

指定管理者の指定の取消し　（単位：件）

運営上の理由	費用対効果・サービス水準の検証の結果	80		
	指定管理者の経営困難等	253		
	指定管理者の業務不履行	7		
	指定管理者の不正事件	8	348	52%
団体自身の理由	指定管理者の合併・解散等	149	149	22%
施設の見直し	施設の休止・廃止等	67		
	施設の再編・統合	22		
	施設の民間譲渡等	83		
	施設の管理方針の見直し	1	173	26%
手続き上の理由	公募要件の不備・不選定等	1		
	協定締結のための協議不調	1	2	0%
計			672	100%

指定取消し後の管理状況

直営	143	21%
業務委託	12	2%
休止・廃止	124	18%
再指定	313	47%
直営ののち再指定	9	1%
民間等へ譲渡	67	10%
民間等へ貸与	3	0%
他施設等の統合	1	0%
計	672	100%

指定期間満了による取り止め　（単位：件）

運営上の理由	費用対効果・サービス水準の検証の結果	283		
	指定管理者の経営困難等	34	317	22%
団体自身の理由	指定管理者の合併・解散等	8	8	1%
施設の見直し	施設の休止・廃止等	197		
	施設の再編・統合	14		
	施設の民間譲渡等	194		
	施設の管理方針の見直し	57		
	管理代行制度への移行	588	1,050	74%
手続き上の理由	公募への応募なし	19		
	公募要件の不備・不選定等	2		
	議会の不同意	23		
	協定締結のための協議不調	1	45	3%
計			1,420	100%

指定取止め後の管理状況

直営	306	22%
業務委託	109	8%
休止・廃止	313	22%
管理代行制度への移行	588	41%
直営ののち再指定	64	5%
民間等へ譲渡	22	2%
民間等へ貸与	15	1%
他施設等の統合	3	0%
計	1,420	100%

②市場化テスト

市場化テストは米、英、豪州等の海外諸国で実施されていた制度である。「簡素で効率的な政府」を実現するという観点から、「民間でできることは民間に」という構造改革を具体化するために、わが国では 2006 年に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）が制定された。民間事業者の創意工夫の反映を期待できる業務を選定し、官民競争入札又は民間競争入札制度の活用により、公共サービスの改革（質の維持向上と経費削減）を推進することを目的としている。

図表Ⅰ－37：官民競争入札等の全体の流れ

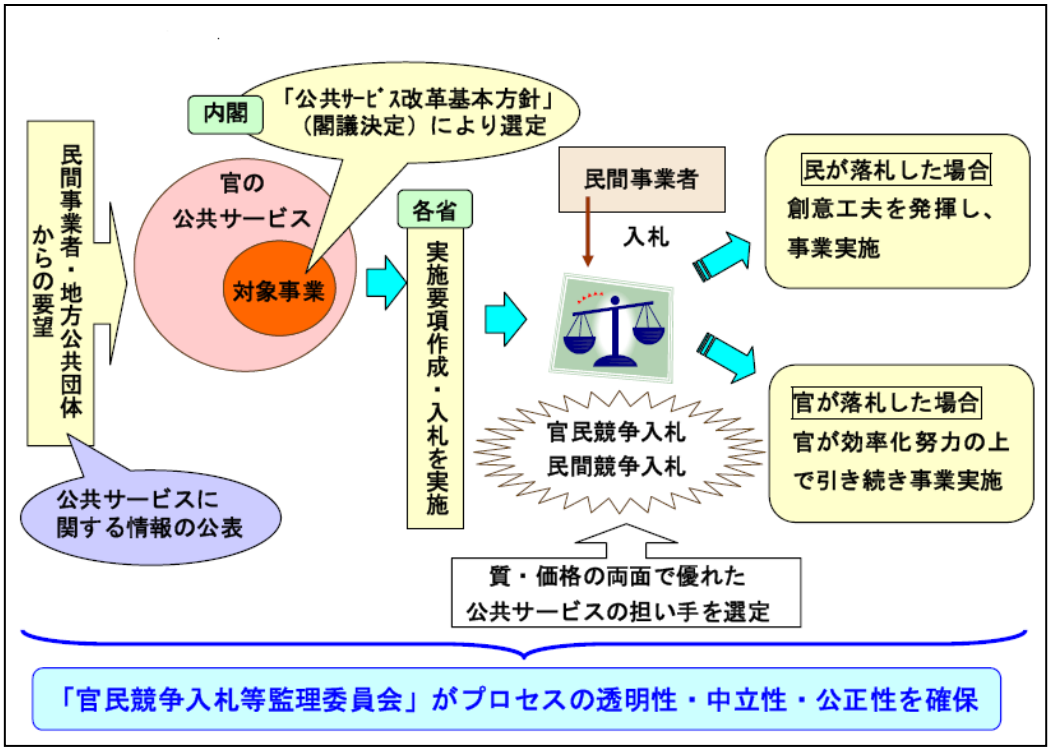

（出典）内閣府公共サービス改革推進室「『市場化テスト』の手引き」

a．官民競争入札と民間競争入札

官民競争入札とは、官の世界に競争原理を導入し、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質と価格の両面で最も優れたものが、そのサービスの提供を担う仕組みである。入札はプロセスの透明性・中立性・公平性を確保するために官民競争入札等管理委員会により行われる。

このため、事業実施に際し、民間事業者が落札した場合に、民間事業者独自の創意工夫が発揮されることが期待されるだけでなく、官が落札した場合にも、官による効率化努力が期待される。このように、官民競争入札の実施によって、公共サービス提供のあり方が見直されることになるため、国民に良質かつ低廉な公共サービスが提供されることが期待される。

民間競争入札においても通常の民間委託と異なり、官民競争入札同様の公共サービス改革法に基づく情報開示や適正かつ確実な実施のための監督等の規定が適用される。

ｂ.特定公共サービス

従来、公務員でなければ実施できないとされていた国の行政機関等及び地方公共団体の実施する公共サービスについて、公共サービス改革法では同法に基づく官民競争入札等を実施することにより民間委託を可能にするために、導入に阻害となる国の法律に対して特例を設けている。これを「法律の特例」といい、この特例が適用されるサービスを「特定公共サービス」という（**図表Ⅰ－38**）。

図表Ⅰ－38：特定公共サービス

国	①ハローワーク人材銀行等業務 ②国民年金収納事業 ③登記事項証明書等の交付業務等 ④刑事施設の運営業務
地方公共団体	①戸籍謄本等の交付業務 ②納税証明書の交付業務 ③外国人登録原票の写し等の交付業務 ④住民票の写し等の交付業務 ⑤戸籍の附票の写しの交付業務 ⑥印鑑登録証明書の交付業務

官民競争入札等のうち、公共サービス改革法に規定されている「法律の特例」が適用される特定公共サービスに関しては、同法に規定される手続きにしたがって実施される。「法律の特例」が適用されてない業務について、地方公共団体が行う場合は地方自治法に基づき、条例等に規定することによって官民競争入札等を実施することが可能となっている（**図表Ⅰ－39**）。

図表Ⅰ－39：地方公共団体の官民競争入札等と法律の特例の関係

法律の特例あり 「特定公共サービス」	公共サービス改革法に規定
法律の特例なし	地方自治法に基づき、条例や規則に規定することで対応可能

ｃ.対象事業の選定

官民競争入札等管理委員会の「公共サービス改革報告書（2010～2012 年）」によれば、対象公共サービス事業数は平成 18 年の法制定時には 7 事業のみであったが、平成 23 年には官民競争入札の対象として施設管理分野における 4 事業、民間競争入札の対象として施設管理、研修、公物管理、徴収、試験、統計調査、登記、刑事施設、行政情報ネットワーク関連業務等の分野で 160 事業、簡易版民間競争入札として 6 事業、合計 170 事業が選定されている。さらに平成 24 年 7 月には過去最多となる 93 事業が追加され、合計 263 事業となっている（**図表Ⅰ－40**）。

図表Ⅰ－40：対象事業の選定状況

公共サービス改革法対象事業の選定状況（H18～）　参考－4

閣議決定年月（選定数）事業数(累積)	18年9月（+7）7	18年12月（+6）13	19年10月（+28）41	19年12月（+30）71	20年12月（+11）82	21年7月（+14）96	22年7月（+44）140	23年7月（+30）170	24年7月（+93）263
業務分野	法施行	先行事例を踏まえた同種・類似事業の選定、更新時に対象箇所・範囲等の拡大							
登記	1	1	1	1	1	1	1	1	1
日本年金機構	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ハローワーク	3	3	4	4	4	4	4	4	4
独立行政法人	2	7	7	37	38	38	38	44	※(+11) 55
統計調査		1	8	8	15	15	15	15	(+2) 17
施設管理・研修			19	19	20	20	32	35	(+7) 42
公物管理			1	1	2	4	33	39	※(+28) 67
刑事施設					1	1	1	1	1
地方出先・試験						12	13	14	14
米の売買管理							1	1	1
防衛省・調達							1	1	1
行政情報ネットワーク								14	(+45) 59

対象分野の拡大

規制改革・民間開放推進3か年計画　独法の整理合理化計画　行政刷新担当大臣の範囲拡大　政府系公益法人改革

※ 政府系公益法人が1者応札等で受注していた事業

5

（出典）内閣府行政改革に関する懇談会（第６回）資料「調達改革について」

ｄ.対象公共サービスの実施状況

官民競争入札等監視委員会の「公共サービス改革報告書（2010～2012 年）」によると、官民競争入札及び民間競争入札実施要項の策定件数の推移については、平成 22 年 92 件、平成 23 年 142 件、平成 24 年 250 件と事業数の拡大とともに増加傾向である。また、250 件の実施要項の対象事業のうち、1 件は事業廃止となったが、残りの 249 件の対象事業に関して 2,129 件の入札が行われている。その結果、1 年あたり約 204 億円のコスト削減効果及び 7,144 人の定員削減効果をあげている。

図表Ⅰ－41：平成 24 年 6 月時点で実施している主な対象事業

国民年金保険料収納事業（日本年金機構） ○ 全国312箇所の年金事務所すべてで事業を実施 ・落札金額が毎年度大幅に低下する一方で、納付率の目標を達成しない年金事務所が増加する状況等を踏まえ、事業の評価においては、実施体制の強化・入札方式の変更・戸別訪問の重視等の是正措置を求めた。 ◆ 経費削減効果：126億円（181億円→54億円）
登記事項証明書等の交付等（法務省 登記所） ○ 全国の登記所のうち427箇所について入札を実施 ◆ 経費削減効果：48億円（110億円→62億円）
刑事施設の運営業務（法務省） ○ 刑事施設の運営業務の一部について入札を実施
統計調査 ○ 15調査について入札を実施 ・消費動向調査 ・科学技術研究調査 ・社会福祉施設等調査　　等 ◆ 経費削減効果：4億円 （11億→7億円）
施設管理・運営業務等 ○ 霞ヶ関一般庁舎等の施設管理 ○ 各府省が所管する研修所等の施設管理 ◆ 経費削減効果：7億円 （174億→167億円）

（出典）内閣府「公共サービス改革（市場化テスト）とは」

③包括業務委託

包括業務委託制度とは、施設等の維持管理、運営にあたり、複数の出来るだけ多くの業務をまとめて一体的に民間主体に委託するものであり、複数年度発注、性能発注方式を基本とする。施設の一体的な運営が可能であり、民間主体による効率化やコスト軽減が期待できる。また、既存施設に導入されるケースが多く、自治体職員が施設についての運転データやコストの把握が出来ていることが多い。下水道事業や廃棄物処理事業などの分野で多く用いられている。

④DBO (Design-Build-Operate)

施設等の建設、維持管理、運営にあたり、民間主体に設計(Design)・建設(Build)・維持管理及び運営(Operate)を一体的に委ねる方式。設計から運営まで一体的な検討が可能となるため、民間ノウハウの活用の幅が広くなる。主な PFI の手法と相違点は、資金調達を公共が行う点である。

(2) PFI 以外の PPP の課題

①指定管理者制度

平成 20 年 12 月の内閣府政策統括官（経済財政分析担当）の「指定管理者制度の導入効果」によると、指定管理者制度の導入による収支向上効果は、導入直前との比較で 2,282 億円（3.4%）の収支向上効果が確認されている。指定管理者制度が導入される施設が増加する一方で、平成 21 年の指定の取消しや取止めは約 2,100 件となっている。

指定管理者制度における課題としては次のようなものがあげられる。

a. 指定管理者制度導入後、当該施設で勤務している自治体職員に対する配置転換や外郭団体職員等の雇用問題が生じる。

b. 外郭団体等の関連団体と硬直的な継続契約が続くと、本来の機能が果たせない。

c. 指定期間が 3～5 年であるため頻繁に指定管理者が変更になることも想定される。更新による指定管理者の変更のたびに運営方法が変わる。

d. コスト削減の観点から導入されているため、価格競争となり、指定管理者の選定に際し、サービス向上よりもコスト削減が優先される傾向がある。

e. 指定管理者の経営難や倒産による指定管理の取消しのリスクがある。

f. 施設管理を目的として設立した第三セクターなどが多く存在しており、公募によらない指定管理者の選定が 6 割となっている。このように多くを公共的団体等が占めており、民間事業者の参加機会が限定されている状況である。公募によらない場合は、公平性、透明性等の観点からも選定基準等を明確にする必要がある。

g. 特に地方においては指定管理者となりうる事業者が限定されており、応募する事業者が少ない。

②市場化テスト

市場化テストは、国民年金保険料の徴収事業や登記簿等公開に関する事務等で活用されており、「公共サービス改革報告書（2010～2012 年）」によると、法に基づく入札を実施した事業では、実施前と実施後で 1 年あたり約 204 億円（36%）のコスト削減が行われている。

定員削減に関しては 7,114 人の削減が行われているが、国民年金保険料収納業務と登記事項証明書等交付業務が多くを占め、これらを除くと 1,343 人の削減となっている。

市場化テストにおける課題としては次のようなものがあげられる。

a. 市場化テストの削減実績の約 204 億円は、国民年金保険料収納業務（削減額 126 億円、削減率 70%）と登記事項証明書等交付業務（削減額 48 億円、削減率 44%）の 2 件で約 174 億円を占めており、その他約 90 件の業務で約 30 億円となっている。事業件数が増加しているが、コストが増えたもの（マイナス）も見られ、必ずしも大きな経費削減効果が出ているとは言えない（**図表Ⅰ－42、43**）。

図表Ⅰ－42：削減率に対する事業件数

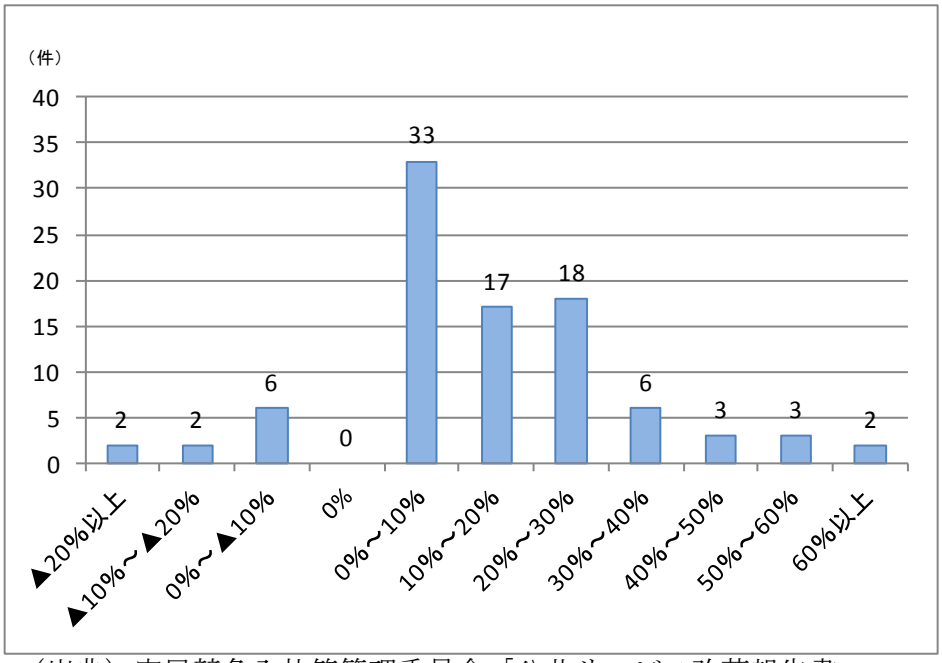

（出典）官民競争入札等管理委員会「公共サービス改革報告書（2010～2012 年）」、以下同様

図表Ⅰ－43：削減率に対する事業件数及び削減額

削減率			▲20%以上	▲10%～▲20%	0%～▲10%	0%	0%～10%	10%～20%	20%～30%	30%～40%	40%～50%	50%～60%	60%以上	計
事業件数		件	2	2	6	0	33	17	18	6	3	3	2	92
経費削減額		百万円	▲ 268	▲ 48	▲ 232		421	371	1,485	612	4,899	525	12,674	20,439
	国民年金保険料収納業務	百万円											12,600	12,600
	登記証明書等の交付業務	百万円									4,800			4,800
	その他	百万円	▲ 268	▲ 48	▲ 232	0	421	371	1,485	612	99	525	74	3,039

b．民間事業者の選定により、公共部門に多くの余剰人員が生じることになる。公務員の処遇が課題となっている。

c．価格競争が行われ安価で落札された場合に、コスト削減が優先され、対象公共サービスの質の低下等が懸念される。

d．公共側でのサービスのフローやコスト把握が十分に行われておらず、実施要項案作成等の事前準備が負担となっているとともに、民間事業者の新規参入に必要な情報が不足している。

e．対象公共サービスの増加に伴い、実施要項や事業等の評価を行う監査委員会の負担も増加している。

f．地方公共団体の公共サービスについては、入札実施の判断が当該地方公共団体に委ねられており、特定公共サービスが戸籍謄本業務等 6 業務に限られていることや合議制機関の運用等の負担が多く、これまでの法に基づく入札の実施は 5 団体のみとなっている。

③包括的業務委託

包括的業務委託では、下水道事業や廃棄物処理事業などの規模の大きな事業、特殊な事業で主に行われている。複数年契約となっており委託期間が長く、民間事業者が補修や更新などのリスクを負う理由からも参画可能な民間事業者が限定されている。また、PFI と異なり、資金調達を伴わないため、金融機関によるモニタリング機能が働かないといった課題もある。

④DBO（Design-Build-Operate）

DBO 方式では包括的委託管理に設計・建設を加えた規模の大きな事業が対象となり、委託期間が長く、民間事業者が多くのリスクを抱えることから、事業に参画可能な民間事業者が限定される。資金調達は公共で行われるため、資金調達コストが民間での行う場合に比べて低く抑えられるため、コスト縮減率で有利になりやすいが、金融機関によるモニタリング機能が働かないといった課題もある。

第Ⅱ章　PFI 法改正等最近の動向

1.　PFI 法改正の経緯及び改正内容

（1）改正の経緯

国・地方ともに非常に厳しい財政状況であり、国の公共事業費は平成 9 年の 9.7 兆円が平成 23 年には 5.0 兆円と約半分まで縮小している。しかし、高度成長期に集中投資を行った公共施設は更新時期にきており、本当に必要なインフラ整備は不可欠である。

この厳しい財政状況の中、必要な社会資本整備・更新には PFI 等の活用による民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必須である。さらに、PFI の活用は民間の事業機会の創出のみでなく、ノウハウの蓄積にもつながるといった理由から、平成 22 年 6 月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」に PFI の推進が盛り込まれた。これは対象事業の拡大、コンセッション方式を導入、公務員の民間への出向の円滑化、民間資金導入のための制度整備、地方公共団体への支援体制の充実等を 2010 年度に実施し、PFI 事業規模について 2020 年度までの 11 年間で少なくとも約 10 兆円以上（従来の事業規模の 2 倍以上）の拡大を目指すといったものである。

以上のような背景のもとに PFI 法の改正がなされた。

（2）改正内容

今回（2011 年 6 月）の PFI 法の改正点は、PFI の対象施設の拡大、民間事業者による提案制度の導入、コンセッション方式（公共施設等運営権）の導入等である。

①PFI の対象施設の拡大

従来の PFI の対象施設であったインフラ（道路、空港等）、庁舎、病院等に、賃貸住宅（従来は公営住宅のみであった）、人工衛星、政府が所有する船舶・航空機等が追加された。これにより、PFI 事業者が PFI 施設と民間施設とを合わせて整備する場合、行政財産の貸し付けが可能となる民間収益施設の範囲が拡大された（**図表Ⅱ－1**）。

図表Ⅱ－1：法改正による対象事業の拡大

【改正前】

対象施設	具体例
公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
公用施設	庁舎、宿舎等
公益施設等	公営住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場、地下街
その他の施設	情報通施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設

【改正後】

対象施設	具体例
公共施設	道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等
公用施設	庁舎、宿舎等
公益施設等	賃貸住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場、地下街
その他の施設	情報通施設、新エネルギー施設、リサイクル施設、観光施設、研究施設
追加施設	船舶、航空機等の輸送施設、及び人工衛星

②民間事業者による提案制度の導入

これまでの PFI 事業は行政発意で実施されてきているが、全国の地方公共団体のうち約 1 割程度しか PFI 事業を実施したことがないなどと PFI が活用されていない状況である。また、入札参加者がいない PFI 事業もあるなどと、民間事業者の参入意欲が常に高いとはいえない状況である。そこで、民間事業者が行政に対して PFI 事業を提案できる制度が導入された。

これは、PFI 事業を実施しようとする民間事業者が公的主体に、PFI 事業の案、効果及び効率性の評価結果等を提出すると、公的主体は提案についての検討結果を提案者に通知することを義務づけられる制度である（**図表Ⅱ－2**）。

図表Ⅱ－2：民間提案制度の流れ

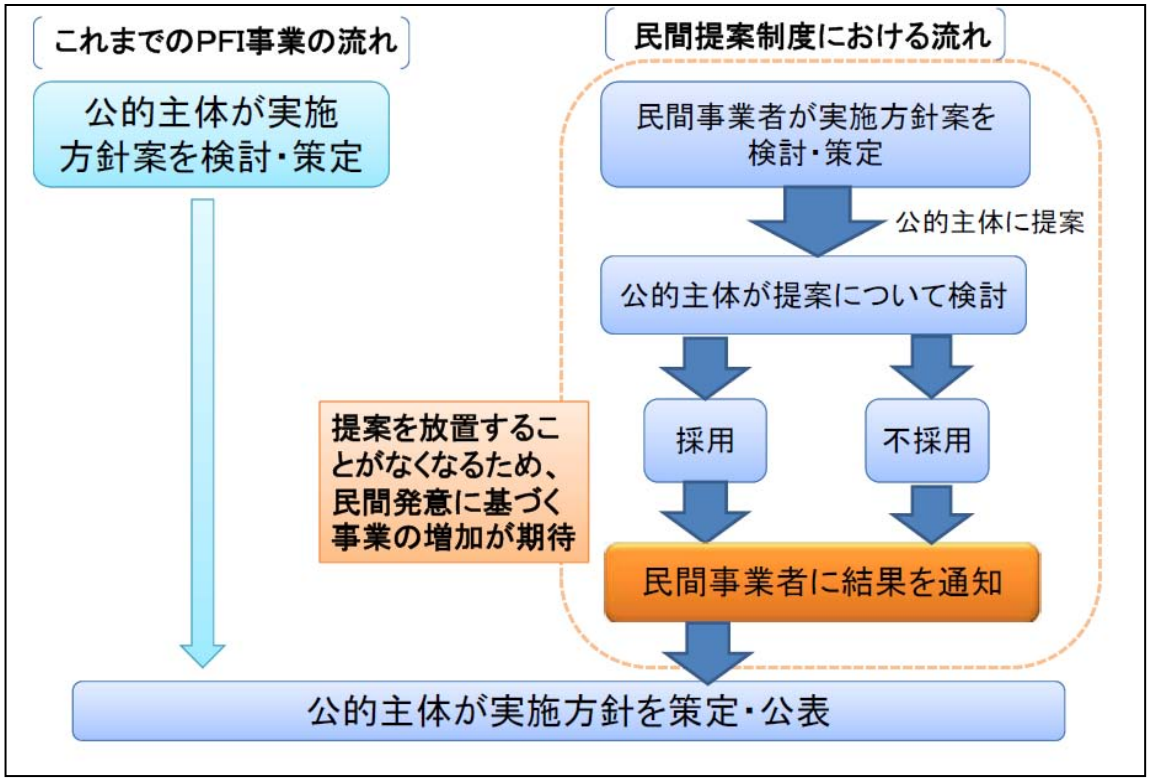

（出典）内閣府 PFI 推進室「改正 PFI 法の説明会資料」

③コンセッション方式（公共施設等運営権）の導入

従来の PFI 制度のもとでは、公物管理を民間事業者が行うことを容認していないとする公物管理法との不整合から、道路・鉄道・港湾等の分野では PFI 対象事業であったにも関わらず、あまり活用がされていなかった。そこで今回の改正では、これらの分野での独立採算型の創出が目標に掲げられ、コンセッションに関する規定として公共施設等運営権の導入が盛り込まれ、これまで PFI 活用の障害となっていた公物管理権の部分開放が実現した。

コンセッション方式とは公共施設等運営事業を実施する権利、つまり、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公的主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式である。このコンセッション方式は既存施設でも新設施設でも設定可能である。

コンセッション方式導入のメリットとしては、まず、公的主体側では、PFI 事業者からの対価徴収による施設収入の早期回収の実現、事業収支及びマーケットリスクの公的主体から事業者への移転があげられる。また、これまでの PFI 事業はサービス購入型が大半を占めている。独立採算型が普及しない理由として、運営面での民間事業者の自由度が必ずしも高くない、民間事業者が需要変動リスクを負う特性に反映した資金調達環境が整備されていない等の理由があげられている。公共施設運営権は物件とみなされ、第三者への譲渡や抵当権設定が可能であることから、投資家リスクの低下と金融機関の担保の安定化により、資金調達の円滑化につながると考えられる。さらに、事業者は自由度の高い事業運営が可能となり、利用者ニーズを反映した質の高い公共サービスが期待できる（**図表Ⅱ－3**）。

図表Ⅱ－3：コンセッション方式の概要

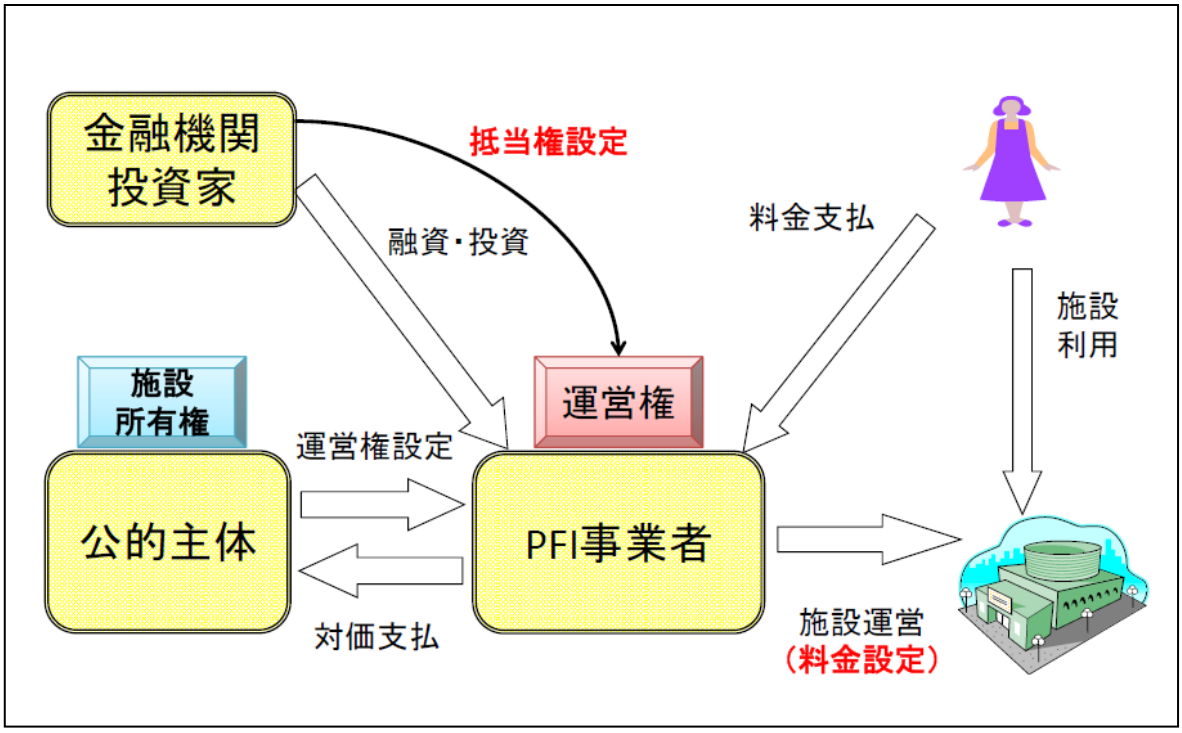

（出典）内閣府 PFI 推進室「改正 PFI 法の説明会資料」

公物管理法と公共施設等運営権の設定に関しては、PFI 基本方針（平成 24 年 3 月 27 日閣議決定）において考え方が示されている（**図表Ⅱ－4**）。これによれば、鉄道や港湾をはじめとした多くの分野で公共施設等運営権の設定が可能とされており、活用が期待される。

なお、道路や空港等での公共施設等運営権活用に関しては、公物管理法（各個別法）に基づく許可等を受ける必要があるが、今後の料金制度のあり方が定まっていない、民間事業者の行える事業範囲が不明確である、法令により特例措置を定める必要がある等の課題が残っている状況である。

図表Ⅱ－4：個別法と公共施設等運営権の設定について

施　　設	管 理 者 等	根 拠 法 令	公共施設等運営権の設定について
水道施設	水道事業者 水道用水供給事業者	水　道　法	設定は可能（注1）
医療施設	国 地方公共団体 独立行政法人等	医　療　法	設定は可能 ただし、医療法第7条第5項の趣旨に照らし、営利を目的とする者が医業本体を事業範囲とすることは認められない。
社会福祉施設	社会福祉事業者	社会福祉関係各法	設定は可能（注1）
漁　　港 （プレジャーボート収容施設）	地方公共団体	漁港漁場整備法	設定は可能
中央卸売市場	都道府県又は人口20万人以上の人口を有する市等	卸売市場法	設定は可能
工業用水道事業	地方公共団体 地方公共団体以外の者等	工業用水道事業法	設定は可能
熱供給施設	熱供給事業者	熟供給事業法	設定は可能（注1）
駐　車　場	地方公共団体等	駐車場法	設定は可能
都市公園	地方公共団体等	都市公園法	設定は可能
下　水　道	地方公共団体	下水道法	設定は可能
道　　路	地方公共団体等	道路整備特別措置法	今後の料金制度のあり方とあわせて設定を検討
賃貸住宅	地方公共団体等	公共住宅法等	設定は可能
鉄道（軌道を含む）	地方公共団体等	鉄道事業法 軌　道　法	設定は可能（注1）
港湾施設	地方公共団体等	港　湾　法	設定は可能
空　　港	国地方公共団体 空港会社	航　空　法 空港法等	関西国際空港及び大阪国際空港については可能。また、国管理空港等については、公共施設等運営権制度を活用した運営等の民間委託を可能とする措置を定める法案を第180回国会（常会）に提出したところ（注2）。
産業廃棄物処理施設	民間事業者 廃棄物処理センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	設定はなじまない
浄 化 槽	個人、法人、市町村又は一部事務組合	浄化槽法	設定は可能

（注1）各事業を経営するためには、別途、各事業法に基づく許可等を受けることが必要。

（注2）平成24年3月27日現在。（継続審議となり、平成24年11月の衆議院解散により廃案となる。）

（出典）「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業実施に関する基本方針」（平成 24 年 3 月 27 日閣議決定）より作成。

＜空港経営改革について＞

近年、オープンスカイ（航空自由化）の推進や LCC 等の新規航空企業の参入促進などの航空政策が図られるなか、空港経営に関して、改正 PFI 法により可能となったコンセッション制度を利用した国管理空港の経営改革の検討がされている。

国管理空港は、滑走路、誘導路、エプロン等の施設に関しては国（国土交通省）により管理されており、空港ビル等は民間により管理されている。空港施設の収入源である着陸料等は国管理空港全体でプール管理されており、割引料等の設定はあるものの全国一律の料金設定がされているため、空港ごとの収支の透明度が低く、効率的な経営がなされていない。国土交通省により行われた空港別収支の試算結果によると、赤字経営となる空港も見受けられる。

そこで、コンセッション制度を利用した空港ビル等の民間による一体的経営が検討されている。一体的・機動的経営により、地域の特性を活かした空港運営の効率化が図られることが期待される。また、着陸料等の引き下げや柔軟な料金設定等が行われることによる国際競争力の強化、地域への来訪者増加に伴う地域の活性化などにも繋がる。

現在、国管理空港について、運営の民間委託に関する具体的な提案の募集（マーケットサウンディング）へ向けた準備が行われている段階であり、平成 25 年度に具体的な検討、平成 26 年より公募が開始される予定となっている（**図表Ⅱ－5**）。

図表Ⅱ－5：コンセッション方式を活用した国管理空港の運営の民間委託

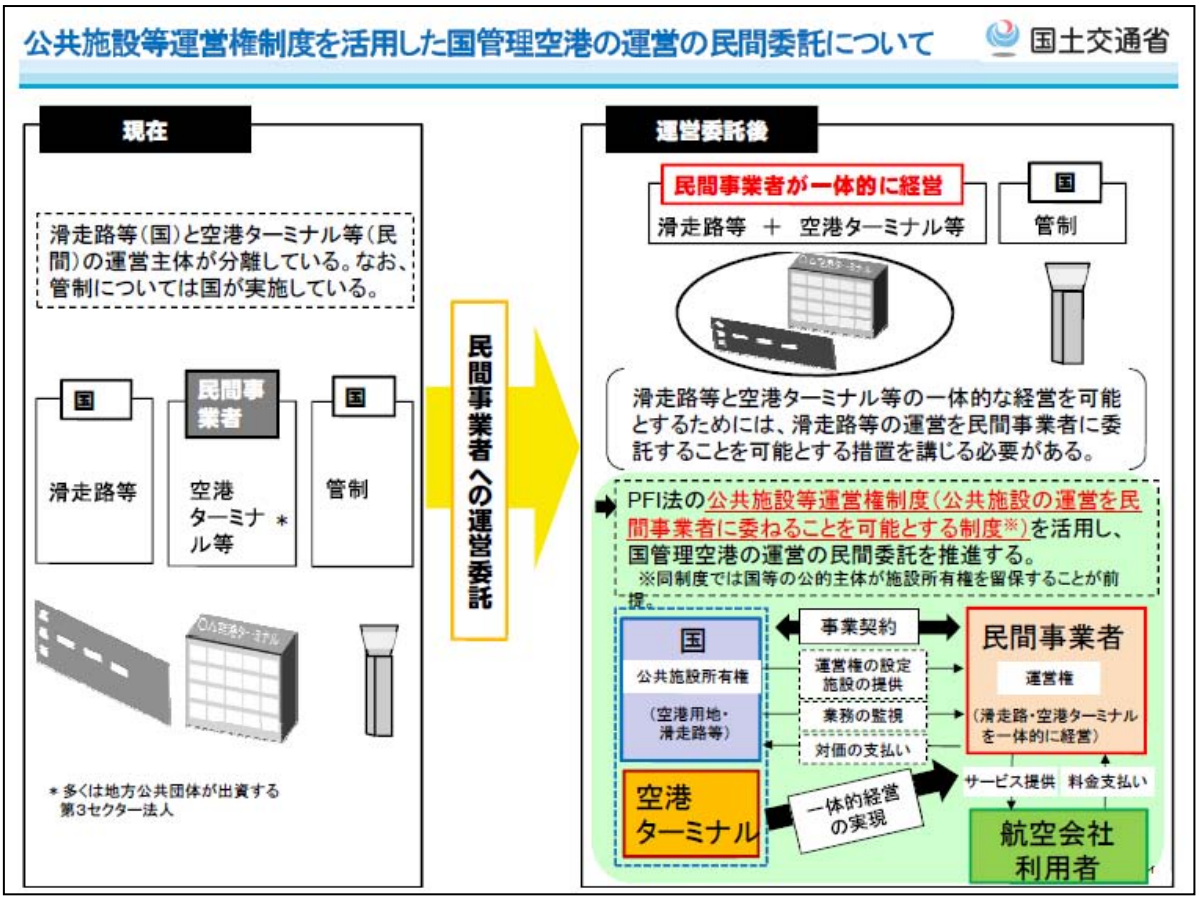

（出典）国土交通省航空局「空港の現状及び空港経営改革の推進について H24.2)」

④民間資金等活用事業推進会議の設置

PFI 事業規模の倍増等、PFI の更なる推進の必要から不具合の解消のためしくみとして、内閣総理大臣を会長とし、関係閣僚で構成される民間資金等活用事業推進会議が平成 23 年 6 月に設置された。政府一体となった PFI 事業の一層強力な推進への取組みにより、PFI 事業規模の拡大、インフラ事業への民間投資の促進を通じて、デフレ脱却と経済の活性化を目指すものである。

⑤その他

その他の改正点は、以下の通りとなっている。

○欠格事由

入札に参加できない欠格事由を規定した。

・法人でない場合
・破産手続き開始決定を受けている
・運営権を取り消されて 5 年以内の場合、及びその親会社など
・暴力団員または暴力団員でなくなってから 5 年以内の者が事業活動を支配している場合
・役員が成年後見人、破産手続き開始決定等を受けている者など
・親会社等が上記のいずれかに該当する場合

○技術提案制度

改正 PFI 法では、一般公共工事での技術提案制度[4]を PFI 事業にも導入した。その内容は、a. 公的主体は PFI 事業に関する技術提案を求めるように努めること、b. 公的主体は、技術提案をした者に対し、当該提案について改善を求め、改善を提案する機会を与えることができること、c. 高度な技術提案を求めた際は、技術提案の審査結果を踏まえて予定価格を設定できることから構成されている。これにより、民間の技術、ノウハウ等を今まで以上に引き出すことで PFI 事業による公共サービスの充実、質、信頼の向上につなげる狙いがある。

○実施方針の策定の見通し等の公表

改正 PFI 法では、一般公共工事での実施方針策定の見通しの公表制度[5]を PFI 事業にも導入した。その内容は、公的主体に、実施方針策定の見通しがある場合は、見通しに関する事項等を公表することと、事業契約が締結された場合には、事業契約内容のうち一定の事項について公表することを義務づけるものであり、PFI 事業のより一層の透明性、公平性、健全性の確保を図る狙いがある。

○職員の派遣等についての配慮

公共施設によっては、公的主体が長年経営を行ってきた施設など、民間事業者が施設運営に必要なノウハウを十分に有していないものも存在することから、民間事業者が PFI 事業を

4 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」
5 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」

立ち上げる際の支援として、公的主体は必要に応じ、職員の派遣や出張等の配慮を加えるよう、努めるものとする。

2. 震災復興に向けての PFI 活用方策

（1）被災地における PFI

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、東北地方では広範囲にわたり、公共施設等も含めて甚大な被害を受けた。現在も官民の総力をあげて復興に取り組んでおり、民間資金や能力を活用した復興について議論がされており、その期待も高まっている。

今回の改正 PFI 法の成立を受け、PFI による民間のアイデアやコンセッション方式による迅速な復興が期待されている。しかし、今のところ被災した市町村においては PFI の積極的な活用は見られない。理由としては、被災地では瓦礫処理やインフラの原状復旧が優先されていたために民間活力の検討に至らなかったこと、PFI 全般に対する知識不足、PFI 活用に適した事業の不足、経験やノウハウ、人手、時間等 PFI への対応力不足などがあげられる。

（2）被災地における PFI 利用促進策

被災地における PFI の利用促進策としては、手続きの簡素化、先行事例の紹介、簡易化マニュアルの策定等があげられる。

〇制度・運用に関する方策

・PFI の実務手続きの簡易化・効率化

・民間事業者選定手続き簡易化

〇情報に関する方策

・官と民のニーズをマッチングさせるための情報交流機会の設定

・先進事例の随時提供

〇手引書

・復興事業向け PFI 実務手続き等の簡易化マニュアルの作成

〇その他の支援方策

・国等による案件形成調査費（PFI 導入検討調査）の助成

・当初案件形成時における専門家派遣の仕組みづくり

・被災地域（行政、市民、民間企業等）における研修会等啓発、情報提供機会の設定

第Ⅲ章　中国地方におけるPPP／PFIの現状（自治体・民間事業者アンケート）

1.　アンケートの目的

中国地方の県・市、及び民間事業者を対象にアンケート調査を行い、主にPPP/PFI活用状況、活用上の課題を把握した。これにより、中国地方におけるPPP/PFIの特徴を明らかにする。また、自治体へのアンケートについては、平成17年に日本政策投資銀行が実施したアンケート調査結果との比較を行い、PPP／PFI に対する取組みの変化を分析する。民間事業者へのアンケートについては、PPP/PFIへの参画による効果と課題、及び障壁についての意見を収集し、自治体が持つ意識との相違について把握する。

2.　自治体アンケート

（1）アンケート概要

・調査対象　　中国地方　59団体（県・市）

・調査方法　　書面郵送によるアンケート調査
・調査基準日　平成24年9月1日
・回答状況

対象数		59団体（県・市）
回収数		40団体（回収率68%）
	うち県	5団体（回収率100%）
	うち市	35団体（回収率65%）

(2) 社会資本・公共サービス提供における民間主体の活用状況について

①PPP/PFI 活用の検討状況[公共：実績]

これまでの実績として、社会資本整備・公共サービス提供において民間主体を活用したことのある自治体は、34 団体（85.0%）という結果となった。

また、活用実績はないものの、活用の検討を行ったことがあると回答した自治体は 2 団体（5.0%）となり、9 割に近い自治体が PPP/PFI の活用もしくは検討を行った経験を持っている。

図表Ⅲ－1 ：民間主体の活用、検討実績

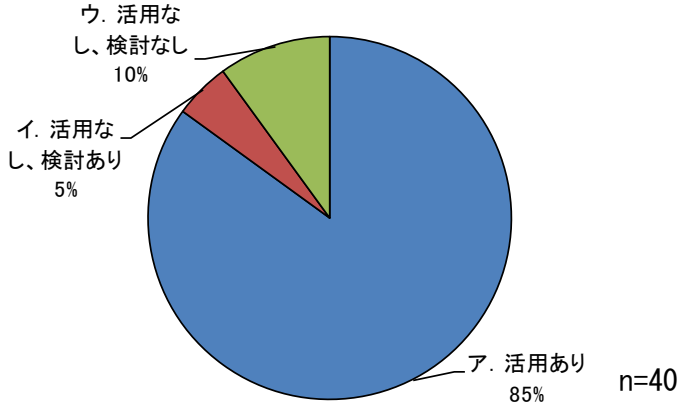

②対象分野[公共：実績]

自治体における民間主体の活用分野としては、「文化・社会教育関連」が最も多く（14.0%）、次いで「医療・福祉関連」「観光関連」（それぞれ 12.9%）、「レクリエーション・スポーツ関連」（12.5%）となっている。

図表Ⅲ－2 ：民間主体の活用分野

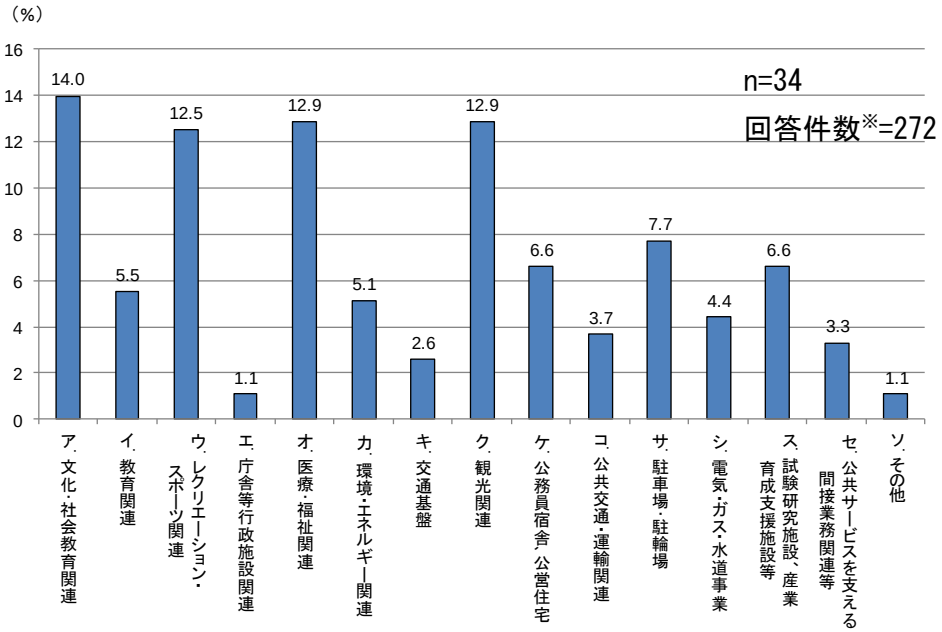

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

ア．文化･社会教育関連（劇場､美術館 図書館､博物館､市民会館､公民館、コミュニティセンター等）
イ．教育関連（幼稚園、小中学校、高等学校、大学､給食センター等）
ウ．レクリエーション・スポーツ関連（体育館、陸上競技場、野球場、プール等）
エ．庁舎等行政施設関連(役場､出張所･サービスセンター､消防署等、これらにおける管理運営､窓口業務等）
オ．医療･福祉関連（病院､福祉センター､老人ホーム､ケアハウス､デイサービスセンター､障害者福祉施設、保育所、児童館等）
カ．環境・エネルギー関連（廃棄物処理、リサイクル、余熱利用施設、し尿処理施設等）
キ．交通基盤(道路､橋、空港、港湾等）
ク．観光関連(公園､宿泊施設､道の駅､温泉施設、スキー場等）
ケ．公務員宿舎､公営住宅
コ．公共交通・運輸関連（バス、路面電車､地下鉄､物流施設等）
サ．駐車場･駐輪場
シ．電気・ガス・水道事業（電気、ガス、下水道、上水道・簡易水道、工業用水等）
ス．試験研究施設、産業育成支援施設等
セ．公共サービスを支える間接業務関連等(コンピュータ等の保守･運用､情報システムの開発､人事給与関係、物品調達､職員に対する福利厚生･研修、市民への広報サービス等）
ソ．その他

③活用手法[公共：実績]

自治体における民間主体の活用手法としては、「指定管理者制度」が過半を占め(68.4%)、次いで「業務委託」（24.6%）となっている。これらに比べて、「PFI」や「DBO」、「市場化テスト」等は低い割合に止まっている。

図表Ⅲ－3：民間主体の活用手法

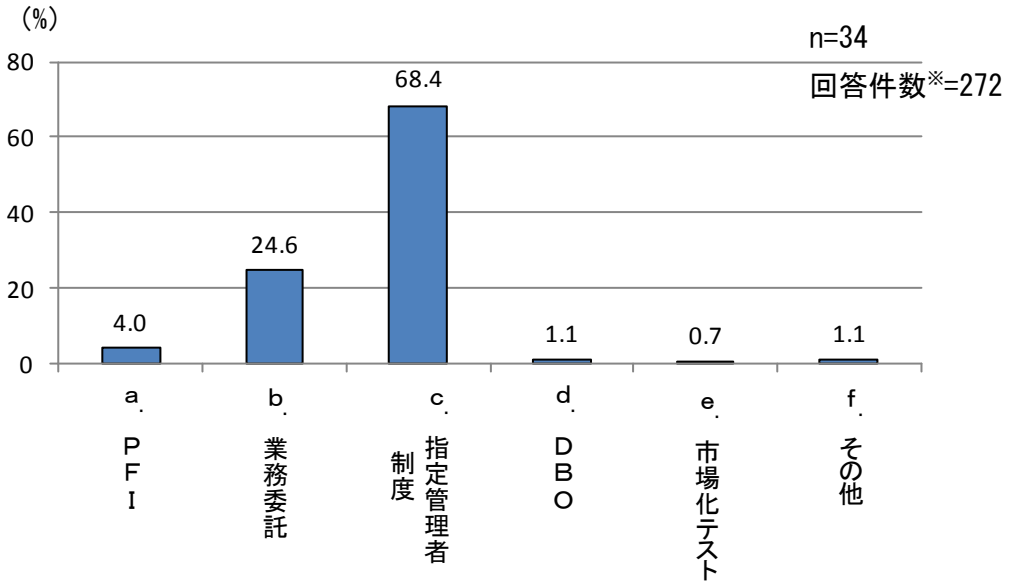

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

制　度　名	内　容
ＰＦＩ	施設等の建設・維持管理運営に当たり、民間主体に資金調達・設計・建設・運営管理を一体的に委ねるもの。
包括業務委託	施設等の維持管理運営に当たり、複数の出来るだけ多くの業務をまとめて一体的に民間主体に委託するもの（清掃・警備等の業務を個別に委託したものは除く）。
管理運営委託	行政が建設・所有する公の施設の管理運営を民間主体に委託するもの。主に地方自治法改正前の公の施設の管理委託が該当。
指定管理者制度	行政が建設・所有する公の施設の管理運営を民間主体に委託するもの。地方自治法改正後（平成 15 年 9 月施行）に制度化されたもの。
ＤＢＯ	施設等の建設・維持管理運営に当たり、民間主体に設計・建設・運営管理を一体的に委ねるもの。資金調達を公共が行うなどの点で PFI とは異なる。
市場化テスト	官民競争入札制度により、民間が落札者となった場合に、行政が提供する公共サービスについて民間が事業を実施する。

ここで、各手法がどのような分野で活用されているかをみると、最も活用されている指定管理者制度は「観光関連」（17.2%）、「文化・社会教育関連」（16.1%）・「医療・福祉関連」（16.1%）、「レクリエーション・スポーツ関連」（15.6%）が比較的高い割合を占めている。

業務委託は「教育関連」（14.9%）、「公共サービスを支える間接業務関連等」（13.4%）「環境エネルギー関連」（11.9%）が高くなっている。

PFI で「公務員宿舎、公営住宅」（27.3%）、「レクリエーション・スポーツ関連」（18.2%）と「環境・エネルギー関連」（18.2%）が高くなった。

一方、次頁の通り、DBO と市場化テストについては、回答件数がそれぞれ 3 件（「環境・エネルギー関連」、「駐車場・駐輪場」、「電気・ガス・水道事業」）、2 件（「公務員宿舎・公営住宅」、「その他」）に留まった。

回答件数の多かった業務委託や指定管理者制度は、幅広い分野で活用されていると言える（**図表Ⅲ－4**）。

図表Ⅲ－4：民間主体の分野別活用手法

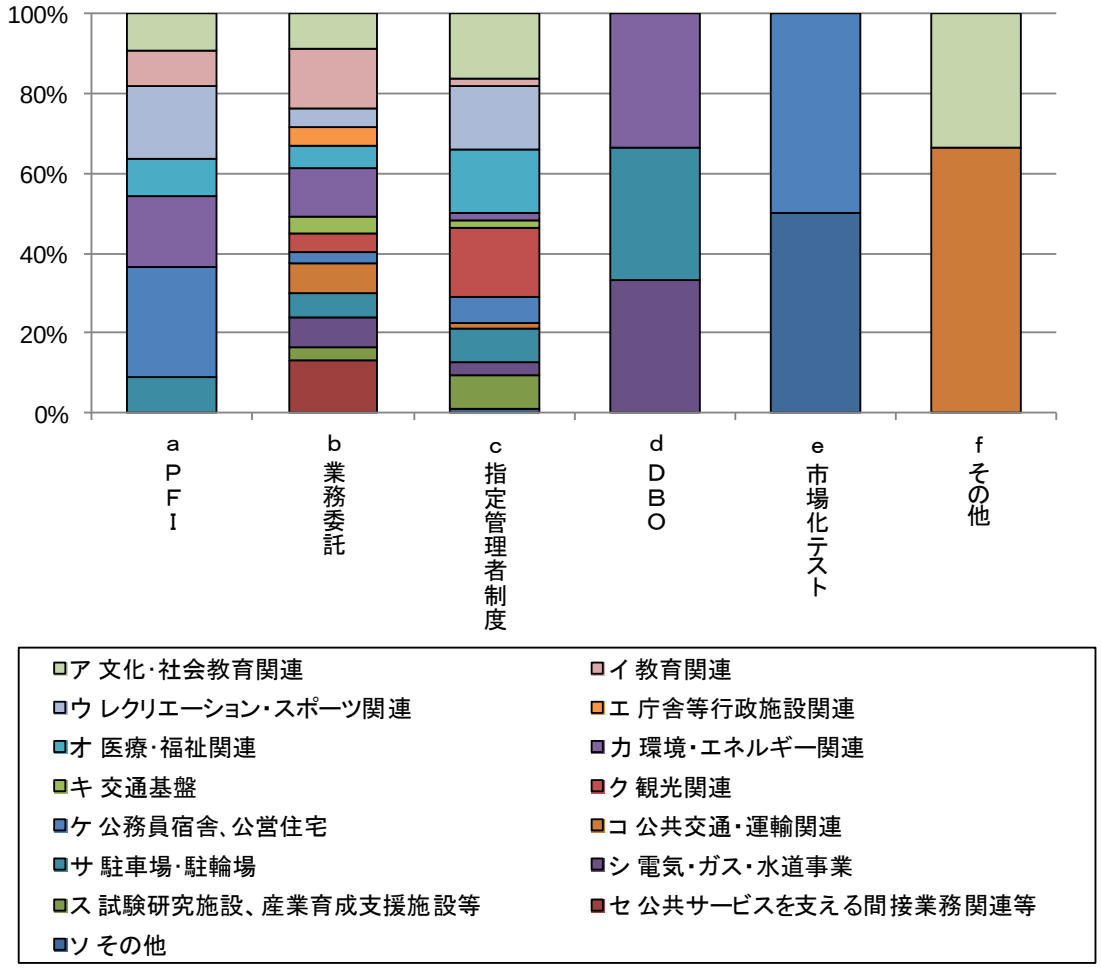

	a PFI	b 業務委託	c 指定管理者制度	d DBO	e 市場化テスト	f その他
ア 文化･社会教育関連	9.1%	9.0%	16.1%	0.0%	0.0%	33.3%
イ 教育関連	9.1%	14.9%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%
ウ レクリエーション･スポーツ関連	18.2%	4.5%	15.6%	0.0%	0.0%	0.0%
エ 庁舎等行政施設関連	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
オ 医療･福祉関連	9.1%	6.0%	16.1%	0.0%	0.0%	0.0%
カ 環境･エネルギー関連	18.2%	11.9%	1.6%	33.3%	0.0%	0.0%
キ 交通基盤	0.0%	4.5%	2.2%	0.0%	0.0%	0.0%
ク 観光関連	0.0%	4.5%	17.2%	0.0%	0.0%	0.0%
ケ 公務員宿舎、公営住宅	27.3%	3.0%	6.5%	0.0%	50.0%	0.0%
コ 公共交通･運輸関連	0.0%	7.5%	1.6%	0.0%	0.0%	66.7%
サ 駐車場･駐輪場	9.1%	6.0%	8.1%	33.3%	0.0%	0.0%
シ 電気･ガス･水道事業	0.0%	7.5%	3.2%	33.3%	0.0%	0.0%
ス 試験研究施設、産業育成支援施設等	0.0%	3.0%	8.6%	0.0%	0.0%	0.0%
セ 公共サービスを支える間接業務関連等	0.0%	13.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ソ その他	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	50.0%	0.0%
合計 （回答件数）	100.0% (11)	100.0% (67)	100.0% (186)	100.0% (3)	100.0% (2)	100.0% (3)

④件数［公共：実績］

自治体が活用したことのある官民連携事業の件数としては、「101～500 件」が最も多く（40.6%）、次いで「11 件～50 件」（28.1%）、「51～100 件」（18.8%）となっている。先ほど述べた通り、活用手法の結果からは、既存施設に広く指定管理者制度を導入している自治体が多くなっている。

図表Ⅲ－5：官民連携事業の件数

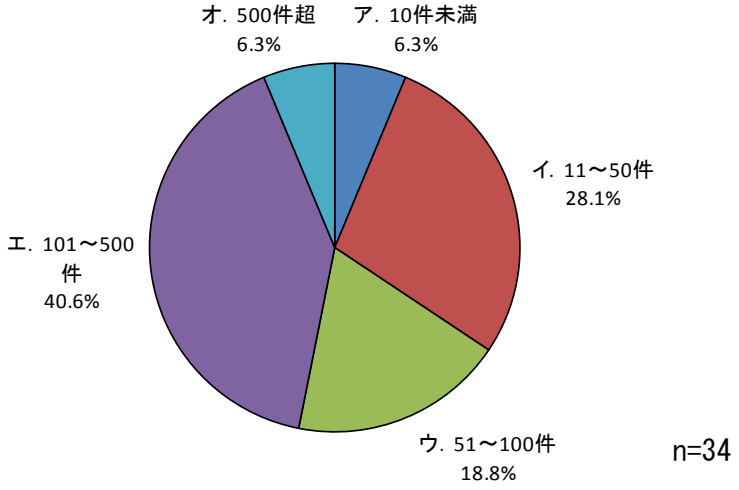

⑤連携対象［公共：実績］

自治体が活用したことのある民間主体としては、「純民間企業」（97.1%）が最も多く、次いで「公益財団法人・公益社団法人」（70.6%）、「NPO 法人」（64.7%）となっている。「純民間企業」の割合が顕著に大きいが、「一般財団法人・一般社団法人」（58.8%）や「第 3 セクター」（55.9%）についても活用が図られており、連携主体については比較的偏りが少ない。

図表Ⅲ－6：活用実績のある民間主体

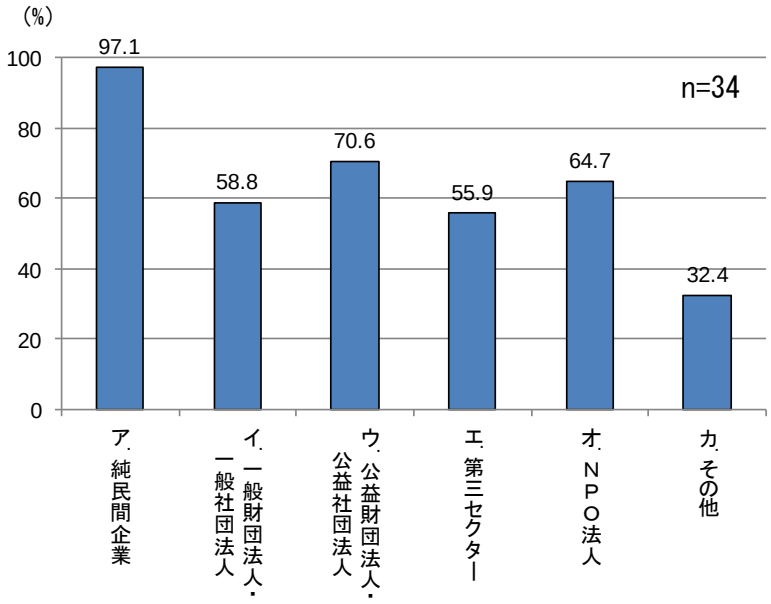

⑥効果（目的）［公共：実績］

民間主体を活用する目的としては、「財政負担の軽減」（85.3%）が最も高い割合となった。「財政負担に対するサービス水準の向上」（70.6%）や「サービスに対する住民満足度の向上」（64.7%）、「自治体正職員の削減」（41.2%）についても割合が高く、これらの重要度が高いと言える。この結果から、押し並べて経済合理性に主眼が置かれていることが分かる。

図表Ⅲ－7：民間主体の活用目的

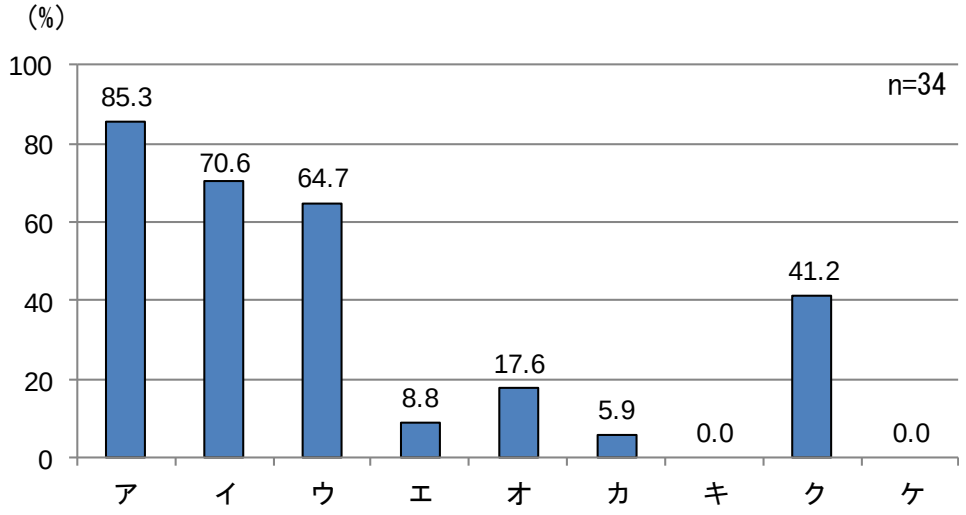

ア. 財政負担の軽減（将来発生する可能性のある当該事業に係るリスク負担を含む）
イ. 財政負担に対するサービス水準の向上
ウ. サービスに対する住民満足度の向上
エ. 市民参加の促進（参加意識の向上）
オ. 民間企業の新規事業機会創出による地域経済の活性化
カ. 管理運営等にかかる透明性の向上
キ. 職員意識の向上
ク. 自治体正職員数の削減
ケ. その他

(3) 今後の社会資本整備・公共サービス提供における民間主体の活用予定に関して

①PPP/PFI 参画への関心[公共：予定]

今後、民間主体を活用することについて、どの程度の興味を感じているかについては、「民間主体の活用に向けて幅広く可能性を検討している」（63.2%）が最も多く、「民間主体の活用に向けて具体的な事業・サービスを検討している」（21.1%）と合わせると、84.3%で活用に前向きな回答が多くなっており、「民間主体の活用は一切検討していない」（15.8%）は低い割合となった。ただし、具体的な事業・サービスの検討は 21.1%に止まっている。

図表Ⅲ－8：民間主体の活用予定

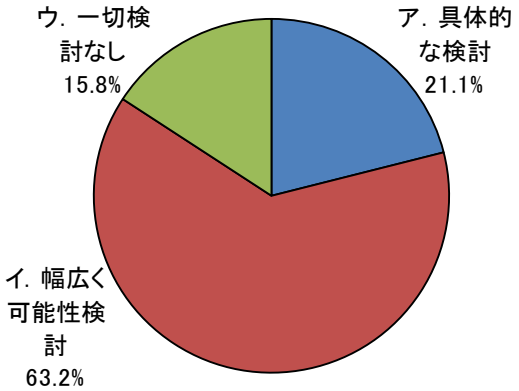

②対象分野[公共：予定]

今後、民間主体を活用する際に、どのような分野に関心があるかについては、「文化・社会教育関連」（13.3%）が最も高い割合となった。この他、「レクリエーション・スポーツ関連」（10.4%）、「医療・福祉関連」（10.0%）等に関心が高かった。これまでの実績に比べると、「教育関連」（9.0%）や「庁舎等行政施設関連」（8.1%）について、相対的に関心が高いことが示された。

図表Ⅲ－9：関心のある民間主体の活用分野

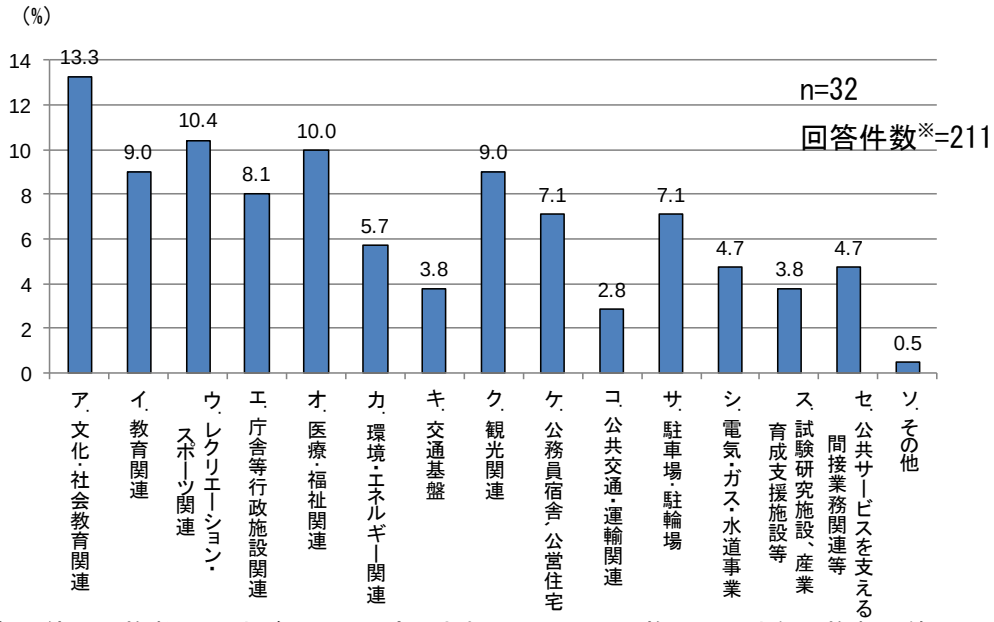

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

③活用手法［公共：予定］

今後、民間主体を活用する際に、どのような手法に関心があるかについては、「指定管理者制度」（53.6%）が最も高い割合となった。次いで、「業務委託」（31.3%）となっており、「PFI」（3.8%）や「市場化テスト」（0.5%）、「DBO」（1.9%）については、相対的に低い結果となった。

図表Ⅲ－10：関心のある民間主体の活用手法

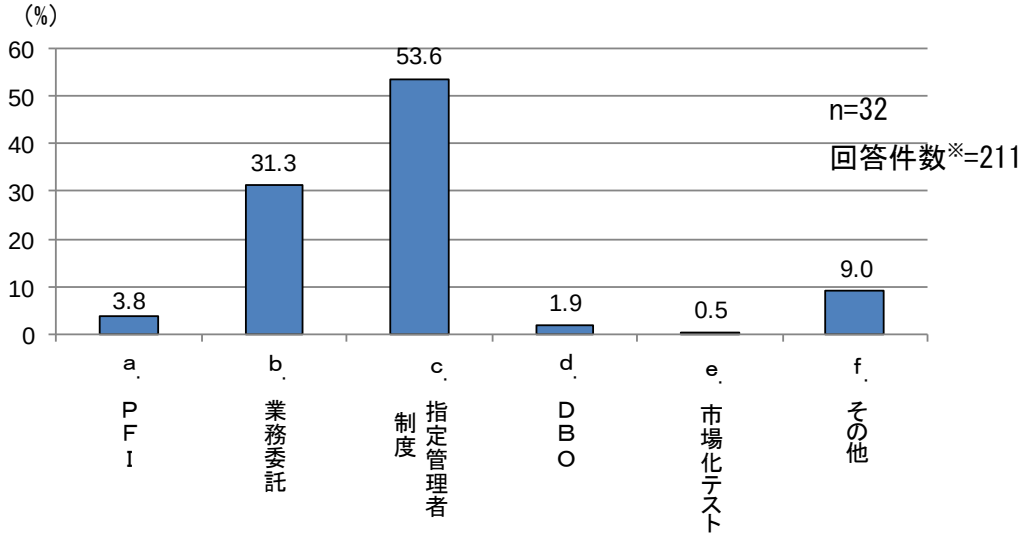

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

ここで、各手法別にどのような分野に参画の関心があるかをみると、最も関心が高い指定管理者制度は「文化・社会教育関連」（18.6%）、「レクリエーション・スポーツ関連」（15.0%）、「医療・福祉関連」（13.3%）、「観光関連」（12.4%）が比較的高い割合となっている。

業務委託は「教育関連」（13.6%）、「公共サービスを支える間接業務関連等」（13.6%）、「庁舎等行政施設関連」（12.1%）が高かった。

PFI は「庁舎等行政施設関連」（25.0%）が最も高く、この他では「文化・社会教育関連」（12.5%）、「レクリエーション・スポーツ関連」（12.5%）、「医療・福祉関連」（12.5%）、「公共交通・運輸関連」（12.5%）、「その他」（12.5%）について回答があった。

一方、DBO と市場化テストについては、回答件数がそれぞれ 3 件（「環境・エネルギー関連」、「観光関連」、「公共交通・運輸関連」）、2 件（「庁舎等行政施設関連」、「その他」）に留まった。

これまでの参画実績と対比すると、業務委託や指定管理者制度については概ね傾向は類似している。その他の手法では回答の割合が異なっている場合も多いが、業務委託と指定管理者制度以外は回答件数が少ないため、傾向の把握には留意する必要がある。

図表Ⅲ－11：関心のある民間主体の分野別活用手法

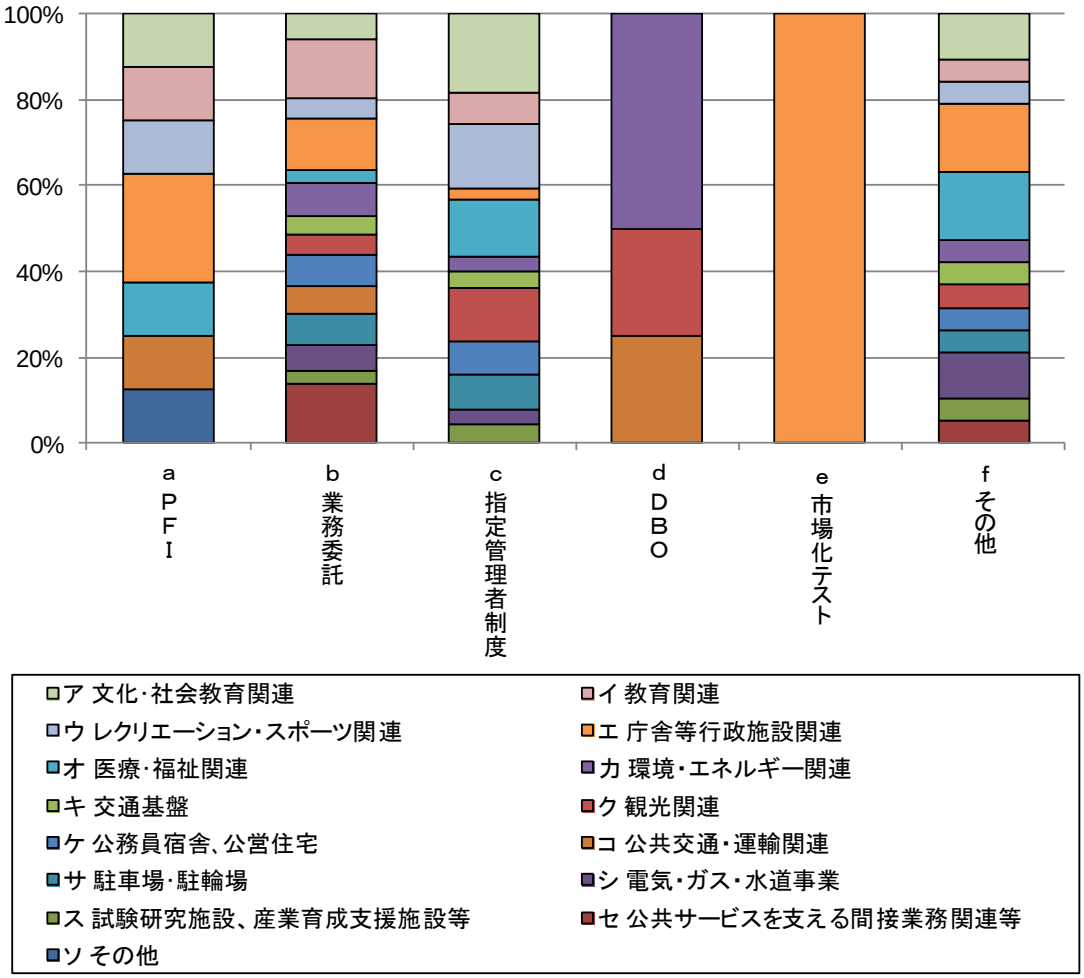

	a PFI	b 業務委託	c 指定管理者制度	d DBO	e 市場化テスト	f その他
ア 文化･社会教育関連	12.5%	6.1%	18.6%	0.0%	0.0%	10.5%
イ 教育関連	12.5%	13.6%	7.1%	0.0%	0.0%	5.3%
ウ レクリエーション･スポーツ関連	12.5%	4.5%	15.0%	0.0%	0.0%	5.3%
エ 庁舎等行政施設関連	25.0%	12.1%	2.7%	0.0%	100.0%	15.8%
オ 医療･福祉関連	12.5%	3.0%	13.3%	0.0%	0.0%	15.8%
カ 環境･エネルギー関連	0.0%	7.6%	3.5%	50.0%	0.0%	5.3%
キ 交通基盤	0.0%	4.5%	3.5%	0.0%	0.0%	5.3%
ク 観光関連	0.0%	4.5%	12.4%	25.0%	0.0%	5.3%
ケ 公務員宿舎、公営住宅	0.0%	7.6%	8.0%	0.0%	0.0%	5.3%
コ 公共交通･運輸関連	12.5%	6.1%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%
サ 駐車場･駐輪場	0.0%	7.6%	8.0%	0.0%	0.0%	5.3%
シ 電気･ガス･水道事業	0.0%	6.1%	3.5%	0.0%	0.0%	10.5%
ス 試験研究施設、産業育成支援施設等	0.0%	3.0%	4.4%	0.0%	0.0%	5.3%
セ 公共サービスを支える間接業務関連等	0.0%	13.6%	0.0%	0.0%	0.0%	5.3%
ソ その他	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計 （回答件数）	100.0% (8)	100.0% (66)	100.0% (113)	100.0% (4)	100.0% (1)	100.0% (19)

④連携対象［公共：予定］

今後、民間主体を活用する際に、どのような主体と連携するかについては、「純民間企業」（87.5%）が最も多く、次いで「NPO 法人」（71.9%）、「公益財団法人・公益社団法人」（62.5%）となっている。傾向は概ね実績と大差ないが、若干、「純民間企業」の割合が下がり、「NPO 法人」の割合が上がっている。

図表Ⅲ－12：今後、活用を期待する民間主体

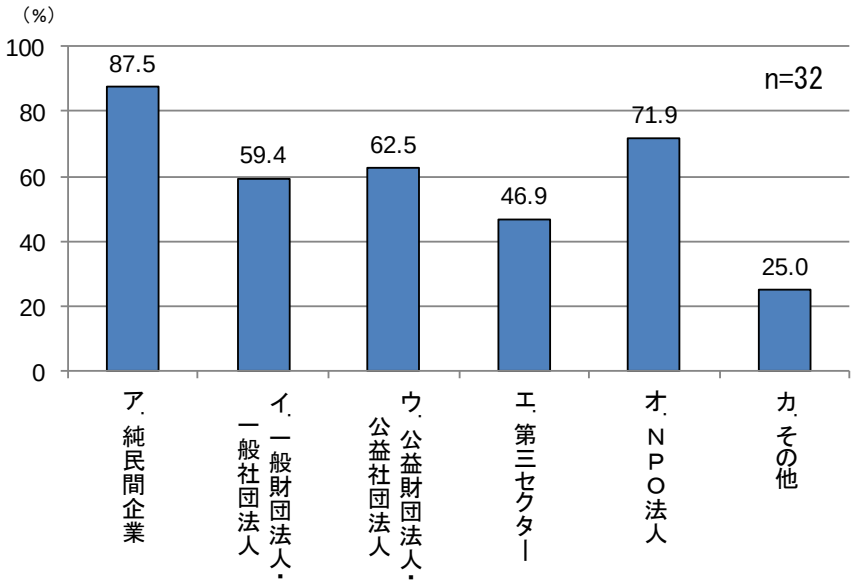

⑤効果（目的）［公共：予定］

民間主体を活用する目的としては、「財政負担の軽減」（75.0%）が最も高い割合となった。以下、「財政負担に対するサービス水準の向上」（62.5%）、「サービスに対する住民満足度の向上」（62.5%）、「自治体正職員数の削減」（43.8%）と続く。実績と比較すると、「財政負担の軽減」、「財政負担に対するサービス水準の向上」、「サービスに対する住民満足度の向上」については若干、割合が下がっている。

図表Ⅲ－13：今後の民間主体の活用目的

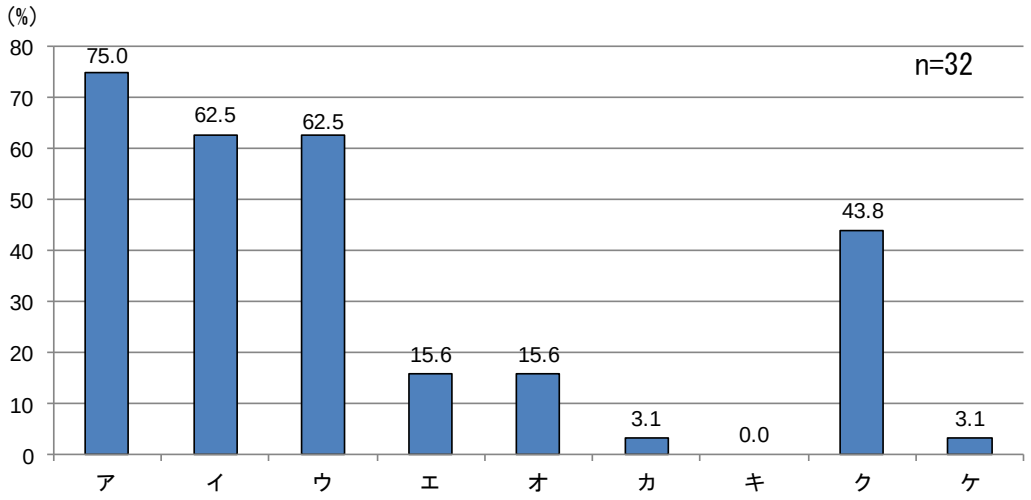

ア. 財政負担の軽減（将来発生する可能性のある当該事業に係るリスク負担を含む）
イ. 財政負担に対するサービス水準の向上
ウ. サービスに対する住民満足度の向上
エ. 市民参加の促進（参加意識の向上）
オ. 民間企業の新規事業機会創出による地域経済の活性化
カ. 管理運営等にかかる透明性の向上
キ. 職員意識の向上
ク. 自治体正職員数の削減
ケ. その他

⑥課題・ハードル［公共］

今後、民間主体を活用するにあたって、何が課題・ハードルとなるかについては、「事業の受け入れ先になりうる民間主体の欠如・不足」（59.0%）がとりわけ高い回答割合となった。以下、「事業採算性の確保」（33.3%）、「サービス水準を確保するための行政としてのガバナンス確保」（28.2%）が続いている。

図表Ⅲ－14：今後の民間主体の活用課題

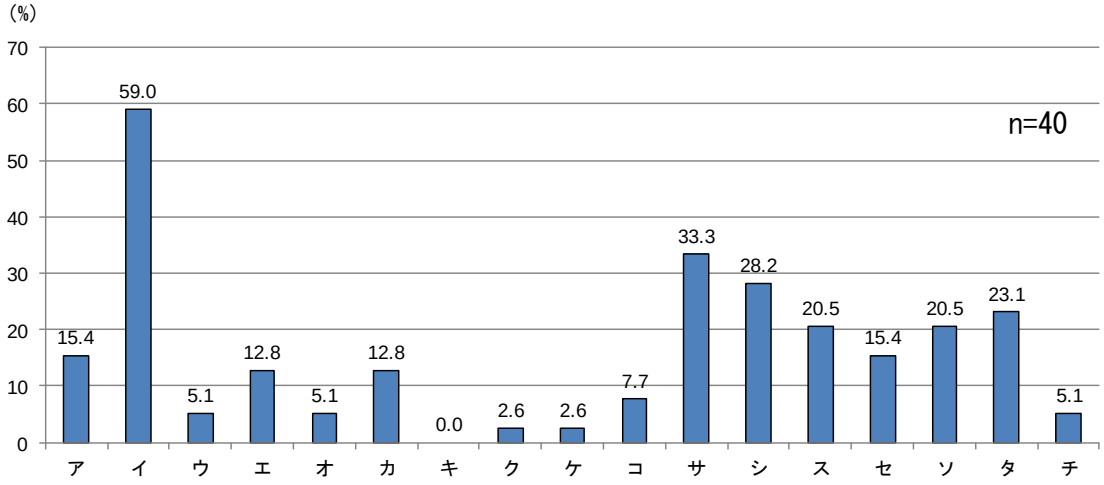

ア. 法令上の制限
イ. 事業の受け入れ先になりうる民間主体の欠如・不足
ウ. 議会対応
エ. 地元住民との調整（住民に対する浸透の不足）
オ. 民間主体との調整
カ. 職員・労働組合による雇用問題等についての抵抗
キ. 関係省庁との調整
ク. 補助金・税制上の問題
ケ. 地方債の繰上償還
コ. 個人情報等に関する守秘義務の厳守
サ. 事業採算性の確保
シ. サービス水準を確保するための行政としてのガバナンス確保
ス. 民間主体活用に当たっての事務手続きの煩雑さ
セ. 民間主体活用後の財政負担の増大に対する懸念
ソ. 民間主体に対するインセンティブの不足
タ. 他事例等、PPP/PFIに関する情報の不足
チ. その他

(4) 改正 PFI 法に関して

①PFI の活用活性化に繋がる改正 PFI 法制度[公共]

改正 PFI 法のうち、どの点が PFI の活性化に繋がるかについては、「民間事業者による提案制度の導入」（40.0%）が最も高く、「PFI の対象施設拡大」（32.5%）や「公共施設等運営権の導入」（32.5%）が続く。一方で「特になし」（37.5%）も高くなっている。

図表Ⅲ－15：PFI の活性化につながるもの

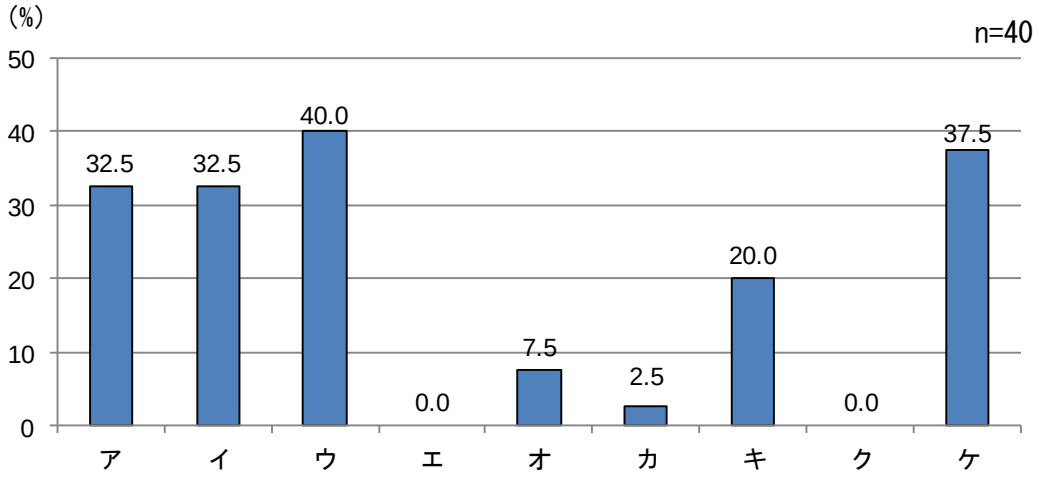

ア．ＰＦＩの対象施設の拡大（第 2 条、第 11 条の 3）
イ．公共施設等運営権の導入（第 2 条、第 10 条の 3～17）
ウ．民間事業者による提案制度の導入（第 5 条の 2）
エ．入札参加にかかる欠格事由の規定（第 7 条の 2）
オ．技術提案制度の導入（第 7 条の 3）
カ．実施方針の策定の見通し等の公表（第 10 条の 2）
キ．運営ノウハウを有する公務員の民間派遣等への配慮（第 18 条の 2）
ク．民間資金等活用事業推進会議の設置（第 20 条の 2,3）
ケ．特になし

②対象施設（第２条　PFI の対象施設の拡大）［公共］

改正 PFI 法のうち、対象施設の拡大に伴い、取組みを検討する分野があるかどうかについては、「特になし」（87.5%）が最も高い割合となった。僅かであるが、「賃貸住宅」（10.0%）や「その他」（2.5%）にも回答があった。

図表Ⅲ－16：改正 PFI 法による取組み検討分野

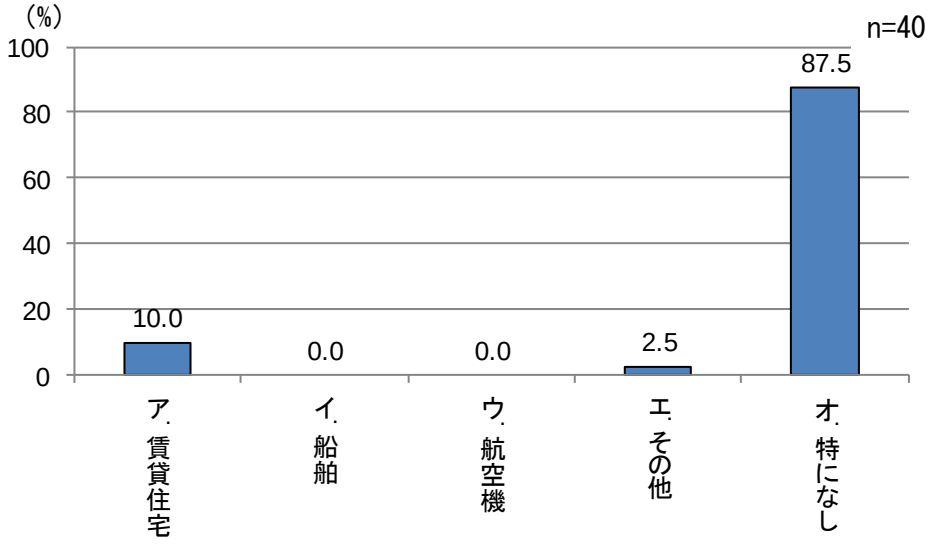

③公共施設等運営権（コンセッション）の検討状況[公共]

改正 PFI 法のうち、公共施設運営権（コンセッション）に関する検討状況については、「コンセッション方式の導入を具体的に検討している事業・サービスがある」に対する回答は見られなかった。また、「コンセッション方式の導入に向けて幅広く可能性を検討している」（15.0%）も低い割合に止まった。「コンセッション方式の導入は一切検討していない」(85.0%)が高い割合となった。

図表Ⅲ－17：公共施設運営権の検討状況

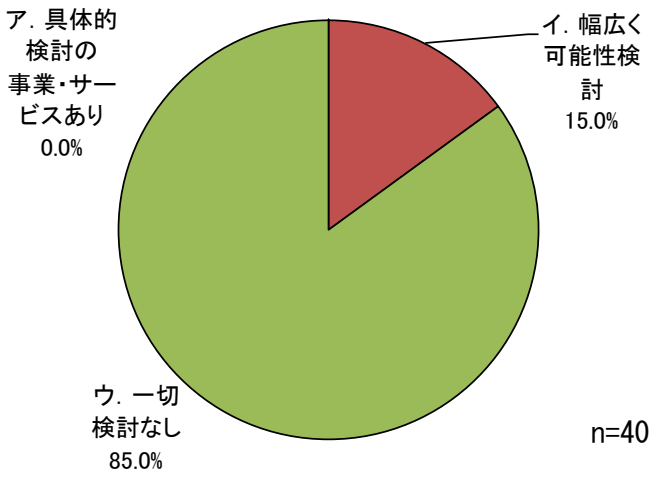

④公共施設等運営権（コンセッション）の検討分野[公共]

公共施設運営権（コンセッション）に関して検討されている分野については、「その他」（50.0%）が最も多い回答となった。その他、回答が見られた分野としては、「賃貸住宅」(33.3%)、「水道」（16.7%）、「漁港」（16.7%）、「駐車場」（16.7%）、「都市公園」（16.7%）となった。

図表Ⅲ－18：公共施設運営権の検討分野

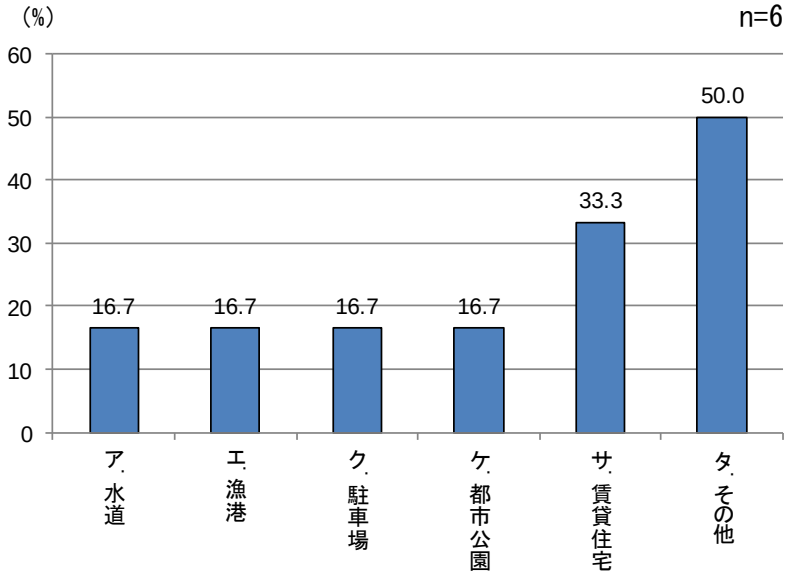

⑤公共施設等運営権（コンセッション）の課題・ハードル[公共]

公共施設運営権（コンセッション）の検討状況について、検討していないと回答した自治体に対して、コンセッションの課題・ハードルを尋ねたところ、「コンセッション方式活用に係る庁内の知識・ノウハウ不足」（44.1%）が最も高い割合となった。以下、主な回答として、「対象となる事業がない」（38.2%）、「コンセッション方式活用による効果がよくわからない」（32.4%）、「対象となる事業規模が小さく、コンセッション方式導入に適切でない」（20.6%）等があげられた。

図表Ⅲ－19：公共施設運営権の課題

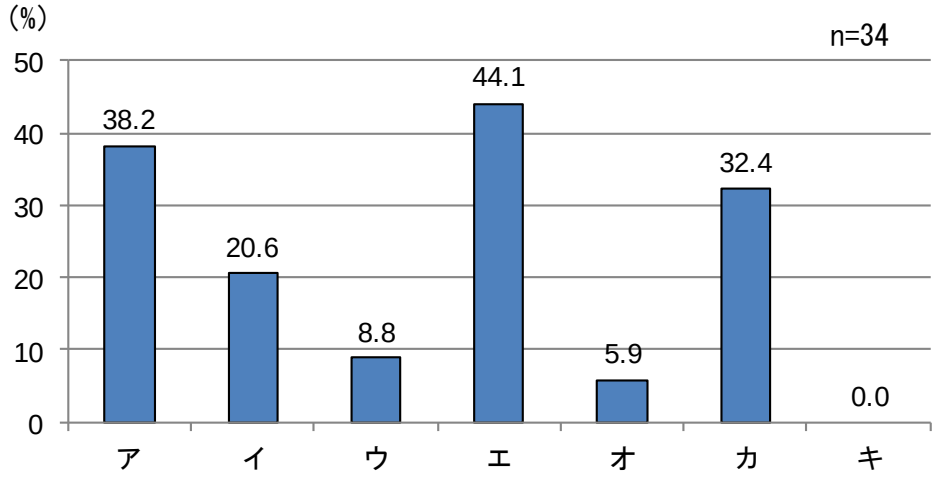

ア．対象となる事業がない
イ．対象となる事業規模が小さく、コンセッション方式導入に適切でない
ウ．ガイドライン等、コンセッション方式活用に係る国の制度が未整備
エ．コンセッション方式活用に係る庁内の知識・ノウハウ不足
オ．コンセッション方式導入による事業の受け入れ先になりうる地元民間主体の欠如・不足
カ．コンセッション方式活用による効果がよくわからない
キ．その他

⑥改正 PFI 法について（自由回答）

改正 PFI 法についての意見・要望は以下の通りである。

図表Ⅲ－20：改正 PFI 法について

・対象施設拡大に伴い、具体的に対象とすることが可能となった施設の例の紹介、あるいは、拡大前では対象とできなかった隘路事例との対比。 ・公共領域における民間主体の導入範囲の全般的な目標値に関する情報提供を行ってほしい。
・もともと郡部であって、合併した市町村にとって、民間主体による施設活用は行えるものの、都市部と比較し、利用者等の絶対数の差があることから、市の財政負担が軽減されるケースが少ない。 また、それらを提案してくれる民間事業者も極めて少ないと感じている。

(5) 今後の PPP/PFI の推進に関して

①PPP/PFI 導入のハードルへの対応策[公共]

PPP/PFI の導入を推進する際に課題・ハードルとなる点への対応策については、「手続きの簡略化に関する手引書や各種ガイドライン等」（70.0%）が最も高い割合となった。以下、「PPP/PFI に関する情報提供機能」（57.5%）、「煩雑な実務作業に対し、担当者の時間・手間等の負担を軽減するアドバイザリー機能」（52.5%）、「導入可能性に関する調査・アドバイザリー等に必要な必要に対する補助」（45.0%）の順となった。いずれの方策も比較的高い回答割合となっており、これらの重要性が伺われる。

図表Ⅲ－21：PPP/PFI 導入のハードルへの対応策

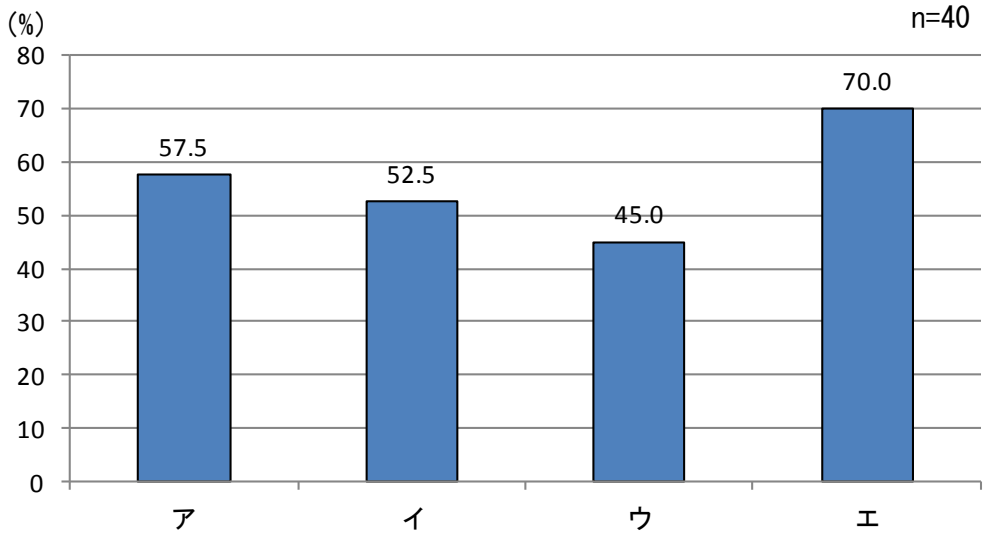

ア．ＰＰＰ/ＰＦＩに関する情報提供機能
イ．煩雑な実務作業に対し、担当者の時間・手間等の負担を軽減するアドバイザリー機能
ウ．導入可能性に関する調査・アドバイザリー等に必要な費用に対する補助
エ．手続きの簡略化に関する手引書や各種ガイドライン等

②PPP/PFI に関する情報提供機能の効果［公共］

「PPP/PFI に関する情報提供機能」のうち、どのような情報の提供が PPP/PFI の推進に繋がるかについては、「PPP/PFI に関する先進事例」（78.3%）が最も高く、次いで、「契約書等、事業者募集・選定プロセスにおける公表書類の標準例」（60.9%）、「民間の PPP/PFI 取組み状況」（60.9%）となった。取組み状況や先進事例といった事業参画の判断を行うための情報への要望が強いが、「VFM に関するデータ」（43.5%）や「PPP/PFI の相談・情報の取得窓口」（39.1%）については相対的に要求が低い。まずは、先進事例や手続きに関する情報等を収集のうえ、庁内検討を行うといった姿勢が伺える。

図表Ⅲ－22：情報提供機能の効果

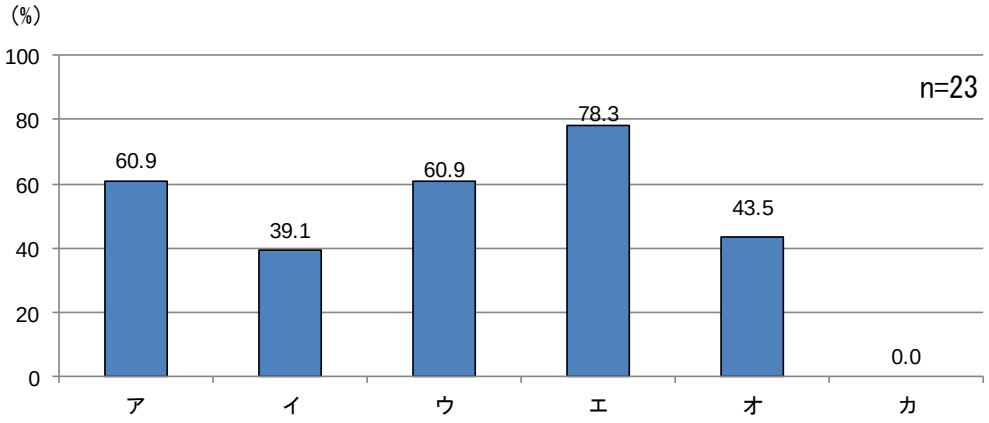

ア．民間のＰＰＰ/ＰＦＩ取組み状況
イ．ＰＰＰ／ＰＦＩの相談・情報の取得窓口
ウ．契約書等、事業者募集・選定プロセスにおける公表書類の標準例
エ．ＰＰＰ/ＰＦＩに関する先進事例
オ．ＶＦＭに関するデータ
カ．その他

③中国地方の PPP/PFI 推進方策（自由回答）［公共］

今後の中国地方の PPP/PFI の推進方策に関する意見・要望は以下の通りである。

図表Ⅲ－23：中国地方の PPP/PFI 推進方策

・PPP／PFIの導入には、事業スキームの成立を十分に見極める必要があるなど、さまざまな留意点に配慮したうえで、適切な手続きや対応を図ることが不可欠である。また、事業の検討段階から運営段階まで長期にわたり、財政・技術・契約・法務等の専門的な知見が求められることから、安易に活用を図ることが困難な状況である。

そのため、積極的な導入の推進には、国・県による更なる支援が必要であると考える。PFI の効果的な活用によっては、民間部門の創意工夫やマネジメント力の発揮などにより、良質な公共サービスの提供と事業費の削減が期待されることから、国の補助制度の適用など、制度上の課題が解決されることを期待する。

3. 民間事業者アンケート

(1) アンケート概要

・調査対象　　中国経済連合会会員企業　　159 社
　　ちゅうごく PFI/PPP 推進会議会員企業　17 社

・事業者分類

建設	不動産	設備保守・プラント	商社	サービス他
111 社	6 社	35 社	5 社	19 社

・調査方法　　書面郵送によるアンケート調査

・調査基準日　平成 24 年 9 月 1 日

・回答状況

対象数		176 社 （中国経済連合会 ・ちゅうごく PFI/PPP 推進会議）
回収数		59 社　（回収率 34%）
	内　中国経済連合会会員企業	53 社　（回収率 33%）
	内　ちゅうごく PFI/PPP 推進会議会員企業	6 社　（回収率 35%）

(2) 民間事業者概要

		回収件数	割合
業　種	建　設	45 社	76.3%
	不　動　産	4 社	6.8%
	商　社	3 社	5.1%
	設　備　保　守	0 社	0.0%
	プ　ラ　ン　ト	1 社	1.7%
	サ　ー　ビ　ス	3 社	5.1%
	そ　の　他	3 社	5.1%
資本金	1 千万円以下	1 社	1.7%
	1 千万円超　～　1 億円	23 社	39.7%
	1 億円超　～　10 億円	9 社	15.3%
	10 億円超　～　100 億円	9 社	15.3%
	100 億円超　～ 1,000 億円	10 社	16.9%
	1,000 億円超	7 社	11.9%

(3) 社会資本整備・公共サービス提供における官民連携事業への参画状況に関して

①PPP/PFI 参画の現状[民間：実績]

これまでの実績として、社会資本整備・公共サービス提供における官民連携事業に参画したことのある民間事業者は、26 社（44.1%）という結果となった。

また、参画実績はないものの、参画の検討を行ったことがあると回答した民間事業者は 12 社（20.3%）となり、全体の 2/3 に近い事業者が PPP/PFI への参画もしくは検討を行った経験を有している。

図表Ⅲ－24：官民連携事業への参画状況

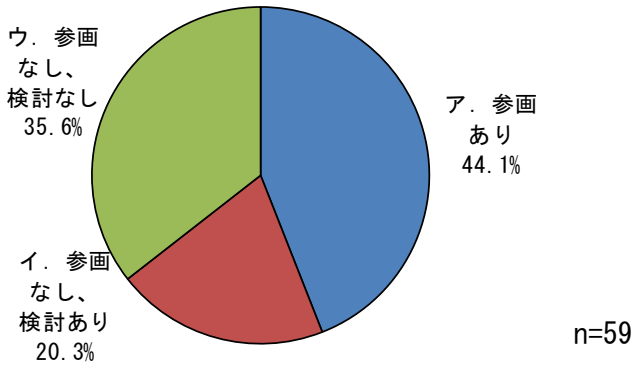

②対象分野[民間：実績]

民間事業者が参画したことのある官民連携事業の分野としては、「文化・社会教育関連」が最も多く（24.5%）、次いで「観光関連」（13.2%）、「庁舎等行政施設関連」・「環境・エネルギー関連」・「公務員宿舎、公営住宅」（それぞれ 11.3%）となっている。

図表Ⅲ－25：参画経験のある官民連携事業分野

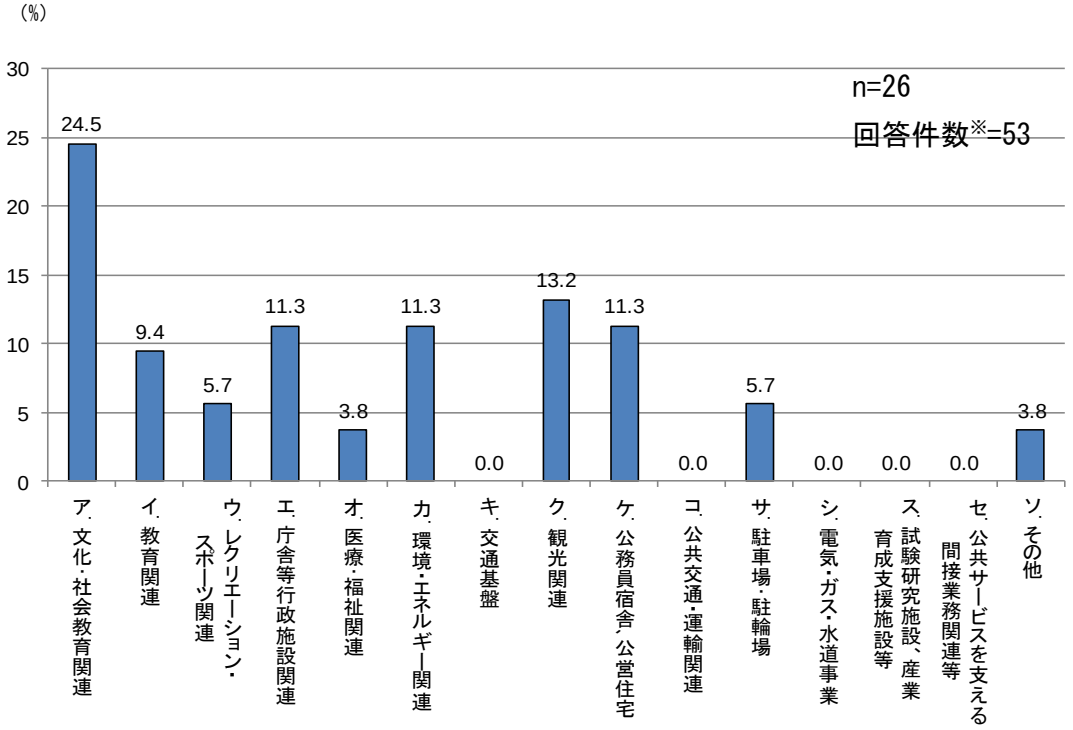

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

③活用手法[民間：実績]

民間事業者が参画したことのある官民連携事業の手法としては、「PFI」が過半を占め（56.6%）、次いで「指定管理者制度」（18.9%）、「業務委託」（11.3%）となっており、「DBO」や「市場化テスト」等はこれらに比較して低い割合に止まっている。

なお、こうした結果は、本アンケートの対象が主に建設事業者である点を考慮する必要がある。

図表Ⅲ－26：参画経験のある官民連携事業手法

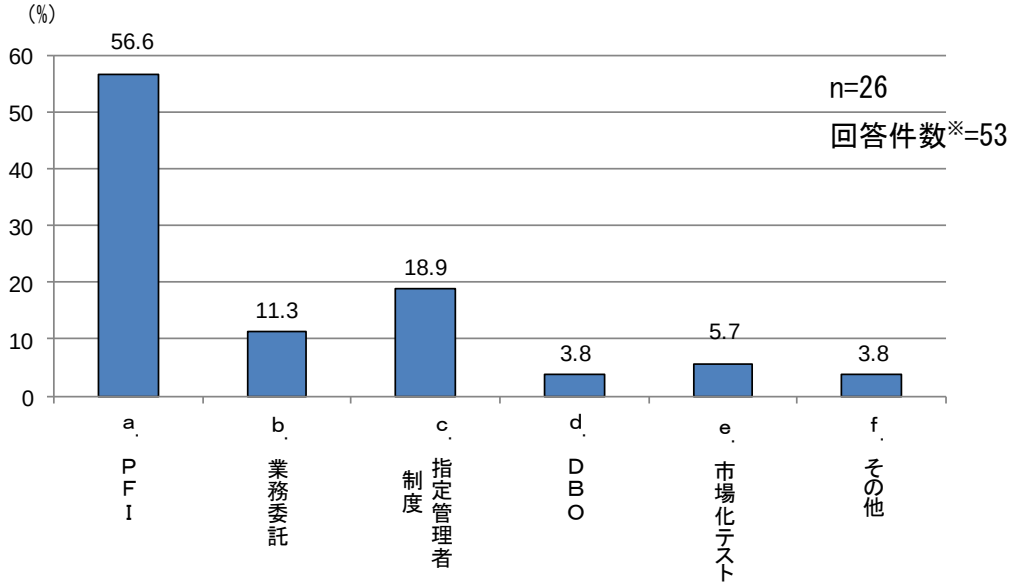

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

各手法がどのような分野で活用されているかをみると（**図表Ⅲ－27**）、最も活用されている PFI では「文化・社会教育関連」（26.7%）、「教育関連」（16.7%）、「庁舎等行政施設関連」（13.3%）、「公務員宿舎、公営住宅」（13.3%）が比較的高い割合を占めている。

業務委託では「環境・エネルギー関連」（50.0%）、「観光関連」（33.3%）が高くなっている。

指定管理者制度では「文化・社会教育関連」（30.0%）、「レクリエーション・スポーツ関連」（20.0%）、「観光関連」（20.0%）、「駐車場・駐輪場」（20.0%）が高くなっている。

一方、DBO と市場化テストについては、回答件数がそれぞれ 2 件（「庁舎等行政施設関連」、「環境・エネルギー関連」）、3 件（「庁舎等行政施設関連」、「観光関連」、「公務員宿舎、公営住宅」）に留まった。

PFI は、他の手法に比べて偏りが少なく、比較的幅広い分野で活用されている。

図表Ⅲ－27：制度別分野別官民連携事業

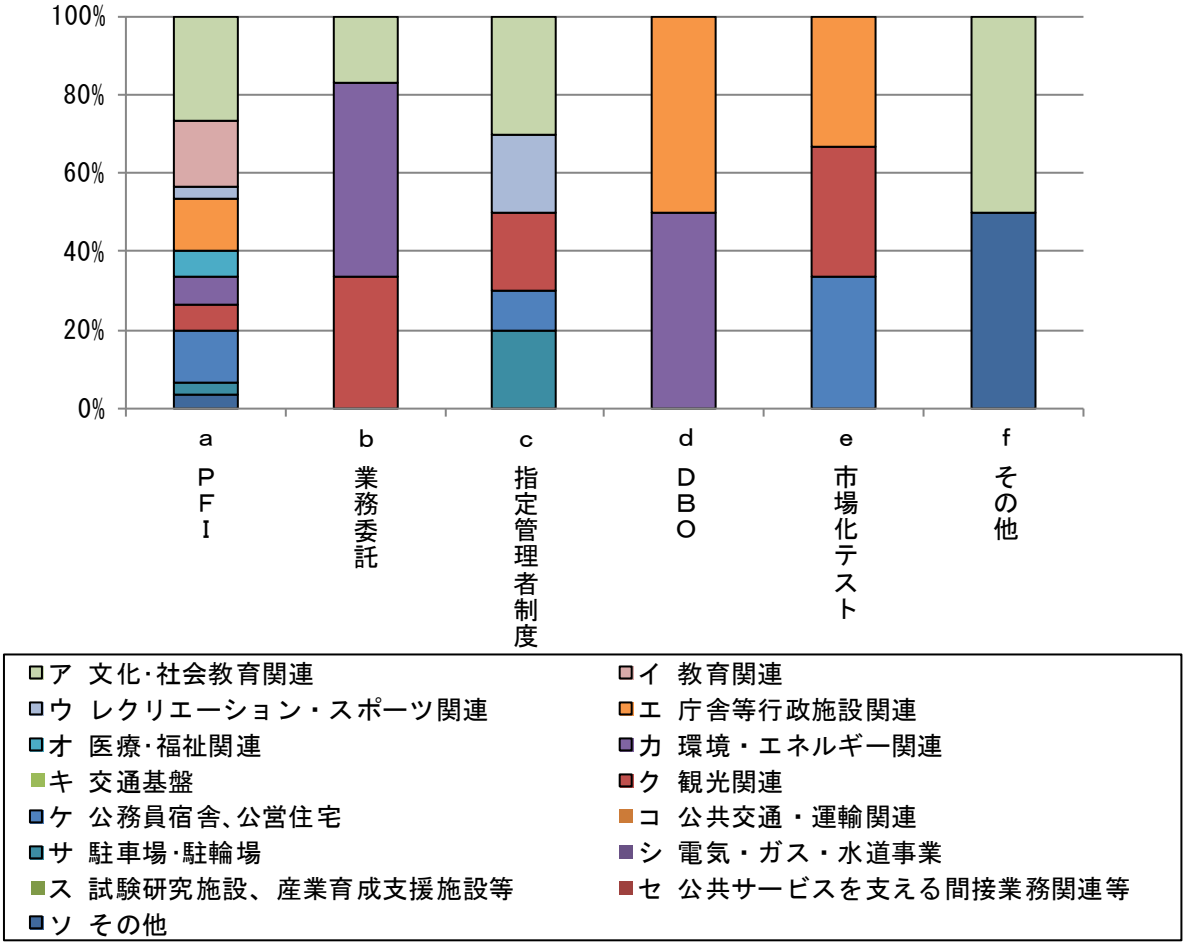

	a PFI	b 業務委託	c 指定管理者制度	d DBO	e 市場化テスト	f その他
ア 文化･社会教育関連	26.7%	16.7%	30.0%	0.0%	0.0%	50.0%
イ 教育関連	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ウ レクリエーション･スポーツ関連	3.3%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
エ 庁舎等行政施設関連	13.3%	0.0%	0.0%	50.0%	33.3%	0.0%
オ 医療･福祉関連	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
カ 環境･エネルギー関連	6.7%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%
キ 交通基盤	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ク 観光関連	6.7%	33.3%	20.0%	0.0%	33.3%	0.0%
ケ 公務員宿舎、公営住宅	13.3%	0.0%	10.0%	0.0%	33.3%	0.0%
コ 公共交通･運輸関連	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
サ 駐車場･駐輪場	3.3%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
シ 電気･ガス･水道事業	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ス 試験研究施設、産業育成支援施設等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
セ 公共サービスを支える間接業務関連等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ソ その他	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%
合計 （回答件数）	100.0% (30)	100.0% (6)	100.0% (10)	100.0% (2)	100.0% (3)	100.0% (2)

④件数[民間：実績]

民間事業者が参画したことのある官民連携事業の件数としては、「5 件未満」がほとんどであり（88.5%）、次いで「11 件以上」（7.7%）、「5～10 件」（3.8%）となっている。

図表Ⅲ－28：官民連携事業への参画件数

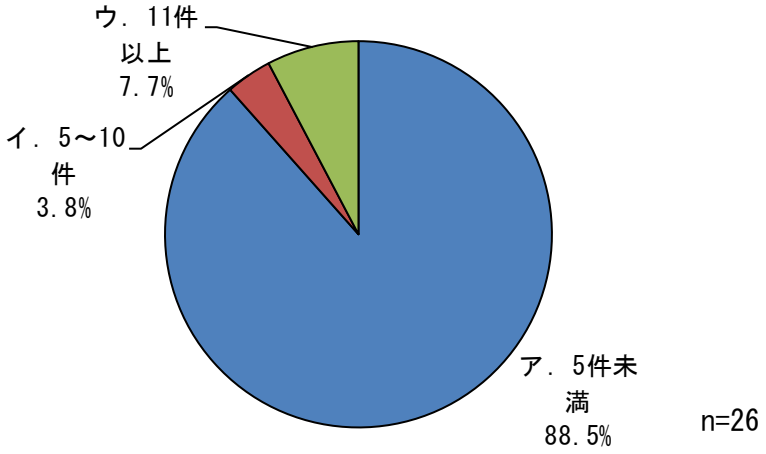

⑤連携対象[民間：実績]

民間事業者が参画した官民連携事業の主体としては、「県・市町村」が大部分を占め（96.2%）、次いで「国」（26.9%）、「その他の公共法人」（11.5%）となっている。「県・市町村」事業への参画がほとんどであるが、「国」事業への参画もある程度みられる結果となった。

図表Ⅲ－29：参画した官民連携事業の事業主体

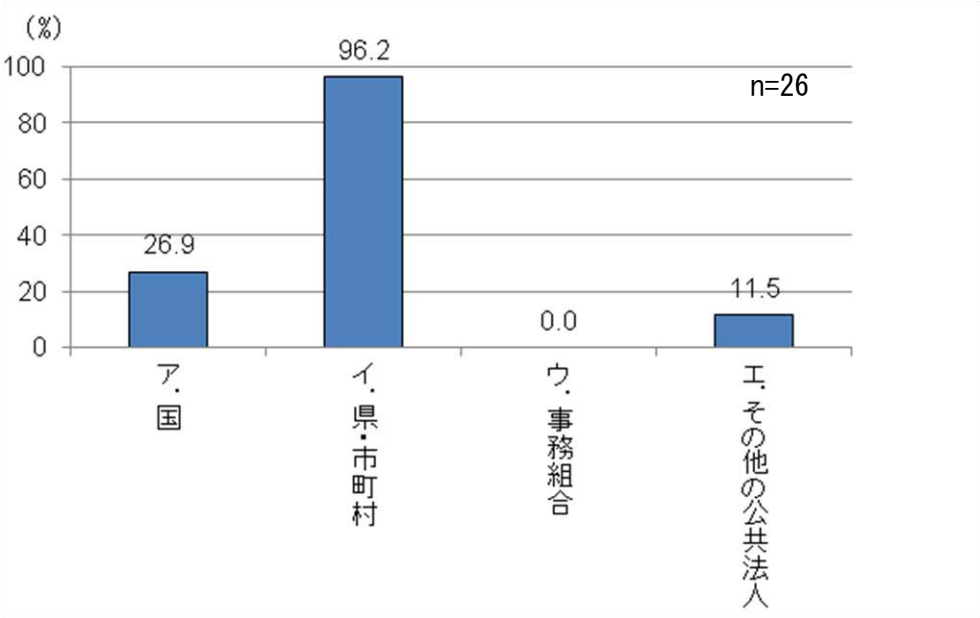

⑥効果（目的）［民間：実績］

官民連携事業への参画の目的としては、「事業機会の確保」（73.1%）が最も高い割合となった。なお、「長期契約による安定した収益の確保」（46.2%）や「新たな技術・ノウハウの獲得」（38.5%）についても回答があり、これらについても相応の効果を見込んでいる。一方で、「雇用機会の創出」（7.7%）については、比較的低い割合に止まった。

図表Ⅲ－30：官民連携事業への参画の目的

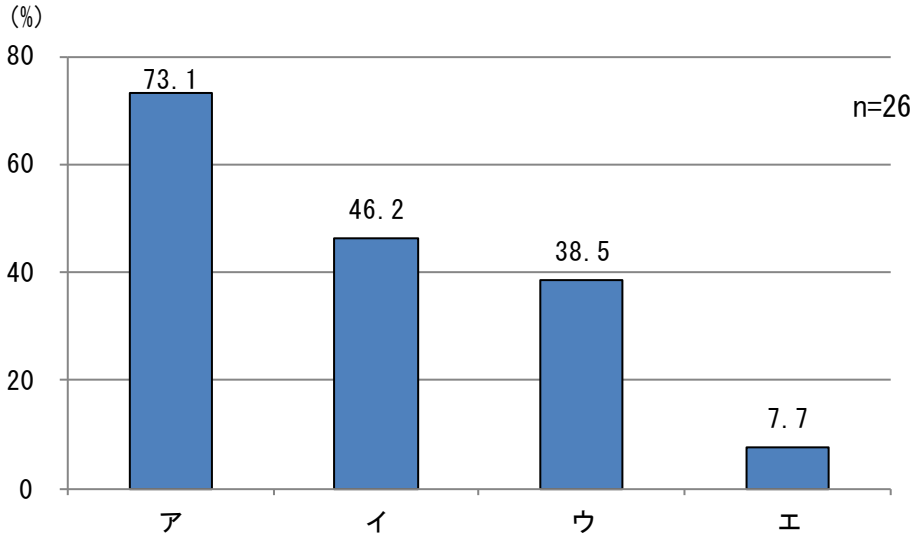

ア．　事業機会の確保
イ．　長期契約による安定した収益の確保
ウ．　新たな技術・ノウハウの獲得
エ．　雇用機会の創出

(4) 今後の社会資本整備・公共サービス提供における官民連携事業への参画予定に関して

①PPP/PFI 参画への関心[民間：予定]

今後、官民連携事業に参画することについて、どの程度の興味を感じているかについては、「官民連携事業への参画について興味がある」（55.9%）が「官民連携事業への参画について興味はない」（44.1%）を上回る結果となった。

図表Ⅲ－31：官民連携事業への参画

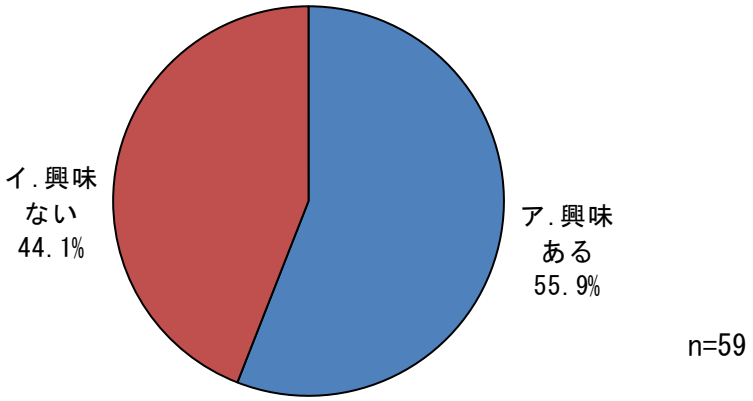

②対象分野[民間：予定]

今後、官民連携事業に参画する際に、どのような分野に関心があるかについては、「環境・エネルギー関連」（13.2%）が最も高い割合となった。また、近い割合で「文化・社会教育関連」（11.3%）、「公務員宿舎、公営住宅」（11.3%）、「庁舎等行政施設関連」（10.7%）、「医療・福祉関連」（10.7%）等に関心が向けられている。

図表Ⅲ－32：官民連携事業の参画に興味のある分野

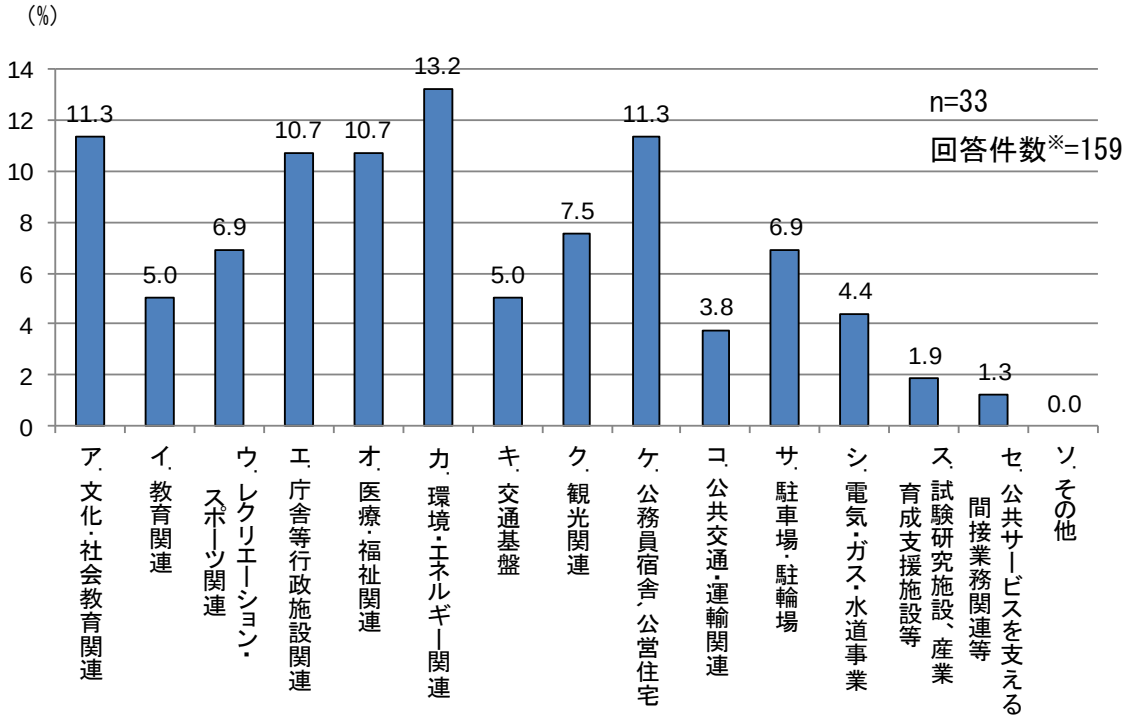

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

③活用手法［民間：予定］

今後、官民連携事業に参画する際に、どのような手法に関心があるかについては、「PFI」（48.4%）が最も高い割合となった。次いで、「業務委託」（18.2）、「指定管理者」（15.1%）と続き、「市場化テスト」（4.4%）及び「その他」（1.9%）については、相対的に低い結果となった。

図表Ⅲ－33：官民連携事業の参画に興味のある手法

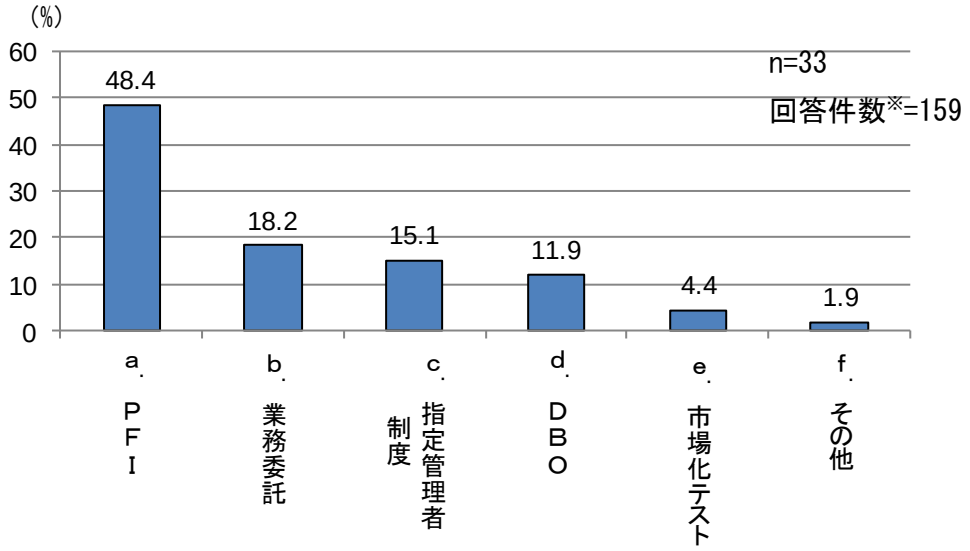

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

ここで、各手法別にどのような分野に参画の関心があるかをみると、最も関心が高い PFI では「文化・社会教育関連」・「公務員宿舎、公営住宅」がそれぞれ 13.0%、「医療・福祉関連」・「環境・エネルギー関連」がそれぞれ 10.4%と比較的高い割合となっている。

業務委託では「庁舎等行政施設関連」・「環境・エネルギー関連」がそれぞれ 17.2%、「医療・福祉関連」・「公務員宿舎、公営住宅」がそれぞれ 10.3%と高く、指定管理者制度では「レクリエーション・スポーツ関連」（20.8%）、「医療・福祉関連」（16.7%）が高くなっている。DBO については「環境・エネルギー関連」（26.3%）、「文化・社会教育関連」（15.8%）、「公務員宿舎、公営住宅」（15.8%）が高くなっている。

市場化テストについてはの回答件数は少ないものの、「庁舎等行政施設関連」・「環境・エネルギー関連」等への回答があった。

これまでの参画実績との対比では、多くの手法で「環境・エネルギー関連」への関心が高くなった。また、PFI 以外の手法においても回答の偏りが小さくなり、多くの手法で幅広い分野の事業実施が望まれているとみられる。

図表Ⅲ－34：参画に興味のある制度別分野別官民連携事業

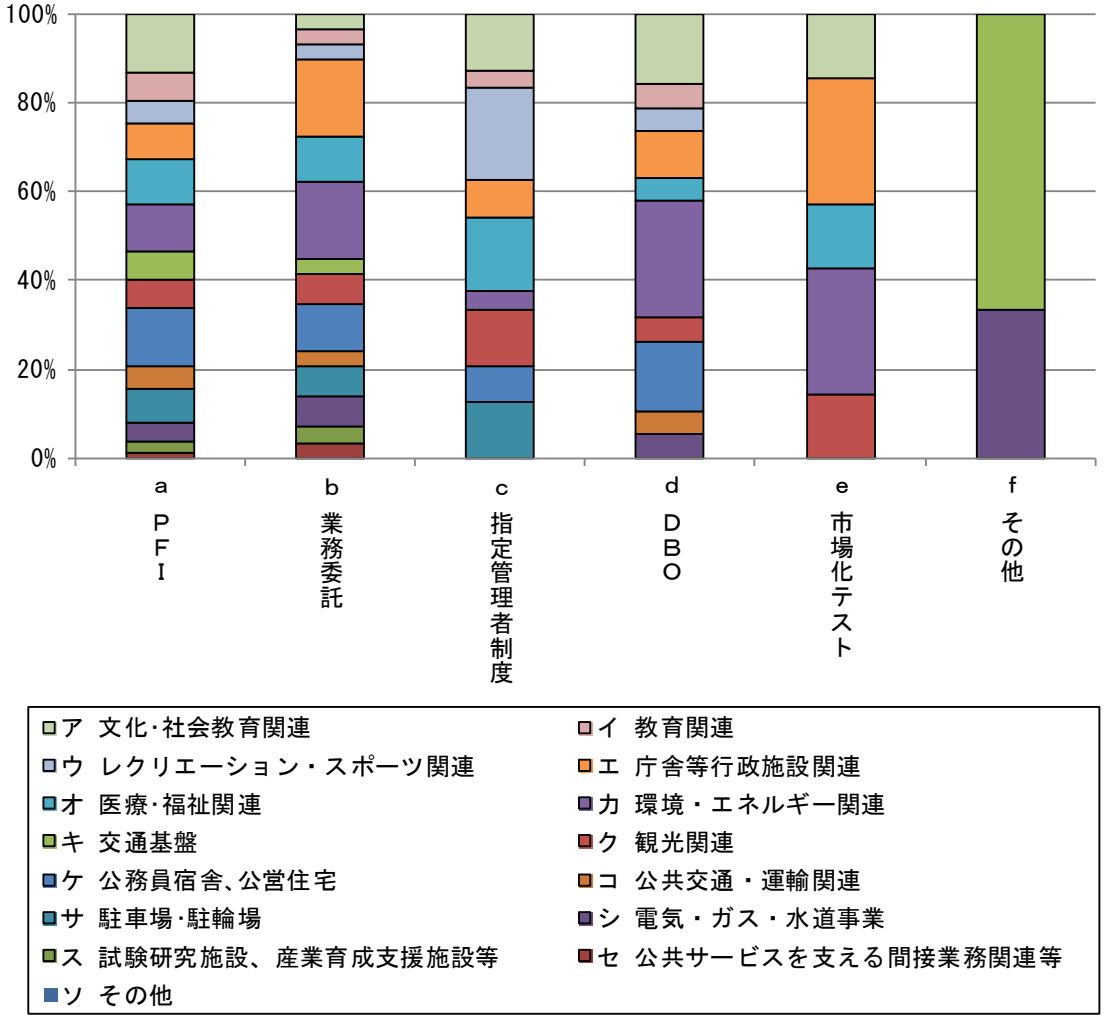

	a PFI	b 業務委託	c 指定管理者制度	d DBO	e 市場化テスト	f その他
ア 文化･社会教育関連	13.0%	3.4%	12.5%	15.8%	14.3%	0.0%
イ 教育関連	6.5%	3.4%	4.2%	5.3%	0.0%	0.0%
ウ レクリエーション･スポーツ関連	5.2%	3.4%	20.8%	5.3%	0.0%	0.0%
エ 庁舎等行政施設関連	7.8%	17.2%	8.3%	10.5%	28.6%	0.0%
オ 医療･福祉関連	10.4%	10.3%	16.7%	5.3%	14.3%	0.0%
カ 環境･エネルギー関連	10.4%	17.2%	4.2%	26.3%	28.6%	0.0%
キ 交通基盤	6.5%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%
ク 観光関連	6.5%	6.9%	12.5%	5.3%	14.3%	0.0%
ケ 公務員宿舎、公営住宅	13.0%	10.3%	8.3%	15.8%	0.0%	0.0%
コ 公共交通･運輸関連	5.2%	3.4%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
サ 駐車場･駐輪場	7.8%	6.9%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
シ 電気･ガス･水道事業	3.9%	6.9%	0.0%	5.3%	0.0%	33.3%
ス 試験研究施設、産業育成支援施設等	2.6%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
セ 公共サービスを支える間接業務関連等	1.3%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
ソ その他	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
（回答件数）	(77)	(29)	(24)	(19)	(7)	(3)

④効果（目的）［民間：予定］

今後、官民連携事業に参画するにあたって、何を目的とするかについては、「事業機会の確保」（90.9%）が最も高く、次いで、「新たな技術・ノウハウの獲得」（57.6%）、「長期契約による安定した収益の確保」（60.6%）、「雇用機会の創出」（27.3%）、「その他」（3.0%）の順となった。参画実績における効果（目的）と比べ、「新たな技術・ノウハウの獲得」が「長期契約による安定した収益の確保」を上回る結果となっている。

図表Ⅲ－35：今後の官民連携事業に参画の目的

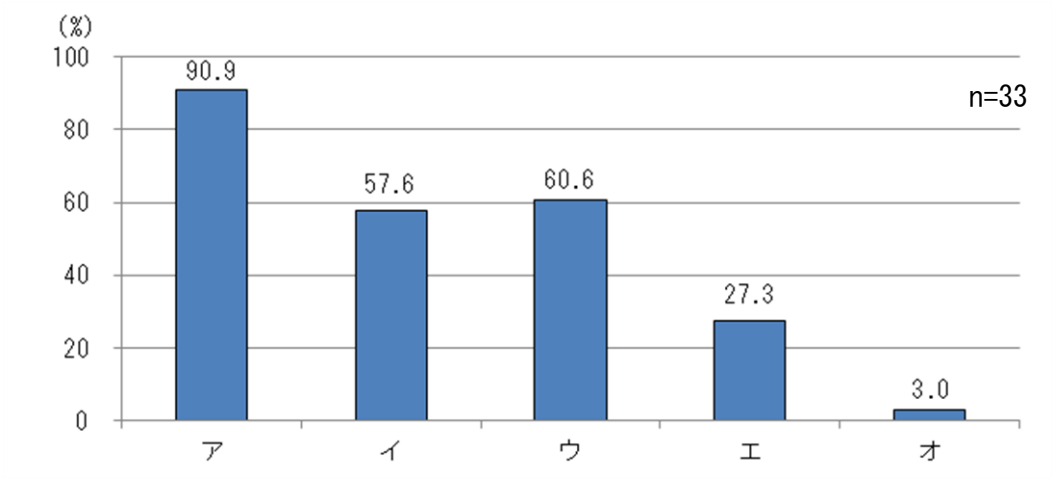

ア．　事業機会の確保
イ．　長期契約による安定した収益の確保
ウ．　新たな技術・ノウハウの獲得
エ．　雇用機会の創出
オ．その他

⑤課題・ハードル［民間：予定］

今後、官民連携事業に参画するにあたり、何が課題・ハードルかについては、「PPP/PFIに対するノウハウの不足」・「事業採算性の乏しさ」（それぞれ45.8%）がともに最も高く、次いで「過度なリスク分担」（42.4%）となった。これらは他の回答に比べて高い割合となっている。

図表Ⅲ－36：今後の官民連携事業に参画への課題

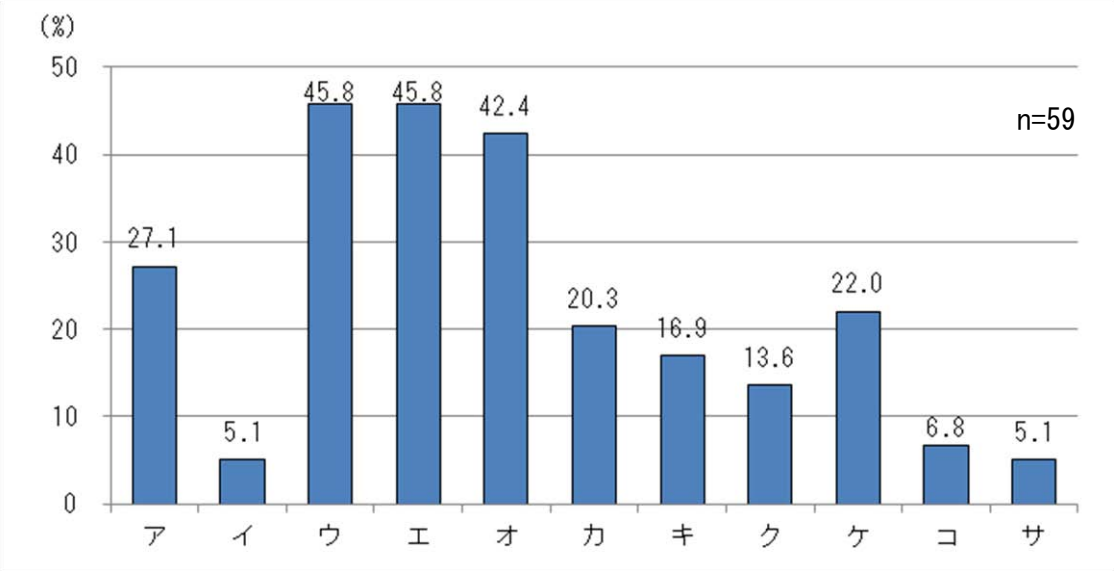

ア．事業の出件数自体が少ない
イ．応募要件未達
ウ．ＰＰＰ/ＰＦＩに対するノウハウの不足
エ．事業採算性の乏しさ
オ．過度なリスク分担
カ．事業提案業務の負担
キ．ＳＰＣ組成に関する調整業務の負担
ク．契約等手続の煩雑さ
ケ．行政からのインセンティブの不足
コ．手続きに関して等、ＰＰＰ/ＰＦＩに関する情報の不足
サ．その他

⑥民間事業者の官民連携事業への参画について（自由回答）［民間］

民間事業者の官民連携事業への参画についての PPP/PFI の推進方策に関する意見・要望は以下の通りである。

図表Ⅲ－37：民間事業者の官民連携事業への参画について

業種	意　見
建設	・民間事業者のリスク負担が大きすぎる場合が多いと思う。 ・価格競争にならないよう配慮すべきと考える。 ・事業提案までの費用とマンパワーが大きいのでなるべく軽減して欲しい。 ・事業者を決定するにあたり、重要視されるのはコストであると考える。コスト偏重になると事業参画する魅力がなくなるように感じる。 ・鳥取県内ではまだ行政が積極的ではない。そもそも地元の資本が小さい。 ・施設運営に対して、行政側の熱意が感じられない。民間のノウハウを使って、施設運営をしたいのに、行政側は責任を取らない従前の運営手法を求める。
不動産	・サービス維持・向上かつコスト低減が実現きるのであれば推進すべき。
商社	・「社会基盤となる次世代型路面電車推進」等の公共性の高い事業においては官民がリスクを分担すべきスキームの導入が肝要。 ・日本国内で PPP 法の制定が急務! ・長期に渡る契約のため、不測の事態に対する対応の不確実さが問題として残る。
プラント	・弊社では以前、環境関連設備の営業も行っており、PFI にも参加してきたが、現在は、電力会社等向けの発電設備の営業に特化している。よって、PFI への参加機会は、ほとんど無く、現在、PFI への参加を検討していないのが現状である。
ｻｰﾋﾞｽ	・まだまだ外郭団体等関連機関の活用が大半で民間へ任せるという機運に乏しい。 ・公共性と独立採算性は相反する場合が多いので、どちらに重きを置くかを明確にし、目標や成功イメージを公共が示すべきと考える。 ・地域性や地場産業の育成と、公共サービスの向上や効率化を同時に達成し辛い地域もあるので、応募要件に関しても、本社の所在や営業所の有無に拘わらずもっと門戸を開くべきと考える。
その他	・自治体の担当者が PFI 事業について知識が無く、提案しても、ﾒﾘｯﾄ・ﾃﾞﾒﾘｯﾄの判断ができない為、検討してもらえない。 ・開かれた行政を望む。 ・応募案件が少ない。

(5) 改正 PFI 法に関して[民間]

①改正 PFI 法への認識

改正 PFI 法に関する認知度については、「改正 PFI 法を知らない」（62.7%）が「改正 PFI 法を知っている」（35.6%）を上回った。2/3 に近い事業者が改正 PFI について認識しておらず、周知の度合いは低い。

図表Ⅲ－38：改正 PFI 法について

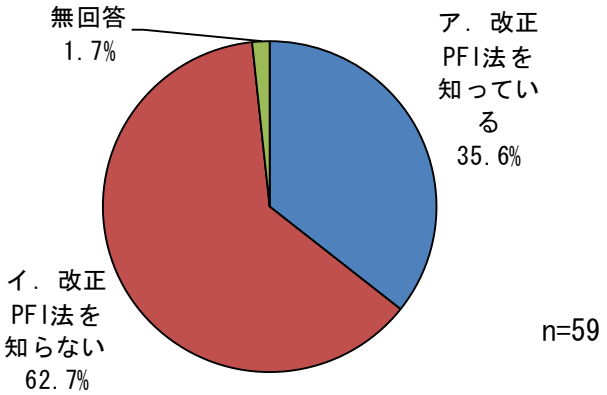

②PFI の活用活性化に繋がる改正 PFI 法制度[民間]

改正 PFI 法のうち、どの点が PFI の活性化に繋がるかについては、「PFI 対象施設の拡大」（66.7%）が最も高い割合となった。次いで、「民間事業者による提案制度の導入」（47.6%）、「公共施設等運営権の導入」（38.1%）、「技術提案制度の導入」（33.3%）となっている。

図表Ⅲ－39：PFI の活性化に繋がる改正内容

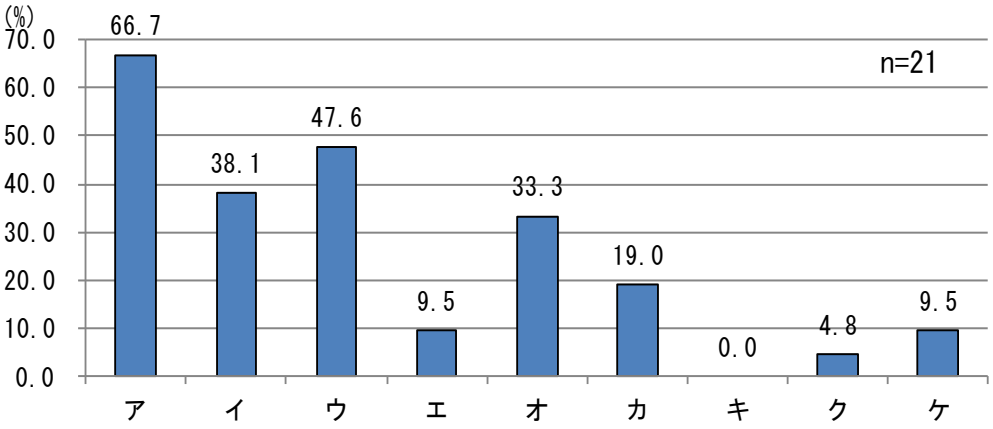

ア．ＰＦＩの対象施設の拡大（第 2 条、第 11 条の 3）
イ．公共施設等運営権の導入（第 2 条、第 10 条の 3～17）
ウ．民間事業者による提案制度の導入（第 5 条の 2）
エ．入札参加にかかる欠格事由の規定（第 7 条の 2）
オ．技術提案制度の導入（第 7 条の 3）
カ．実施方針の策定の見通し等の公表（第 10 条の 2）
キ．運営ノウハウを有する公務員の民間派遣等への配慮（第 18 条の 2）
ク．民間資金等活用事業推進会議の設置（第 20 条の 2,3）
ケ．特になし

③公共施設等運営権（コンセッション）への関心［民間］

改正 PFI 法のうち、公共施設運営権（コンセッション）について興味を持つかについては、「コンセッション方式を導入した事業・サービスへの参画について興味はない」（57.1%）が「コンセッション方式を導入した事業・サービスへの参画について興味がある」（33.3%）を上回る結果となった。

図表Ⅲ－40：コンセッション方式導入事業への参画

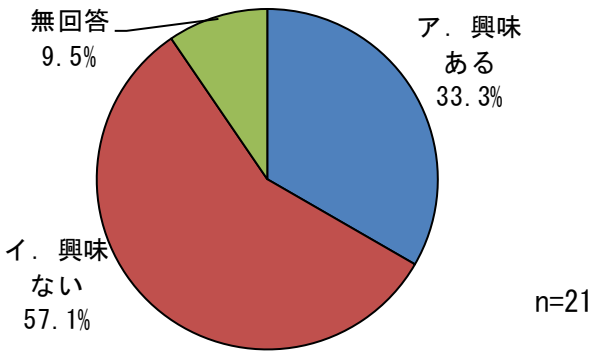

④対象施設（コンセッション）［民間］

公共施設運営権（コンセッション）うち、どの分野について関心があるかについては、「社会福祉施設」（42.9%）と「賃貸住宅」（42.9%）が最も高い割合となった。反対に、「漁港」、「中央卸売市場」、「鉄道」といった分野では回答が見られなかった。

図表Ⅲ－41：興味のあるコンセッション方式導入事業の分野

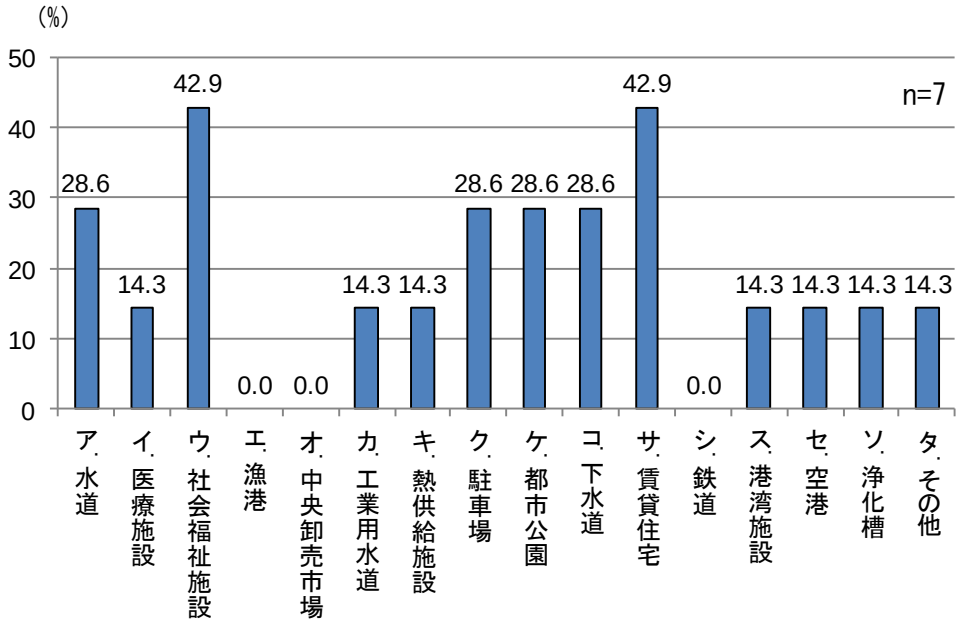

⑤課題・ハードル（コンセッション）［民間］

コンセッション方式を導入した事業・サービスへ参画する際、課題・ハードルとなる点については、「コンセッション方式活用に係る社内の知識・ノウハウ不足」（58.3%）が最も高い割合となった。次いで、「対象となる事業がない」（41.7%）、「コンセッション方式に対する行政からのインセンティブ不足」（25.0%）となった。

図表Ⅲ－42：コンセッション方式導入事業の参画への課題

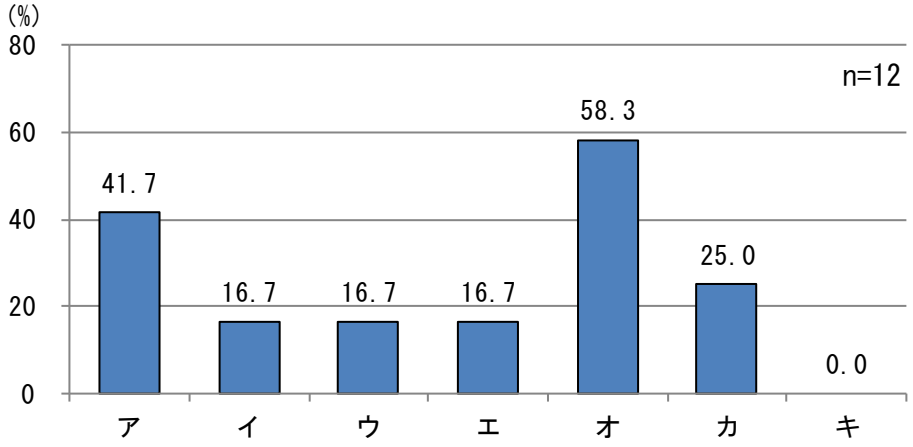

ア．対象となる事業がない
イ．対象となる事業規模が小さい
ウ．地元企業の参画が困難
エ．ガイドライン等、コンセッション方式活用に係る国の制度が未整備
オ．コンセッション方式活用に係る社内の知識・ノウハウ不足
カ．コンセッション方式導入に対する行政からのインセンティブ不足
キ．その他

⑥民間提案制度への関心［民間］

民間事業者による提案制度の導入については、「PFI 事業の提案を行うことについて興味がある」と「PFI 事業の提案を行うことについて興味はない」がともに同じ割合（42.9%）となった。

図表Ⅲ－43：民間提案制度について

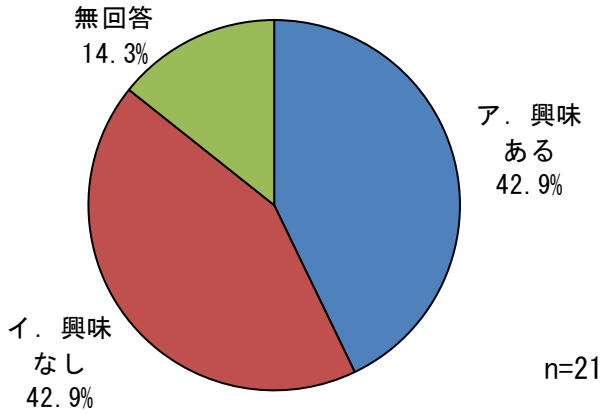

⑦課題・ハードル（民間提案制度）［民間］

民間事業者による PFI 事業への提案を行う際に、課題・ハードルとなる点については、「事業実施が確保されるものでなく、行政からのインセンティブに乏しい」（88.9%）が最も高い割合となった。次いで、「対象となる事業がない」（33.3%）と「事業提案に係る社内の知識・ノウハウ不足」（33.3%）となっている。

図表Ⅲ－44：民間提案制度の課題

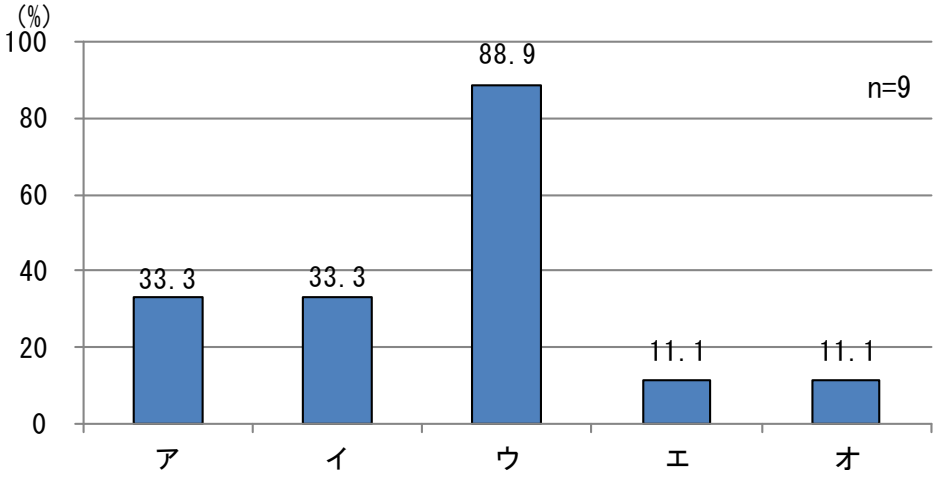

ア．対象となる事業がない
イ．事業提案に係る社内の知識・ノウハウ不足
ウ．事業実施が確保されるものでなく、行政からのインセンティブに乏しい
エ．行政側の窓口、ガイドライン等、提案制度に係る国の制度が未整備
オ．実際の制度運用について懸念がある

⑧改正 PFI 法について（自由回答）［民間］

改正 PFI 法についての意見・要望は以下の通りである。

図表Ⅲ－45：改正 PFI 法について

業種	意　見
建設	・今後、コンセッションの普及、社会インフラの更新に PFI が活用されるうえで、事業者（SPC）のエクイティの譲渡を自由に可能とすることが必要である。現状は公共によって出資制限や譲渡制限が設定される例が多く重大な阻害要因となっている。 ・民間が積極的に提案できるよう提案者へのインセンティブを確立して欲しい。 ・この 2 年間は特に新たな事業の出件が国、地方自治体ともに低調になっている。これまで、多くの PFI 事業が運営まで行われており、相応の効果や実績が得られているのは明白なことから、今一度、国や自治体に PFI 事業を推進するように国民的な運動を経済界が中心となって起こしていくのが望ましい。
ｻｰﾋﾞｽ	・文化・観光・レジャー分野も対象となるスキームを構築してほしい。

(5) 今後の PPP/PFI の推進に関して[民間]

①PPP/PFI 導入のハードルへの対応策

PPP/PFI の導入を推進する際に課題・ハードルとなる点への対応策については、「PPP/PFI に関する情報提供機能」（50.8%）と「入札手続、落札後の各種契約手続、資金調達等において、担当者のノウハウを補完し、時間・手間等の負担を軽減するアドバイザリー機能」(50.8%) が同じ割合で最も高くなった。「手続きの簡略化に関する手引書や各種ガイドライン等」（45.8%）も含め、いずれの方策も効果があると判断されている。

図表Ⅲ－46：PPP/PFI 推進の課題への対応策

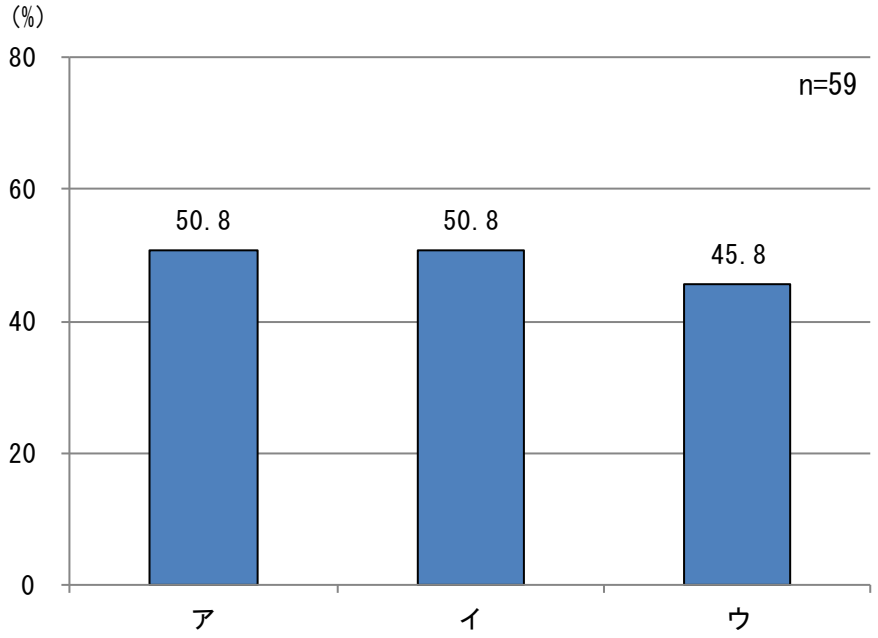

ア．ＰＰＰ/ＰＦＩに関する情報提供機能
イ．入札手続、落札後の各種契約手続、資金調達等において、担当者のノウハウを補完し、時間・手間等の負担を軽減するアドバイザリー機能
ウ．手続きの簡略化に関する手引書や各種ガイドライン等

②PPP/PFI に関する情報提供機能の効果[民間]

「PPP/PFI に関する情報提供機能」のうち、どのような情報の提供が PPP/PFI の推進に繋がるかについては、「自治体の PPP/PFI 取組み状況」（66.7%）が最も高く、次いで「PPP/PFI に関する先進事例」（63.3%）、「契約書等、事業者募集・選定プロセスにおける公表書類の標準例」（50.0%）、「PPP/PFI の相談・情報の取得窓口」（40.0%）となった。取組み状況や先進事例といった事業参画の判断を行うための情報に対する要望が強い。

図表Ⅲ－47：PPP/PFI に関する情報提供機能

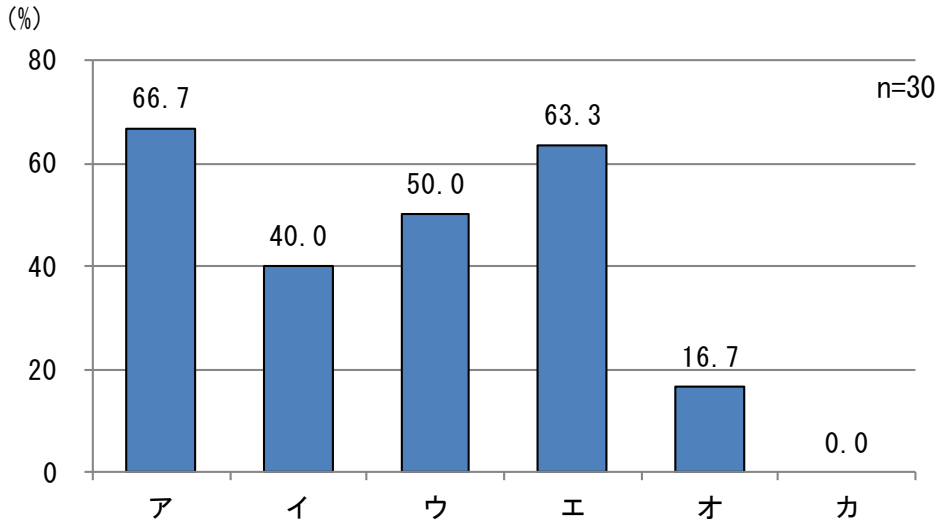

ア．自治体のＰＰＰ/ＰＦＩ取組み状況
イ．ＰＰＰ／ＰＦＩの相談・情報の取得窓口
ウ．契約書等、事業者募集・選定プロセスにおける公表書類の標準例
エ．ＰＰＰ/ＰＦＩに関する先進事例
オ．ＶＦＭに関するデータ
カ．その他

③中国地方の PPP/PFI 推進方策（自由回答）［民間］

今後の中国地方の PPP/PFI の推進方策に関する意見・要望は以下の通りである。

図表Ⅲ－48：中国地方の PPP/PFI 推進方策

業種	意　見
建設	・PPP/PFI の取組み事例を発信して欲しい。 ・事業者にとって、どのようなメリットがあるかを明確に示して欲しい。 ・民間事業者の事業提案の可能性が大きい案件なら取り組める可能性も大きくなると思う。適正なリスク分担を行うことも1つの要素だと考える。 ・民間企業、特に建設業に携わる企業の低迷化が叫ばれる中、開発費や需要変動などの事業に係るリスクを負う点が PPP/PFI 推進にあたっての問題点であるため、ファンドの拡充等資金調達面の制度整備を要望する。 ・中国地方においては、まだまだ PPP/PFI の実績を含めた案件数が少ないと思うので、自治体にて積極的に検討して、より多くの案件化をお願いしたい。 ・中国地方は特に案件数が少ないと思う。PFI 事業数は自治体の意欲（進取の気性）に大きく左右されることから、自治体に対する働きかけをこれまで以上に強める必要があると考える。 ・地元企業が主体となり、PPP/PFI に参加しようとしても、資金調達、運営等におけるノウハウを持ち合わせていないのが現状である。また、運営中のリスクを考えると積極的な参画には踏み込めないと考える。 ・各市町村によって取り扱いが異なる為非常に難しい。
不動産	・各種手続きの煩雑さ、事業推進中も頻繁に変更となる"基準"、民間の過度なリスク分担等が改善されなければ、民間にとって積極的に"参画する旨味"に欠ける事業からの脱却は難しいのではないかと思う。 ・行政による事業計画立案の当初から民間と深く協議し、街づくりの観点からも有益な事業となるよう柔軟性と前向きな姿勢を持って欲しい。
商社	・過去の成功例や過去の契約内容の開示。
ｻｰﾋﾞｽ	・ある時期までは熱心に検討されていたが、現状ではほとんどの自治体、地方議会等で PPP、PFI への熱が冷めてしまったと感じる。 ・民間に任せてしまえば、自分でコントロールできない（地元に仕事が落ちにくい）という感覚が支配的ではないか。 ・このままでは結局事業資金不足、維持管理者不足等でますます先細りになると思う。PPP、PFI をある程度強制するような制度も必要と考える。 ・応募要件の門戸を開けて下さい。東京や大阪等、他地域からの参加がしやすい環境を整えて欲しい。
その他	・自治体担当者向け学習会の実施。

4. 自治体の経年比較

平成 17 年に日本政策投資銀行が実施したアンケート（以下、「前回アンケート」という）調査結果を示し、今回のアンケート（以下、「今回アンケート」という）の自治体における結果と比較を行う。

(1) 平成 17 年アンケート概要

・調査対象　　中国地方　59 団体（県・市）

・調査方法　　書面郵送によるアンケート調査

・調査基準日　平成 17 年 9 月 1 日

・回答状況

対象数		59 団体（県・市）
回収数		44 団体（回収率 75%）
	うち県	5 団体（回収率 100%）
	うち市	40 団体（回収率 74%）

(2) 社会資本・公共サービス提供における民間主体の活用状況について

①PPP/PFI 活用の検討状況対象分野

前回アンケートでは社会資本整備・公共サービス提供において民間主体を活用したことのある自治体は、33 団体（75.0%）という結果であった。今回アンケートでは、民間主体を活用したことのある自治体は 85.0%であり、民間活用の度合いは進んでいると言える。

図表Ⅲ－49：民間主体の活用、検討実績

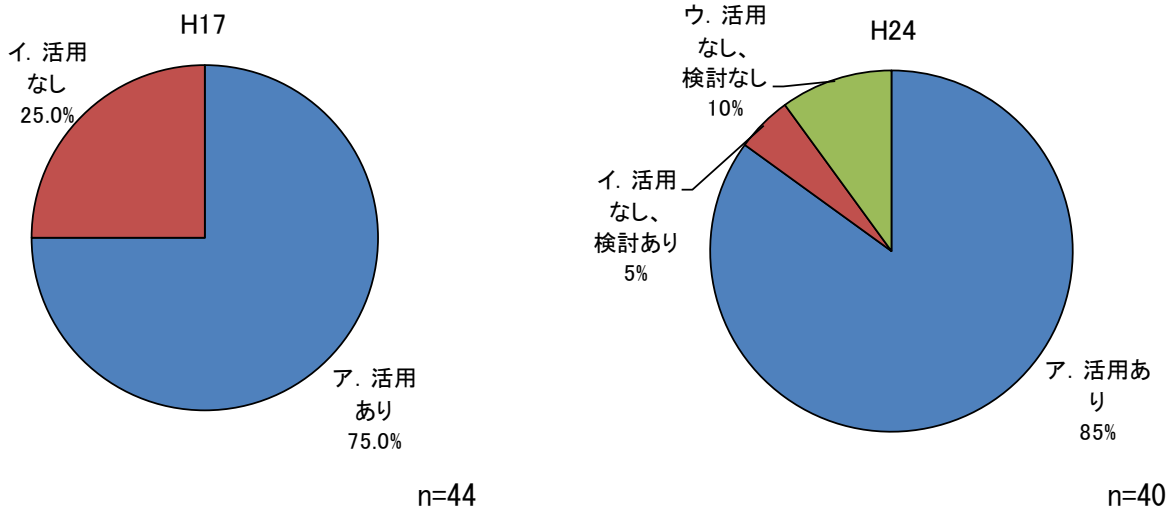

※H17　ア．民間主体を活用したことがある
　　イ．民間主体を活用したことはない

※H24　ア．民間主体を活用したことがある
　　イ．民間主体を活用したことはないが、活用を検討したことはある
　　ウ．民間主体を活用したことはなく、活用を検討したこともない

②対象分野

前回アンケートでは、民間主体の活用分野としては「医療・福祉関連」が最も多く（21.4%）、次いで「文化・社会教育関連」（16.0%）、「観光関連」（16.0%）となっていた。今回アンケートでは、これらの分野の割合は減少しているが、相対的に前回アンケートで回答割合の低かった分野が増加する傾向にある。

図表Ⅲ－50：民間主体の活用分野

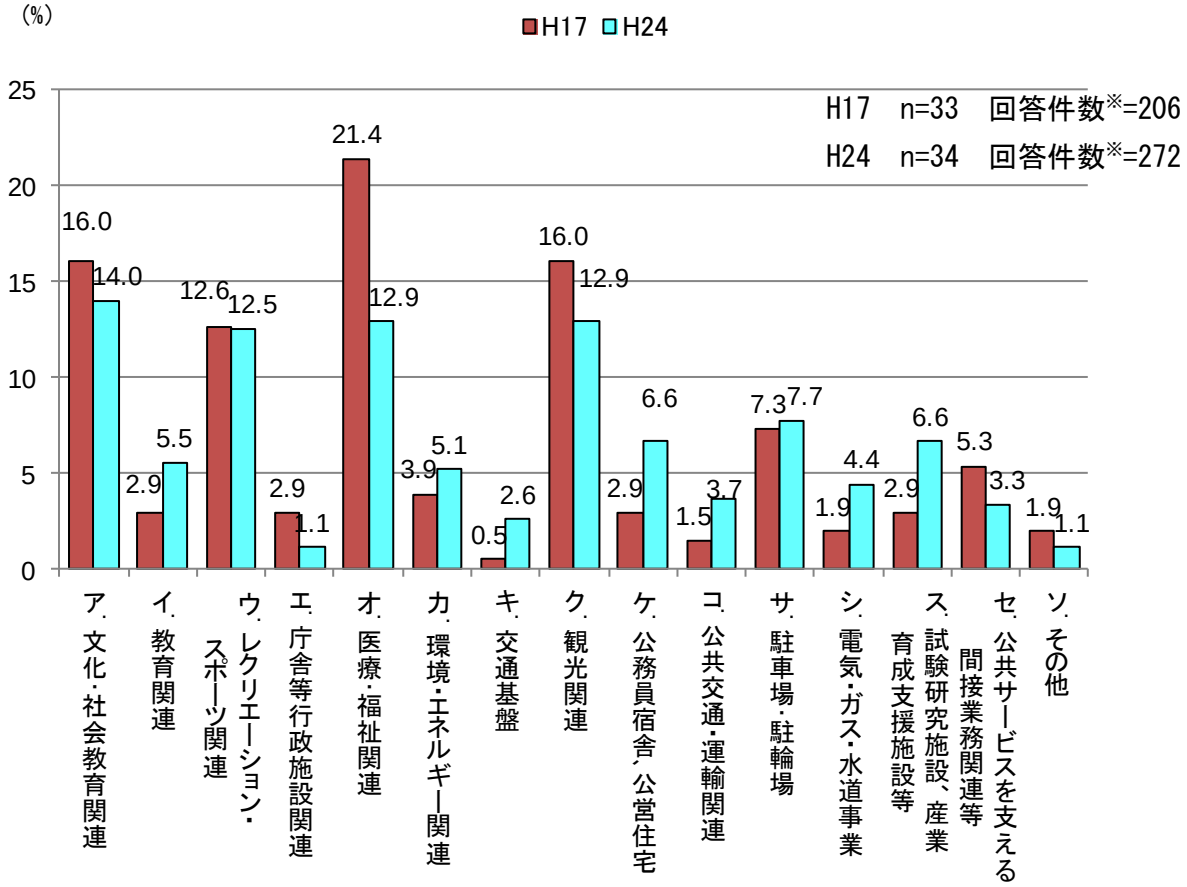

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

③対象分野

自治体における民間主体の活用手法としては、「業務委託」（57.3%）の割合が最も高かったが、「管理運営委託」が後に指定管理者制度に移行していることを考慮すると、今回アンケートにおいても傾向は類似しているものと言える。

図表Ⅲ－51：民間主体の活用手法

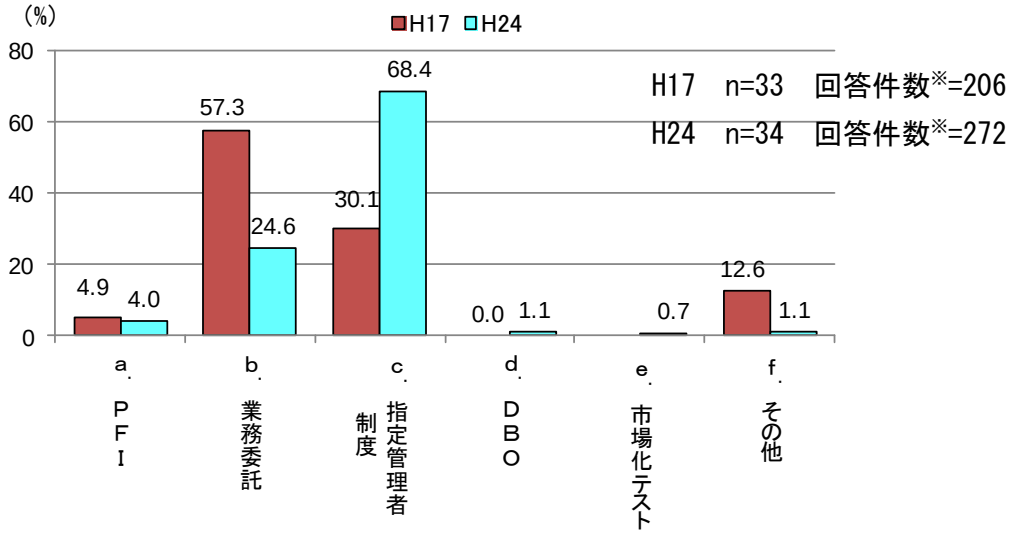

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

④連携対象

前回アンケートでは自治体が活用したことのある民間主体としては「純民間企業」（69.7%）と「社団法人・財団法人」（69.7%）が最も高い割合であった。今回アンケートの結果からは、「純民間企業」や「社団法人・財団法人」、「NPO 法人」との連携が進んでいることが分かる。

図表Ⅲ－52：活用実績のある民間主体

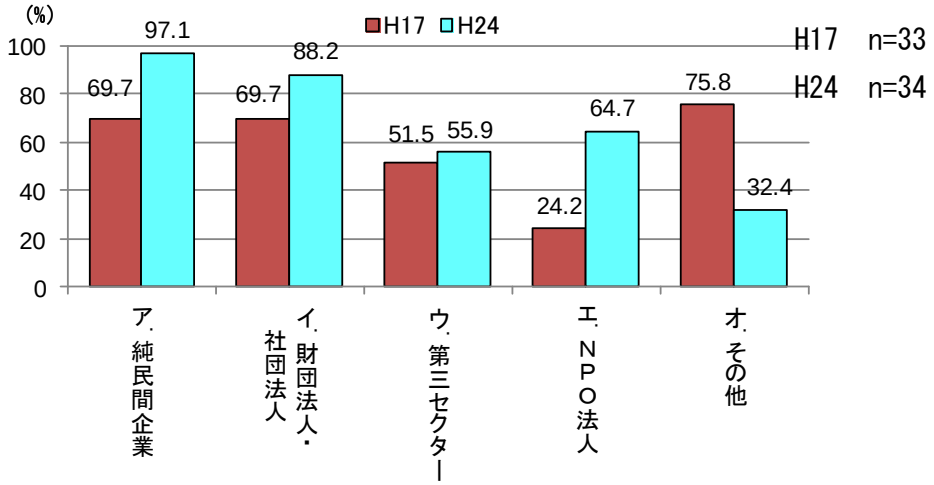

※H17 アンケートの項目の一部は次の通り分類した。
自治会・町内会・市民団体・ボランティア　→　その他
※H24 アンケートの項目の一部は次の通り分類した。
一般財団法人・一般社団法人　→　社団法人・財団法人
公益財団法人・公益社団法人　→　社団法人・財団法人

(3) 将来の社会資本整備・公共サービス提供における民間主体の活用予定に関して

①PPP/PFI 参画への関心

前回アンケートでは、将来、民間主体を活用することについて、どの程度の興味を感じているかについては「民間主体の活用を決め準備中、又は民間主体の活用を具体的に検討している事業・サービスがある」（38.6%）の割合が、今回アンケートに比べて大きかった。今回アンケートでは、前回アンケートに比べて「民間主体の活用は一切検討していない」の割合も大きくなり、官民連携事業に対する関心が薄れてきていると言える。

図表Ⅲ－53：民間主体の活用予定

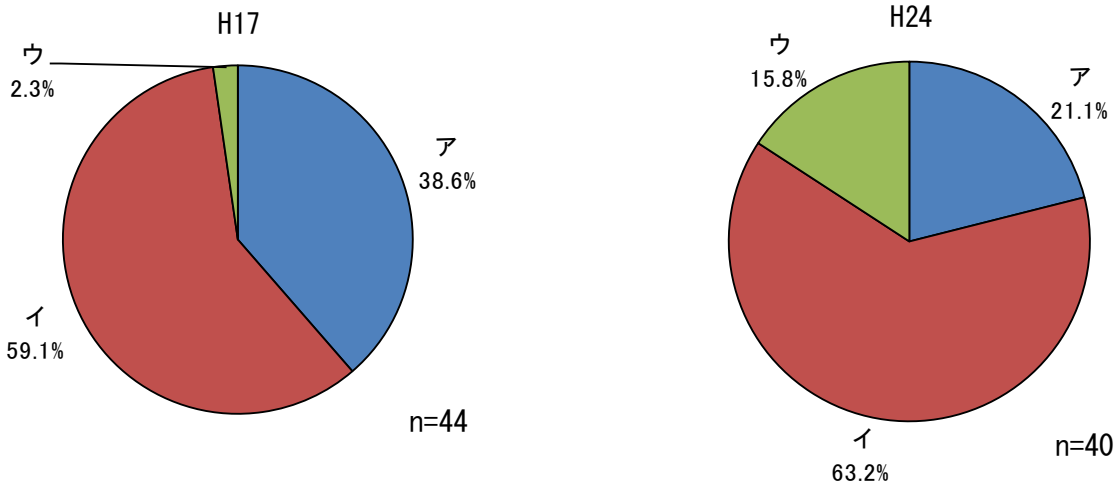

ア．民間主体の活用を決め準備中、又は民間主体の活用を具体的に検討している事業・サービスがある
イ．民間主体の活用に向けて幅広く検討している
ウ．民間主体の活用は、一切検討していない

②対象分野

前回アンケートでは、将来の民間主体活用において、どのような分野に関心があるかについては「医療・福祉関連」（14.5%）と「観光関連」（14.5%）が最も高く、次いで「駐車場・駐輪場」（12.9%）、「文化・社会教育関連」（11.3%）と「レクリエーション・スポーツ関連」（11.3%）となっていた。今回アンケートでは、「医療・福祉関連」、「観光関連」、「駐車場・駐輪場」の割合は下がっている。他方、前回アンケートで回答のなかった「交通基盤」や「公共交通・運輸関連」において回答があるなど、関心のある分野が広がる傾向にある。

図表Ⅲ－54：関心のある民間主体の活用分野

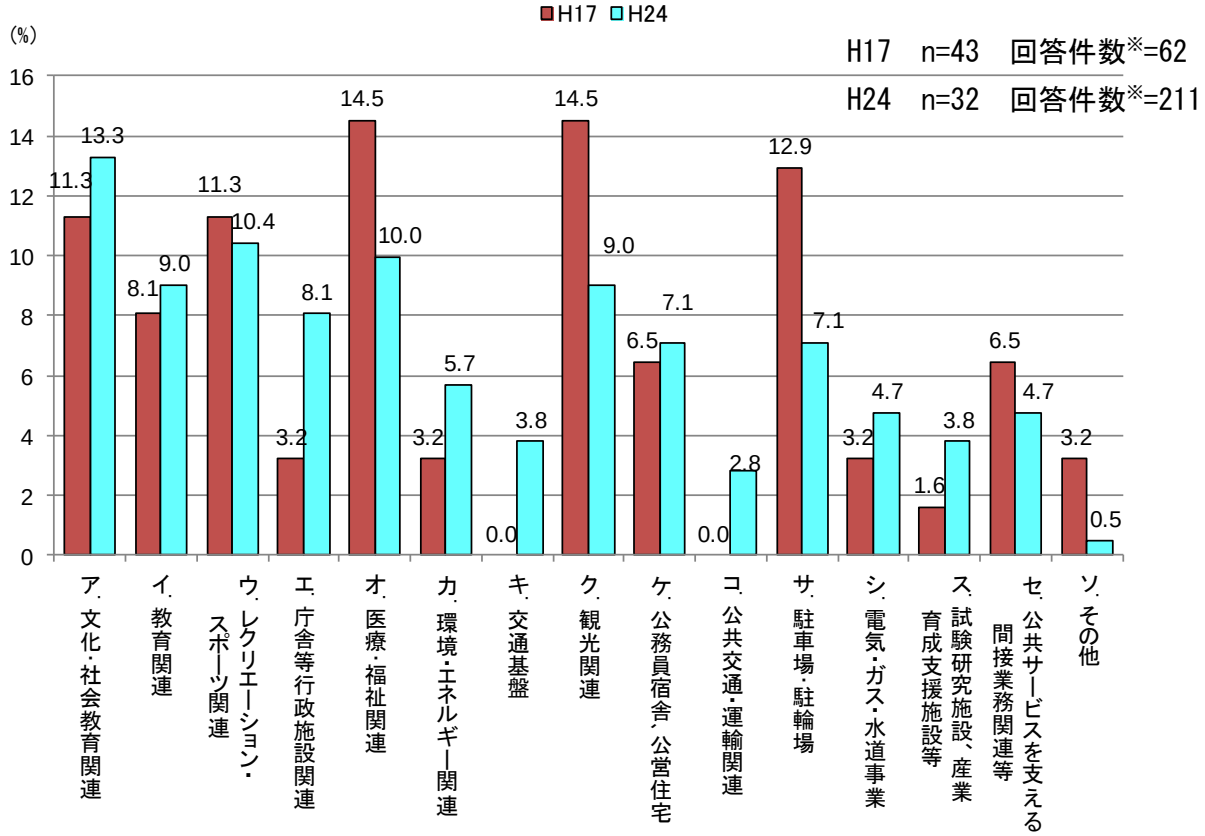

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

③活用手法

前回アンケートでは将来の民間主体活用において、どのような手法に関心があるかについては「指定管理者制度」（46.8%）が最も高い割合であった。今回のアンケートでも、概ね類似した傾向であり、結果として「指定管理者制度」と「業務委託」の割合が上っているものの、「PFI」は下がっている。

図表Ⅲ－55：関心のある民間主体の活用手法

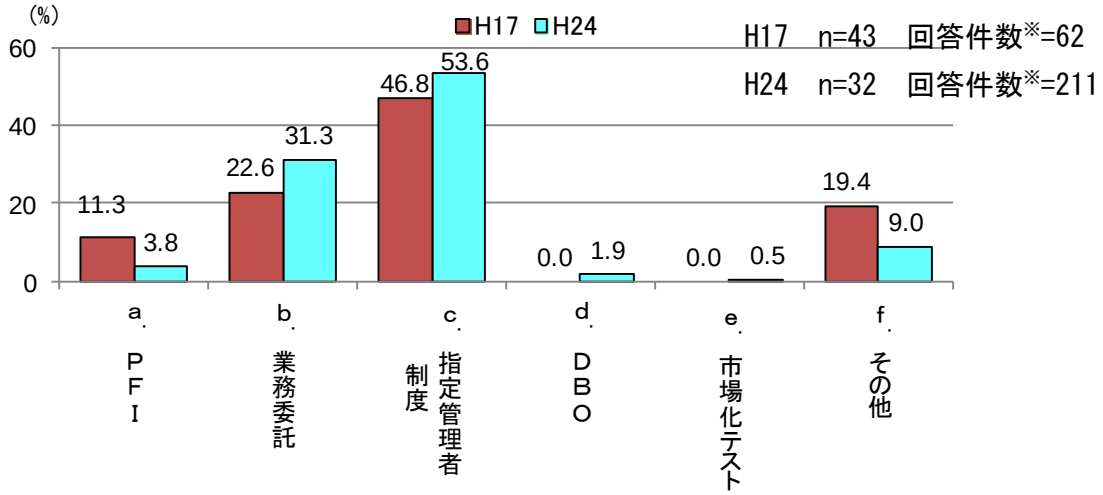

※各団体では複数の手法が活用（予定）されているため、施設・手法毎に複数回答可としている。
複数回答可としている設問に対しては、回答者数ではなく回答件数で集計を行っている。

④連携対象

前回のアンケートでは将来、民間主体の活用においてどのような主体と連携するかについては「純民間企業」（94.1%）の割合が顕著に高かった。今回のアンケートにおける結果でも「純民間企業」は同程度に高く、また、この他の主体についても、前回のアンケート時より回答割合が高い傾向にある。

図表Ⅲ－56：今後、活用を期待する民間主体

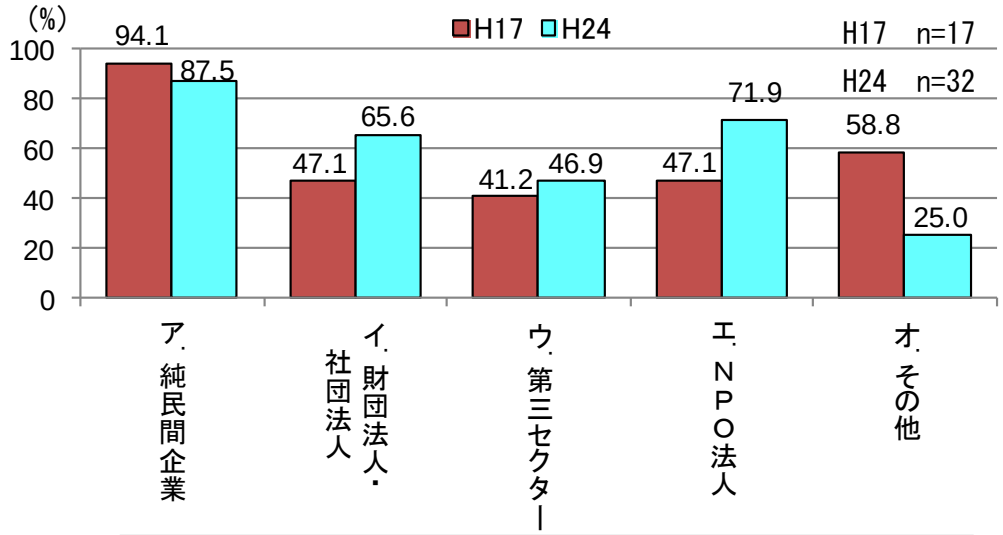

※H17 アンケートの項目の一部は次の通り分類した。
自治会・町内会・市民団体・ボランティア → その他
※H24 アンケートの項目の一部は次の通り分類した。
一般財団法人・一般社団法人 → 社団法人・財団法人
公益財団法人・公益社団法人 → 社団法人・財団法人

⑤効果（目的）

前回アンケートでは、民間主体を活用する目的としては「財政負担の軽減」（93.0%）の割合が最も高く、次いで、「財政負担に対するサービス水準の向上」（62.8%）、「サービスに対する住民満足度の向上」（60.5%）となっていた。今回アンケートでは、実施された官民連携事業の目的として、「財政負担の軽減」や「財政負担に対するサービス水準の向上」等の割合が下がり、「サービスに対する住民満足度の向上」や「自治体正職員数の削減」等の割合が上がっている。また、前回アンケートでは、低い割合ながらも回答があった「職員意識の向上」（4.7%）について、今回は無回答となっている。

図表Ⅲ－57：今後の民間主体の活用目的

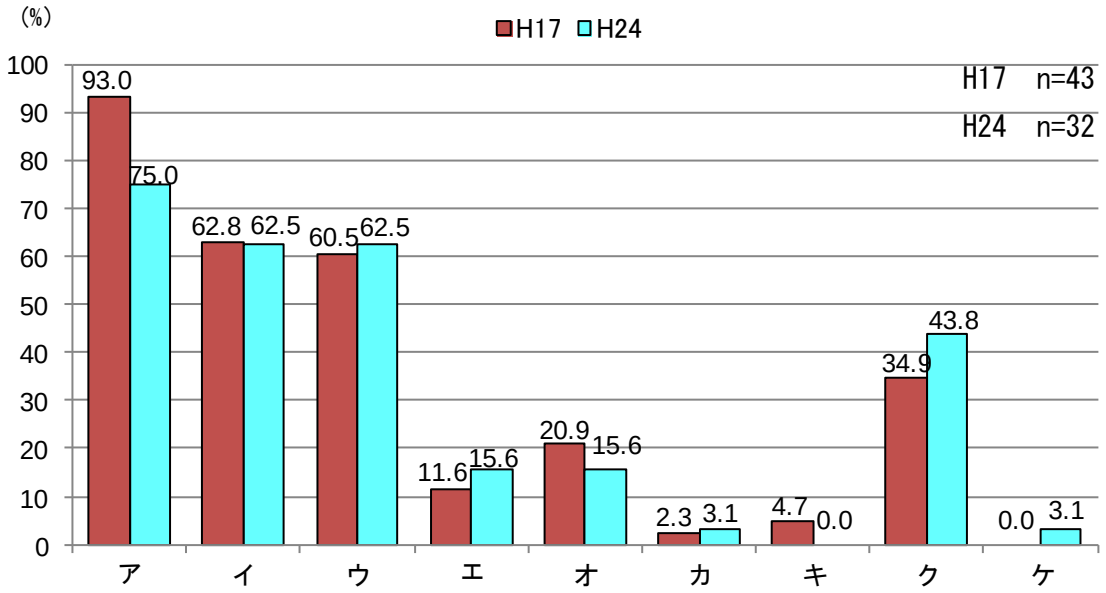

ア. 財政負担の軽減（将来発生する可能性のある当該事業に係るリスク負担を含む）
イ. 財政負担に対するサービス水準の向上
ウ. サービスに対する住民満足度の向上
エ. 市民参加の促進（参加意識の向上）
オ. 民間企業の新規事業機会創出による地域経済の活性化
カ. 管理運営等にかかる透明性の向上
キ. 職員意識の向上
ク. 自治体正職員数の削減
ケ. その他

⑥課題・ハードル

前回アンケートでは民間主体を活用するにあたって、何が課題・ハードルとなるかについては、「事業の受け入れ先になりうる民間主体の欠如・不足」（59.1%）の割合が最も高く、次いで「サービス水準を確保するための行政としてのガバナンス確保」（50.0%）となっていた。今回アンケートでは、「民間主体の欠如・不足」は同様に回答割合が高いが、「行政としてのガバナンス」については上位 3 番目であるものの、その割合は大きく減少している。また、全体的な傾向として、前回のアンケートに比べて今回アンケートでは、回答の割合が低くなっている。

図表Ⅲ－58：今後の民間主体の活用課題

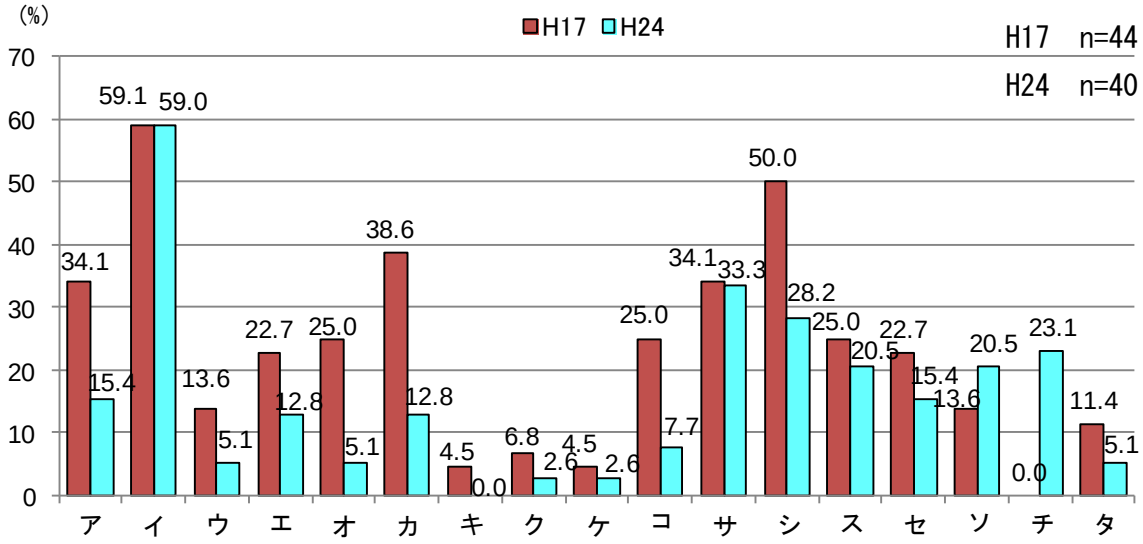

ア. 法令上の制限
イ. 事業の受け入れ先になりうる民間主体の欠如・不足
ウ. 議会対応
エ. 地元住民との調整（住民に対する浸透の不足）
オ. 民間主体との調整
カ. 職員・労働組合による雇用問題等についての抵抗
キ. 関係省庁との調整
ク. 補助金・税制上の問題
ケ. 地方債の繰上償還
コ. 個人情報等に関する守秘義務の厳守
サ. 事業採算性の確保
シ. サービス水準を確保するための行政としてのガバナンス確保
ス. 民間主体活用に当たっての事務手続きの煩雑さ
セ. 民間主体活用後の財政負担の増大に対する懸念
ソ. 民間主体に対するインセンティブの不足
タ. 民事例等、PPP/PFIに関する情報の不足【H24 のみ】
チ. その他

5. アンケート結果概要

(1) PPP/PFI への参画・検討状況

○自治体の PPP は、ほとんどが指定管理者制度であり、PFI の活用度合いは低い。
○民間事業者は、多くが参画・参画検討の経験を持つが、今後の参画には関心のない事業者も多い。
○PPP/PFI 導入の課題としては、自治体が「事業の受け入れ先になりうる民間主体の欠如・不足」であるのに対し、民間事業者では「ノウハウの不足」及び「事業採算性の乏しさ」、「過度なリスク分担」となっている。

PPP/PFI の活用実績の進捗度は、自治体の前回アンケートとの比較では、民間主体の活用がある程度進んでいることが分かる。しかし、今後の参画について、自治体の関心度合は「幅広く検討している」段階でとどまっており、実際に取組みの可能性には課題が残っている。また、前回アンケートとの比較では、「幅広く検討している」か「一切検討していない」の回答割合が高まっており、二極分化している傾向にある。

PPP/PFI の効果（目的）については、自治体は財政負担軽減やサービス向上等が主であるのに対し、民間事業者は事業機会の確保が主目的となっている。

PPP/PFI の導入課題への対応策については、自治体・民間ともに、いずれの選択肢も概ね一定の効果を認める回答であった。とりわけ、自治体では「手続きの簡略化に関する手引書や各種ガイドライン等」に関して高い関心が示される結果となった。また、対応策のうち、PPP/PFI に関する情報提供機能については、自治体では「PPP/PFI に関する先進事例」が最も回答割合が高く、民間事業者では「自治体の PPP/PFI 取組み状況」や「PPP/PFI に関する先進事例」が高い結果となった。

(2) 改正 PFI 法の認知度と新制度への関心度合い

○自治体は、改正 PFI 法の効果を疑問視する傾向がある。
○民間事業者の改正 PFI 法の認知度は低い。
○官民共に、コンセッションをはじめとする諸制度への関心は低い。

自治体では、PFI 活性化につながる制度に関しては「民間事業者による提案制度の導入」をあげた回答が多い反面、「特になし」への回答も多い。また、民間事業者は、改正 PFI 法を「知らない」と回答した割合が 6 割以上を占める。加えて、官民共に、コンセッションへの関心は低く、具体的な事業・サービスを検討している自治体はない。

割合は低いものの、コンセッションに関心のある民間事業者もおり、こうした事業者は比較的幅広い分野を対象として捉えている中で、賃貸住宅が官民双方で関心がマッチする数少ない分野となっている。コンセッションを実施するうえでの課題では、官民共に傾向が類似しており、「ノウハウの不足」が最も多く、次いで、「対象施設の不在」や「効果・利益が見込めない」、が多くなっている。

民間提案制度については、関心を持つ民間事業者と持たない事業者が半々となった。主な課題としてはインセンティブの乏しさ、事業提案の可能性の乏しさである。

(3) 自治体と民間事業者の比較

○多くの自治体が指定管理者制度を主として実績を持つ一方で民間事業者では、官民連携事業に参画実績を持たない場合が過半を占める。
○今後の官民連携事業への関心は、自治体では幅広く可能性を検討段階が多いのに対し、民間事業者では取組姿勢そのものが消極的である可能性が高い。
○改正 PFI 法については自治体側の期待度は低く、民間事業者の認知度は低い。
○今後の官民連携事業の推進に際しての課題やハードルへの対応策では、自治体で「手続きの簡略化に関する手引書や各種ガイドライン等」の回答割合が高かった。

①これまでの取組み状況

自治体・民間事業者双方の官民連携事業における経験については、多くの自治体が指定管理者制度を主として実績を持つ一方で、民間事業者では参画実績を持たない場合が過半を占めた。今回、配布・回収した事業者の多くは建設事業者であり、サンプルに偏りはあるが、PFI 事業件数自体が指定管理者制度等に比べて少ないことも影響していると考えられる。

②今後の取組みについての検討状況

今後の官民連携事業への関心は、自治体では「幅広く可能性を検討している」段階が多いのに対し、民間事業者では参画に興味がない企業が多く（4 割以上）、取組み姿勢そのものが消極的である。

事業対象への関心の高さでは、双方共が共通する分野は数が少なく、「文化・社会教育関連」に限られる。例えば、民間事業者が高い関心を持つ、「環境・エネルギー関連」や「公務員宿舎、公営住宅」に対する自治体の関心は低い。

もっとも、今後の官民連携事業に期待する効果（目的）についてみると、自治体ではこれまでと傾向が変わっていないものの、「サービスに対する住民満足度の向上」がややポイントをのばしており、民間事業者では「新たな技術・ノウハウの獲得」のポイントが高い。今後も官民連携事業に取り組んでいく意欲のある自治体・事業者にとっては、単に金銭的なメリットに捉われない効果も見込んでいる。こうした自治体と民間事業者をマッチングするような機会が創出されれば、意義は高い。

さらに、官民連携事業における課題・ハードルについて、自治体が最も大きく捉えているのが「事業の受け入れ先になりうる民間主体の欠如・不足」であるのに対し、民間事業者は「ノウハウの不足」、「事業採算性の乏しさ」、「過度なリスク分担」等をあげている。回答の通り、民間事業者に「ノウハウの不足」があることによって事業に参画できない面もある。しかし、他方で、「事業採算性の乏しさ」や「過度なリスク分担」によって事業者が積極的に参画できない事業も存在する。官民連携事業の意義である低廉な質の高い公共サービスの提供では、双方のニーズとシーズにギャップがあることから、公共・民間相互で創意工夫を重ねることが肝要である。

③改正 PFI 法に関して

改正 PFI 法では自治体側の期待度の低さと民間事業者での認知度の低さが目立つ。

また、「民間事業者による提案制度の導入」では、自治体が最も大きな効果として見込んでいるのに対し、民間事業者では相対的に興味が低くなっており、民間事業者側に意欲がなければ、制度改正の思惑が十分な成果を満たすことができない。

特に、公共施設等運営権（コンセッション）の検討状況では、官民双方の関心は低く、検討もあまり進んでいない。コンセッションに関する課題・ハードルとして、官民双方が「庁内/社内の知識・ノウハウ不足」をあげており、さらに、自治体では「コンセッション方式活用による効果がよくわからない」との回答が多かったことから、制度としての効果が十分周知されていない面がある。ただし、コンセッションの検討対象としている分野について、自治体の回答には分野が限られるのに対し、民間事業者からは比較的幅の広い分野で関心が表明されている。例えば、民間事業者は「社会福祉施設」に比較的高い関心を持っているが、自治体では検討対象として回答がない等、両者の意向には乖離が見られる。

④今後の PPP/PFI の推進に関して

今後の官民連携事業の推進に際して課題やハードルとなる点への対応策では、「手続きの簡略化に関する手引書や各種ガイドライン等」に対する自治体の回答割合が高かったことから、自治体担当者の手続き業務に関する負担が大きいことが改めて確認される形となった。

また、「PPP/PFI に関する情報提供機能」では、自治体が「PPP/PFI に関する先進事例」を多くあげており、導入経験のない自治体には情報提供が効果的である。

第Ⅳ章　中国地方における先進事例ヒアリング

1. 中国地方自治体における PPP/PFI の取組み

中国地方の PFI について、既存の統計等を見ると、全国と同様に、件数が伸び悩む傾向にある。また、本調査で行ったアンケートでも、指定管理者制度等については活用が進むものの、PFI については、自治体・民間事業者ともに積極性に取り組む姿勢は伺えなかった。一方、こうした状況に対して、意欲的な取組みを持って臨んでいる自治体も存在する。下表は、中国地方において、特徴的な PPP の取組みを行っている自治体の例である（**図表Ⅳ－１**）。市場化テスト及び提案型の民間委託を始めとして、民間の業務ノウハウをそのまま公共サービスに活かすような手法が目立つ。こうした事例は、従来型の価格競争のみによるアウトソーシングとは一線を画しており、より広範に民間のノウハウを活用しようとする姿勢が見受けられる。このため、本章では、PPP/PFI を進める自治体の事例をもとに、PPP/PFI 促進のための課題を整理したい。

図表Ⅳ－1：中国地方における PPP 手法の先進事例

自治体	件名	内容
鳥取県	県業務の民間委託に関する提案募集	県の業務について、官民どちらが行う方が良いか判断のうえ、随時、民間委託を進めている。また、民間事業者等から民間が実施可能な業務についての提案を随時募集する。
岡山県	県庁舎の売店への出店料導入	県庁舎内の売店から売上高の一部を「出店料」として徴収することを前提として、出店業者の公募を行う。
岡山県	市場化テスト（職員公舎等管理業務市場化テストモデル事業）	県の民間委託推進計画に基づき、市場化テストの導入を進めるため、平成19年度に、先行的に職員公舎等管理業務のモデル導入を行った。
倉敷市（岡山県）	指定管理者制度における更新制	指定管理契約の満了時に、非公募での再指定を可能にすることで、運営の安定化やサービス水準の向上を図る。1期の指定期間は3年程度（現行は5年）で、更新は2回まで、指定期間は合計10年以内とする。
呉市（広島県）	バス事業の民間一括移譲	慢性的な赤字を抱えるバス事業を民間企業に一括移譲した。一括完全民間移譲で、市運行路線を廃止すると同時に、移譲先の事業者が現行のサービス水準を下回らない条件で運行を引き継ぐことで輸送サービスを確保する。
神石高原町（広島県）	コンビニエンスストアとの提携	コンビニエンスストアと提携し、過疎地域の高齢者、買い物弱者支援を実施。コンビニ、郵便局、地元商店、自治会などと連携し、見守り活動、買い物支援など総合的な支援を検討。
山口県	提案公募型アウトソーシング	県が実施する事務事業等に関してNPOや民間事業者等から幅広く民間開放などについてのアイデアやノウハウの提案を募集し、対象業務を検討したうえで、アウトソーシングを実施する。
宇部市（山口県）	提案公募型アウトソーシング制度	市内の民間事業者や市民団体から民間に委託すべき事業の提案を求める制度。応募資格があるのは市内に本社や本店などがある民間企業や市民団体。

（出典）東洋大学PPP研究センター編著「公民連携白書2011～2012」、みずほ総合研究所「地方公共団体における公共サービス改革に係る官民連携の在り方に関する調査報告書」より作成

2. 自治体ヒアリング

中国地方におけるPPP/PFIにおける課題を整理するために、全国的な取組み事例も踏まえて、特徴的と思われる中国地域の以下の2事例についてヒアリングを実施して分析を行う。

まず、近年複数の自治体が取り入れる傾向にある提案型の民間委託手法として、山口県の「提案公募型アウトソーシング」について取り上げる。次に、民間委託手法として全国的にも実績の多い指定管理者制度の中で、発展的な取組みとして倉敷市の「指定管理者制度」について取り上げる。以下は、これらの事例に対するヒアリング結果を整理したものである。

(1) ヒアリング概要

・ヒアリング実施期間　平成25年1月

・事例概要　山口県「提案公募型アウトソーシング」
　　倉敷市「指定管理者制度」

(2) 事例1：山口県「提案公募型アウトソーシング」

■制度概要

山口県が実施する事務事業に関して、NPOや民間事業者等から幅広く民間開放などについてアイデアやノウハウの提案を募り、対象業務を検討の上アウトソーシング（外部委託等）を実施するもの。平成21年度に実施され、12団体から18件の提案があった。採否の区分は、委託適当：2件、継続検討：6件、委託困難：7件、その他（市町の業務に関するものや、具体的な業務についての提案がなかったもの）：3件となっている。

＜制度の背景＞

公共サービスの民間開放を目的とした「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」が平成18年7月に施行されるなど、各種規制緩和により外部委託を推進するための制度整備が進む中で、山口県では、厳しい財政状況や民間事業者等の事業機会の拡大、新たな雇用創出による地域活性化という点からも一層の外部委託の推進が求められていた。県では「新・県政集中行政改革プラン（平成21年3月）」において外部委託の推進を主な取組み方針に位置付け、同時期に、外部委託の基本的な考え方や判断基準を定めた「外部委託推進ガイドライン」に今後の取組み方針として、「提案公募型アウトソーシング」の活用を盛り込む改正を行った。

＜取組みの工夫＞

他自治体の類似制度の事例では、回数を経るごとに提案件数が減少する傾向にあるが、山口県としては、本制度の効果を検証することにも意義があったとしており、引き続き、民間の活力や特性を県政に生かせる新たな分野での委託の掘り起こしに努め、民間への業務委託をより一層推進していくこととしている。

＜取組みの成果＞

結果として、採択に繋がった提案は少なかったが、本制度の運用の難しさや、県業務につ

いて民間がどの程度対応可能かという点が検証できたとしている。

＜制度の課題＞

◆提案公募型アウトソーシングについて

最も大きな課題は、これまでアウトソーシングされてこなかった業務について、外部委託の可能性をさらに検討する必要があることとしている。

◆アウトソーシング全体について

入札による調達では価格競争になることから、事業者の利益が圧迫され、雇用や労働条件が悪化すること等への懸念が示された。こうした状況において、例えばワーキングプア等の問題を生まない為に、委託先における雇用者の労働条件について、県が外部委託や指定管理を行う際は、委託料等における人件費を民間の正規職員の給与相当額で積算するほか、「外部委託推進ガイドライン」において、「適法な労働条件の確保」という項目を設け、具体的に「受託者による委託料の過度の削減によって、労働条件が、労働基準法、あるいは最低賃金等の労働関係法令に抵触することのないように委託先に注意を促すこと。」などの留意事項を記入している。庁内各課はもとより、外郭団体あるいは関係機関等に対しても、このガイドラインを示す形で徹底を図っている。

なお、（既に選択と集中が進んでいる中で）さらなる委託化を進めるにあたっては、行政が行うことが適当としているサービスについても、その可能性について一層の議論を要するとしている。

＜PPP/PFI に関する課題＞

◆PFI について

厳しい財政状況の下、民間の知恵やノウハウ、資金等の民間活力を生かすことは大変重要と考えている。PFI 事業は、その有効な手法の１つであると考えている。

◆指定管理者制度について

指定管理者については、民間事業者も制度を十分に理解している。そうした中で、PFI を含め、業務の形態等を考慮し、一層の外部委託を推進していくこととしている。

◆地域要件について

一般的に、高度な技術やノウハウを蓄積している企業が地方には少ない傾向があることは事実であるがそのことと PFI 導入件数との関連性はないと考えている。

◆PPP/PFI 全体の課題について

県では、「PFI 導入基本指針（平成 17 年 6 月）」を策定するとともに、PFI 導入の総合的・効率的な調整を行う「PFI 導入調整会議」を設置したところである。

一定規模以上の施設整備に当たり、この調整会議で、「事業の適合性」「効果の大きさ」「制度上の制約」等、様々な観点からの検討を加え、PFI 導入の適否について判断している。

(3) 事例 2：倉敷市「指定管理者制度」

■制度概要

倉敷市では、指定管理者制度を推進するなかで、「倉敷市指定管理者制度推進方針（第 3 版）」において、「指定管理者の指定期間について、一定の条件を満たす場合には、指定期間を通算 3 期かつ合計 10 年以内の範囲で更新（非公募による再指定）」することを可能としている。現在、更新制を導入している施設は 11 施設であり、このうち最も早い施設では平成 25 年度に更新手続きの段階を迎える。

＜制度の背景＞

指定管理者制度の導入によって、サービス水準の向上や経費の削減の面で一定の成果が得られた。この理由としては、主に競争原理の導入と指定期間の長期化があげられる。

期間長期化は業務水準が低くても指定の取消し等が困難といったデメリットもあるものの、運営（提案）の自由度を確保することで指定管理者へのインセンティブとする視点から、更新制という形式を導入することで解決を図った。

＜取組みの工夫＞

更新制度の工夫としては、下記のような点が示されている。

・議会の自由な意思決定に制約を与えないために、概ね 12 ヶ月前までに再指定の議決を得るスケジュールとする。
・指定管理料は 2 期以降も同水準とするが、経済状況の変化等、合理的に説明できる範囲では、市と指定管理者の協議の下、変更が可能。
・指定管理者の側も、指定期間が満了するタイミングで撤退を選択できる。

＜取組みの成果＞

指定管理者制度のメリットとして、直営で行うよりもサービス向上や経費削減が図られる点、また、限られた職員を別の注力すべき行政分野に振り向けられる点をあげている。さらに、更新制の取組みにより、a. 応募者の増加、b. 人材への投資の誘因（これによるサービスの向上）、c. 雇用の安定、などが成果としてあげられ、指定管理者のレベルアップに寄与している。

＜制度の課題＞

◆「更新制」について

指定管理料の変更や設備投資等の引き継ぎ等には課題が残っているとしている。また、全ての施設が更新制度の導入に馴染むものではないとし、再指定という「恩恵」を受けるには、相応の他に比べて優れたサービス水準に達している、という状態で管理運営されることを市として望んでいる。

◆指定管理者制度全体について

指定管理者制度全体の課題として、指定管理者と直接対応を行う所管部署との意思疎通や

連帯関係が希薄になることで、「丸投げ」に繋がる恐れがあることを指摘している。なお、更新制の導入は、こうした問題に刺激を与える側面があるとしている。また、こうした課題に対して、モニタリングを十分実施し、その結果を広く内外に公開することで、職員に広く民間活用の意識と責任感を持ってもらうことを望んでいる。

＜PPP/PFI に関する課題＞

◆PFI について

PFI については、行政の持つノウハウだけでは十分とは言えず、先進事例の十分な研究や検証が必要であるが、人手に余裕がないため準備にかかる業務が負担となっていることが示された。加えて、官民共に、人事異動などで担当人員が変わることがあるため、ノウハウの継承が困難であるとしている。

◆地域要件について

地方自治体にとって地域要件は重要なポイントであるものの、地方都市の場合、地域に担い手となる事業者は多くはいないと認識している。指定管理者制度においては、大手事業者の参入が好ましいか否かは判断しづらい面があるとしているが、民間事業者の発意を活かすため、競争環境を担保することを念頭に置いている。

◆PPP/PFI 全体の課題について

そもそも、官民事業をどう進めていくのかという、「民間活力導入方針」といった上位概念を熟慮する必要があるとの意見があった。

また、単年度予算による制約のため、運営面でサービスの硬直化が懸念されるが、こうした点で民間には新たな発想が期待されている。（PFI で想定する）長期契約は、資金調達や長期財政計画に携わる機会に乏しい自治体にとっては、これまで馴染みにくい考え方であったとしている。

＜支援策等＞

一つのアイデアとしては、資金調達を始め、地域課題の解決については、地方銀行とタッグを組むことで円滑化が図れる可能性があるとしている。また、専門家や他事例の現場担当者から直接話を聞く機会を得たいという意見が聞かれた。

例えば、「中国地方」程度のエリアを対象とした勉強会のようなものがあると有益であり、リスクや法律面でのアドバイスについてはニーズがあるとしている。なお、こうした枠組みを作る際には、イニシアティブを取る主体をどこにするかが課題としている。

3. ヒアリングから得られた示唆

(1) PPP/PFI に対する姿勢

以上の 2 つの事例は、行政改革を背景として、官民の連携をさらに推し進めるために、PPP/PFI の必要性を認識し、積極的に取り組もうとする意欲が伺われる。

PPP/PFI については、手続き業務の負担が重いことや、ノウハウ・人員の不足等から、積極的に取り組めないという意見もあるが、他の自治体でも本事例を参考として同様の取組みを行うことが期待される。

(2) PPP/PFI 検討の視点

山口県、倉敷市の両事例は、ともに、民間の力をさらに活用していく点で共通しているが、次のような特徴もある。山口県の事例では、行政側が提供しているサービスを民間委託する場合、コスト削減に偏重してしまうと民間事業者の圧迫に繋がる点にも配慮しており、倉敷市の事例では、これまでの官民連携実績から、如何に民間の発意を促すかといった観点を重視している。

このように、2 つの事例では、PPP/PFI を進めるうえでの論点として、官側が求めるニーズに対して、民側がどの程度応えることができるかといった問題がある。この問題については、今後さらに官民対話を進めることでより深い連携を行うことが期待される。

(3) PPP/PFI の課題

PPP/PFI の取組みを発展させるには、まず、取組み課題として、どこまで民間委託を進めるか、各 PPP の手法をどう選択すべきかといった基本方針が明確であるかという点が重要である。

次に、手続き業務の負担、ノウハウや人員の不足にどう対処すべきかが課題である。一般的に、扱いやすい手法に取組みが集中してしまう傾向があるのは、こうした負担等が阻害要因であることを示した結果とも言える。

また、地域要件は、公共サービスのコストという経済合理性の観点と、地域経済の活力の低下にどう向きあうかといったトレードオフの問題でもあり、自治体にとっては悩ましい問題である。地域内の担い手をどう育成するかといった点も含めて、今後の大きな課題である。

最後に、自治体職員の PPP/PFI に対する重要性の認識が必ずしも共有されていないこと等が課題としてあげられている。

(4) PPP/PFI の推進について

上記の課題を踏まえ、取組み推進のための対応策について整理したい。

まず、PPP/PFI の基本的な取組み方針を策定し、どの手法を、どう判断し、どう進めていくかについての指針、判断基準の認識を共有する必要がある。なお、その際には、「どうすれば PPP/PFI として実施できるか」といった姿勢で臨む必要がある。

次に、各種制度の見直しだけでなく、自治体が抱える人員やノウハウの不足に対して何らかの支援を行っていくことが求められる。自治体への支援については、マニュアルの整備や情報の提供を受けられる機能、情報を発信する機能等についての要望がある。さらに、勉強会のように、自治体同士、あるいは専門家等を含めた官民間でのコミュニケーションを図れる機会が必要である。

地域要件への対応は、様々な相反する論点を内包しているが、いたずらにどちらか極端な選択肢だけを選択して過度な要件設定を求めるのではなく、総合的な検討結果を踏まえて、

地域活性化の観点から、潜在的な能力のある地元事業者や NPO といった担い手を適切に育成するよう、大手と組み合わせて段階的に育成することも含めた判断が求められる。

なお、自治体職員の意識共有については、縦割り的な組織構造も一因であると考えられることから、横断的な専任部署の設置などによって、一体的な取組み体制が敷かれることが望まれる。

第Ⅴ章　PPP/PFI 推進に向けた課題と対応策

本章では、これまでの統計データ、アンケート結果、ヒアリング結果等を踏まえた課題を整理するとともに、全体のまとめとして課題に対する対応策を以下の通り整理した。

1. PPP/PFI 推進に向けた課題

(1) 全体としての課題（制度の仕組み・手続き等）

PPP/PFI に関する認知度・ノウハウ・情報の提供不足

PPP/PFI の担い手である民間事業者は、改正 PFI 法に対する認知度が低い。また、官民共に「PPP/PFI に関する先進事例」への関心が高いものの、取り組む際のノウハウや基本的な情報が不足するなど、十分周知されていない。

①手続きの煩雑さ、マニュアル・ガイドラインの整備不足

PPP の導入全般についてみると、指定管理者制度は導入が進む一方で、PFI は導入が進んでおらず、手法別に明暗が分かれる結果となっている。アンケート結果での、「手続きの簡略化に関する手引書や各種ガイドライン等」に対する関心の高さから、手続きの煩雑さが PFI 推進上の課題となっていると考えられる。

②PFI 法と各施設の個別法との整合性、税制・補助金制度面での課題

PFI 法が改正されても、個別法の問題が残る場合には、別途、法令措置が必要となる。

また、PPP/PFI により公共サービスを実施する場合でも、税制・補助金等の面で、自治体が実施する場合と同じ条件が得られるような配慮が必要である。

(2) 自治体サイドの課題

①民間事業者との意識のギャップ

官民双方の課題を比較すると、自治体側が「担い手の欠如・不足」であるのに対し、民間側は、「事業採算性の乏しさ」や「過度なリスク分担」であり、双方の意識に乖離がある。まずは、事業推進に際し、官民連携に関する意思疎通を十分に行う必要がある。

②事業規模の確保

中国地方の PFI の取組みは、件数では全国並みであるものの、事業規模は小さい案件が多い。こうした点は、民間事業者の指摘通り、事業採算面が厳しく、民間事業者が参加に躊躇する一つの要因であると考えられる。

(3) 民間サイドの課題

①地元事業者の関心不足

PFI 事業への参加は大手の民間事業者が多くなる傾向があるため、地元の中小規模の事業者が参画できず、経験不足・ノウハウ不足となり、ひいては PPP/PFI への関心自体の低下を招く結果となっている。

2. PPP/PFI 推進に向けた対応策

（1）全体としての対応策

①情報提供機能の整備

PPP/PFI に関するノウハウ不足を解消するため、マニュアル・先行事例集を作成し、自治体、民間事業者に提供することも効果があると考えられる。これらは、単なる事例紹介にとどまらず、実務において有用性の高いものが望ましい。また、セミナー・講座等の開催などの機会作りも重要である。さらに、情報提供手段も、自治体職員が出向くのではなく、講師や PFI の専門家派遣や、ホームページ（ポータルサイト）を通じた方法も考えられる。

②自治体が PPP/PFI を取組みやすくする環境整備を国が支援する仕組み

自治体が PPP/PFI の取組みを進めるには、政府が、自治体の PPP/PFI の取組みに対する様々な環境整備を行うことが必要である。

第一に、自治体が PPP/PFI を行う場合の「動機付け」としてのインセンティブを与える仕組みが必要である。特に、PFI 事業では、これまでサービス購入型が多かったため、従来型事業に比べて手間やコストの負担がかかる割には、自治体のメリットが少ないとされてきた。

このため、PFI 事業を活用する場合でも、税制や補助金等の条件でイコールフッティングとするだけでなく、交付金の交付等のメリットを付与する仕組み等、制度の見直しが必要である。

第二に、英国では地方自治体が PPP/PFI を導入するための官民連携支援組織を設立して、国をあげたバックアップ体制を構築している。例えば、ローカル・パートナーシップス（Local Partnerships）という組織は、地方自治体協議会（Local Government Association）とパートナーシップス UK （英国財務省と民間が半官半民で設立）のジョイント・ベンチャー として設立され、アドバイザーの提供、ノウハウ、人材育成面での支援、PPP プロジェクトのスキーム開発、資金調達等の様々な支援をしている。日本でも、こうした PPP/PFI の推進役を担う機関の設置が必要である。

第三に、自治体の限られた情報発信力を補うため、民間事業者が自治体の PPP/PFI 情報を容易に取得できるような、一元的な情報窓口を IT うえで整備することが求められる。例えば、インターネットのポータルサイトといった仕組みを利用して、PPP/PFI が一覧できる機能が必要である。

第四に、自治体内の PPP/PFI を担当できる専門人材の不足を補うため、例えば、「復興まちづくり人材バンク」[6]の様な専門人材派遣制度の取組みを PPP/PFI 分野でも展開し、学識経験者や専門家、経験のある行政職員に容易にコンタクトできるよう、情報を整理することが求められる。

③民間提案制度、公共施設運営権の活用

海外の PFI 事業と比較して、国内の PFI 事業が十分浸透しない要因の一つとして「民間事業者による提案制度」の未整備があげられるが、改正 PFI 法において同制度が導入された。

[6] http://www.tokeikyou.or.jp/jinzai.html

これは、民間の知恵を活かす仕組みの一つとして有効であるとされるが、この制度を活かすには、自治体側の担当窓口の明確化や回答期限の設定、事業者選定の際の配点の優遇措置等、制度運用に向けた組織的な取組みが鍵となる。

また、公共施設運営権も、改正 PFI 法の目玉の一つとして導入されたが、PFI 法と各施設の個別法との整合性の確保が重要である。

(2) 自治体サイドの対応策

①担い手の育成に向けた官民対話の場の設定

地場の中小民間企業の参画を促し、経験・ノウハウが得られる機会を増やす観点から、大手企業のコンソーシアムへの参加の推奨や、自治体からの情報提供を行うなどの担い手育成策が重要である。

例えば、福岡市[7]の「福岡 PPP プラットフォーム」の事例のように、自治体と民間事業者が対等に情報や意見を交換できる共通の場を持つことも有効である。また、NPO や市民等との協働により自治体サービスに対するニーズの多様化に対応することも必要である。

中国地方には、PFI 事業、PPP の推進を図ることを目的とし、普及・啓発活動等の活動を実施する「ちゅうごく PFI／PPP 推進会議」[8]が組織されているが、この協議会は民間事業者のみの団体であり、自治体による参加がなされていない。発注者と受注者が同一組織のメンバーとして加わるのは好ましくないとの問題提起を受けて、自治体は推進パートナーとして希望があれば勉強会・情報交換会に参加するという位置づけとなっている。官民が連携して PPP/PFI の推進やノウハウの蓄積を行うために、この協議会の発展的活用や、新たな官民連携組織の設立も視野に入れた検討が必要とされる。

②民間事業者とのマッチングの仕組みの活用

最適な PPP/PFI の取組みを進めるためには、官民間の意思疎通のための様々な官民対話手法を活用する必要がある。例えば、PFI 事業では、事業実施のプロセスごとに、「民間提案制度の活用」、「競争的対話」などにより、適切に民間の創意工夫を活用することによって、事業手法を適切に選択する仕組みを活用することが重要である。また、事業者選定プロセスにおいても、PFI 事業では、結果として価格へのウエイトが高くなるような選定方法に留まらず、総合評価方式や公募型プロポーザル方式を採用することによって、民間のノウハウを活用することが必要である。

③採算性確保のための施設又は事業の集約化

分散した施設を集約化することや、いくつかの整備事業をまとめること（バンドリング化）により、民間事業者が採算性を確保できるように案件形成を一層進める工夫が必要である。

また、公共施設の現状を把握する基礎資料となる「公共施設白書」の作成によって、厳しい財政状態のなか、公共施設の老朽化や人口動態の変化等の環境の変化への対応を行うため

---

[7] http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/jigyo-suishin/ppp_pfi/platform.html
[8] http://www.ciicz.jp/pfippp/index.htm

の公共施設マネジメントへの取組みも必要であると考えられる。「公共施設白書」とは、自治体の財政・資産状況を確認したうえで、公共施設の維持管理・改修・建替えについてのコスト試算を行うとともに、個別施設をハード面（老朽度、安全性能等）とソフト面（利用状況、コスト状況等）から公共施設の実態把握を行うものである。

④民間人材の活用

専門的知識を必要とする PPP/PFI を導入するには、各種制度・手続きが煩雑であることから、必ずしも内部の人材のみで対応するのではなく、高度な専門性を有する民間アドバイザーの活用といった、民間人材の登用も必要である。

⑤横断的専任部署の設置

多くの自治体の組織運営は縦割り組織が主体であり、施設設置・管理権限を持つ所管部署を超えた横断的取り組みとしての PPP/PFI の導入は負担が多いこともあり、がなかなか困難な状況である。

このため、PPP/PFI を進めるには、事業実施の検討、庁内調整、民間事業者との対話をサポートする専門部署が必要である。改正 PFI 法による民間提案制度への対応についても視野に入れ、横断的かつ高い専門性を持って PPP/PFI に対応する部署の創設が望まれる。

⑥リスク分担の適正化

PPP/PFI の実施には、適切な官民間のリスク分担が鍵となる。このため、今後一層、事業を促進するためには、自治体が一定のリスクを受容することや、比較的長期に亘る事業期間において、官民の協議により要求水準を柔軟に運用していけるような枠組みを設けることが必要である。

(3) 民間事業者サイドの対応策

①事業者側の積極的な取組み強化

今後、財政制約によって自治体側による公共施設やインフラ整備は益々困難になることが予想される。こうした中、公共サービスの維持と新たな事業機会の創出を自ら行うため、改正 PFI 法における民間提案制度を活用し、例えば小規模な事業者が共同で地域のニーズを汲んだ提案を行う、あるいは事業者間のネットワークを活かして独自に勉強会を開催するなどにより、上述の「福岡 PPP プラットフォーム」の事例のような自治体と民間事業者が対等に情報や意見を交換できる共通の場の創出を促すような働きかけを自ら行うことが望まれる。

②人材育成の強化

特に地方の民間事業者に関しては、PPP/PFI についてのノウハウや専門人材の不足が指摘されている。経験豊富な大手 PPP/PFI 事業者が代表となるコンソーシアムへの参加、大手 PPP/PFI 事業者への人材派遣や専門大学院への派遣などの人事交流によって、PPP/PFI の実施に係るノウハウの習得や専門人材の育成確保に努め、ビジネスチャンスの獲得に向けて積極的な姿勢が必要と考えられる。

第Ⅵ章　提言

老朽化したインフラ施設の維持・管理、低い公共投資水準等への解決策として、改正 PFI 法を始めとする PPP 手法活用への期待が高いが、本調査の結果、制度全体、自治体、民間事業者それぞれに構造的な問題を抱えており、更なる抜本的な対応策が必要である。そこで、今後、中国地方における PPP/PFI を活用した公共サービスの維持・向上に関する方策として、以下の内容を提言する。

〇自治体の取組み強化の必要性

・各自治体は、PPP の取組みとして、指定管理者制度を用いた経費節減策を進めているが、今後、老朽化したインフラや公共投資負担力の低下に対応していくには、これまで以上に抜本的な業務の見直しを含む民間の知恵が必要となる。しかしながら、その現状認識は、必ずしも十分でないことも多いため、公共施設白書作成の推進など公共施設等アセット・マネジメントを強化して、自治体業務の「見える化」による情報開示を進めることで、官民連携での問題解決を目指す必要がある。

・また、自治体内での組織的な取組みとして、官民が対等な立場で協働化を図るための方針の作成、組織横断的な担当部署の設置、専門人材の配置に努めることが望ましい。

〇民間事業者の取組み強化の必要性

・今後の老朽化したインフラや公共投資のさらなる低下に対応するためには、地元民間事業者は、攻めの姿勢で地域の公共事業を支える取組みが必要である。

・そのため、例えば、大手 PPP/PFI 事業者との人材交流や専門大学院等への人材派遣等を通じて、自ら提案業務を行える事業者へと進化する姿勢が求められる。

〇中国地域における PPP の取組みの必要性

・以上の通り、中国地域において PPP/PFI 手法を活用して公共サービスの維持・向上を図るには、官民が十分に対話し、連携して課題解決に当たる場が必要である。そこで、（既存組織の発展的活用も含め）官民協働の推進組織を立ち上げ、官民ネットワークの構築、ノウハウ・専門人材の蓄積、教育・啓蒙活動の推進、地域における PPP/PFI の担い手の育成、先進事例の紹介等、PPP/PFI 推進のための基盤づくりが必要である。

〇国への要望

・国は、自治体が PPP/PFI 制度のさらなる活用を促進するため、自治体に対して様々な支援策を講じ、インセンティブとして明確化する必要がある。

・例えば、自治体による公共事業の場合と比較して、民間事業者が PPP/PFI 制度を活用した場合に、税制措置、補助金制度等の措置や交付金交付でのメリット付与において同条件（イコールフッティング）となるような制度設計を行うことに加えて、英国のように、自治体の PPP/PFI 導入支援をバックアップする専門機関の設置等も行う必要がある。

・制度面では、PFI 法と各施設の個別法との整合性を確保し、包括的な体制整備を行う必要がある。

資 料 編

１．中国地方におけるPFI実施方針公表案件

２．自治体アンケート

３．民間事業者アンケート

１．中国地方における PFI 実施方針公表案件

実施場所	実施主体	事　業　名	施設内容	公表日	備考
岡山	岡山県	岡山県岡山市当新田環境センター余熱利用施設の整備・運営事業	ごみ処理施設の余熱利用施設	H12.8.31	
	岡山県	岡山県倉敷市資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	廃棄物処理施設	H13.5.15	
	岡山県	岡山県リサーチパーク・インキュベーションセンター（仮称）整備等事業	産業育成支援施設	H13.8.8	
	岡山県	岡山市東部余熱利用健康増進施設の整備・運営事業	ごみ処理施設の余熱利用施設	H14.6.21	
	岡山県	岡山県新総合福祉・ボランティア・NPO会館（仮称）等整備事業	複合公共施設	H14.10.15	
	岡山県	岡山県総合教育センター（仮称）整備等事業	教育･文化関連施設	H14.10.25	
	国土交通省 岡山県	笠岡市笠岡バイパス道の駅地域振興施設整備等事業	観光施設	H21.8.13	
広島	広島県	広島県営上安住宅（仮称）整備事業	公営住宅・宿舎	H14.4.1	
	呉市	（仮称）呉市斎場整備等事業	火葬場	H14.12.6	
	広島県	吉島地区ボートパーク（仮称）整備運営事業	港湾施設	H15.11.20	
	広島県	県営坂地区住宅整備事業	公営住宅・宿舎	H15.11.20	
	財務省	公務員宿舎舟入住宅整備事業	宿舎・住宅	H16.3.30	
	大竹市	（仮称）大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業	駐車場	H16.4.16	
	防衛省	海上自衛隊呉史料館（仮称）整備等事業	その他	H16.8.11	
	広島県	県立可部高等学校移転整備事業	教育･文化関連施設	H16.12.13	
	広島県	坂地区警察職員宿舎等整備事業	公営住宅・宿舎	H17.11.18	
	呉市	呉市音戸ロッジ整備等事業	観光施設	H18.4.11	事業中止
	広島県	広島県営坂地区住宅整備事業（第2期）	公営住宅・宿舎	H18.4.19	
	広島県	（仮称）広島県東部運転免許センター整備事業	その他	H18.11.17	
	廿日市市	廿日市市新宮島水族館（仮称）整備・運営事業	教育･文化関連施設	H18.12.4	
	財務省	公務員宿舎牛田住宅（第Ⅰ期）整備事業	宿舎・住宅	H20.7.25	
	広島市	広島市営吉島住宅更新事業	公営住宅・宿舎	H23.3.31	
山口	山口県	山陽町新型ケアハウス整備事業	社会福祉施設	H15.9.19	
	法務省	美祢社会復帰促進センター整備・運営事業	矯正施設	H16.3.31	
	山口県	下関市新博物館（仮称）建設事業	教育･文化関連施設	H16.7.8	事業中止
	山口県	PFIによる防府・高井県営住宅東ブロック整備等事業	公営住宅・宿舎	H17.12.20	
	山口県	山口県下関地域総合武道館（仮称）整備等事業	教育･文化関連施設	H18.12.27	
	山口県	防府市クリーンセンター整備・運営事業	廃棄物処理施設	H19.12.11	
島根	松江市 （旧八雲村）	島根県八雲村学校給食センター施設整備事業	学校給食センター	H13.4.2	
	益田地区広域事務組合	益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業	廃棄物処理施設	H16.3.1	
	島根県	島根県立こころの医療センター（仮称）整備・運営事業	病院	H16.3.4	
	法務省	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業	矯正施設	H17.6.30	

（出典）日本 PFI・PPP 協会「PFI 年鑑 2011 年度版」

２．自治体アンケート

中国地方自治体におけるＰＰＰ／ＰＦＩに関するアンケート（調査票）

貴自治体におけるＰＰＰ／ＰＦＩの状況についてお尋ねします（調査基準日：平成２４年８月　日現在）。
なお、ご回答いただいたアンケート調査の回答内容は厳秘とし、外部に開示することは一切ございません。回答内容については集計した結果を報告にとりまとめる予定です。

Ⅰ．社会資本整備・公共サービス提供における民間主体の活用状況に関して

【Ｑ１】（今までの活用実績について）平成１７年９月１日から現在までの間、公共施設などの社会資本整備、または行政が自ら提供する公共サービスについて、民間主体を活用したことがありますか。以下の中から該当するものに一つ〇をつけて下さい。

ア．民間主体を活用したことがある
→【Ｑ１－１】【Ｑ１－２】【Ｑ１－３】についてご回答の上、【Ｑ２】にお進み下さい

イ．民間主体を活用したことはないが、活用を検討したことはある
→【Ｑ２】にお進み下さい

ウ．民間主体を活用したことはなく、活用を検討したこともない
→【Ｑ２】にお進み下さい

【Ｑ１－１】【Ｑ１】にてアと回答した方にお尋ねします。①それはどのような分野ですか。②その際の民間主体の活用手法は何ですか。分野別に該当する活用手法全てについて、回答欄に○を記入して下さい。また、③実施した事業は何件ですか。該当するものに一つ○をつけて下さい。

〔①分野について〕

ア．文化･社会教育関連（劇場､美術館 図書館､博物館､市民会館､公民館、コミュニティセンター等）

イ．教育関連（幼稚園、小中学校、高等学校、大学､給食センター等）

ウ．レクリエーション・スポーツ関連（体育館、陸上競技場、野球場、プール等）

エ．庁舎等行政施設関連（役場､出張所･サービスセンター､消防署等､これらにおける管理運営、窓口業務等）

オ．医療･福祉関連（病院､福祉センター､老人ホーム､ケアハウス､デイサービスセンター､障害者福祉施設、保育所、児童館等）

カ．環境・エネルギー関連（廃棄物処理、リサイクル、余熱利用施設、し尿処理施設等）

キ．交通基盤（道路､橋、空港、港湾等）

ク．観光関連（公園､宿泊施設､道の駅､温泉施設、スキー場等）

ケ．公務員宿舎､公営住宅

コ．公共交通・運輸関連（バス、路面電車､地下鉄､物流施設等）

サ．駐車場･駐輪場

シ．電気・ガス・水道事業（電気、ガス、下水道、上水道・簡易水道、工業用水等）

ス．試験研究施設、産業育成支援施設等

セ．公共サービスを支える間接業務関連等（コンピュータ等の保守･運用､情報システムの開発、人事給与関係、物品調達､職員に対する福利厚生･研修、市民への広報サービス等）

ソ．その他（　　）

〔②民間主体の活用手法について〕

ａ．ＰＦＩ

ｂ．業務委託（包括業務委託、管理運営委託）

ｃ．指定管理者制度

ｄ．ＤＢＯ（Ｄｅｓｉｇｎ-Ｂｕｉｌｄ-Ｏｐｅｒａｔｅ）

ｅ．市場化テスト

ｆ．その他（　　）

⇒①，②の回答は次頁へ

〔①，②回答欄〕

①分野	②民間主体の活用手法					
	a. PFI	b. 業務委託	c. 指定管理者制度	d. DBO	e. 市場化テスト	f. その他
ア．文化・社会教育関連						
イ．教育関連						
ウ．レクリエーション・スポーツ関連						
エ．庁舎等行政施設関連						
オ．医療・福祉関連						
カ．環境・エネルギー関連						
キ．交通基盤						
ク．観光関連						
ケ．公務員宿舎、公営住宅						
コ．公共交通・運輸関連						
サ．駐車場・駐輪場						
シ．電気・ガス・水道事業						
ス．試験研究施設、産業育成支援施設等						
セ．公共サービスを支える間接業務関連等						
ソ．その他（　　）						

〔③事業件数について〕

ア．１０件未満

イ．１１件～５０件

ウ．５１件～１００件

エ．１０１件～５００件

オ．５００件超

（参考）

ＰＦＩ	施設等の建設・維持管理運営に当たり、民間主体に資金調達・設計・建設・運営管理を一体的に委ねるもの。
包括業務委託	施設等の維持管理運営にあたり、複数の出来るだけ多くの業務をまとめて一体的に民間主体に委託するもの（清掃・警備等の業務を個別に委託したものは除く）。
管理運営委託	行政が建設・所有する公の施設の管理運営を民間主体に委託するもの。主に地方自治法改正前の公の施設の管理委託が該当。
指定管理者制度	行政が建設・所有する公の施設の管理運営を民間主体に委託するもの。地方自治法改正後（平成 15 年 9 月施行）に制度化されたもの。
ＤＢＯ（Ｄｅｓｉｇｎ-Ｂｕｉｌｄ-Ｏｐｅｒａｔｅ）	施設等の建設・維持管理運営に当たり、民間主体に設計・建設・運営管理を一体的に委ねるもの。
市場化テスト	官民競争入札制度により、民間が落札者となった場合に、行政が提供する公共サービスについて民間が事業を実施する。

【Ｑ１－２】【Ｑ１】にてアと回答した方にお尋ねします。連携した民間主体について、以下の中から該当するものに全て〇をつけて下さい。

ア．純民間企業
イ．一般財団法人・一般社団法人
ウ．公益財団法人・公益社団法人
エ．第三セクター
オ．ＮＰＯ法人
カ．その他（　　）

【Ｑ１－３】【Ｑ１】にてアと回答した方にお尋ねします。民間主体を活用したことによる効果（目的）はどのようなことですか。以下の中から該当するものに〇をつけて下さい(3 つ以内)。

ア．財政負担の軽減（将来発生する可能性のある当該事業に係るリスク負担を含む）
イ．財政負担に対するサービス水準の向上
ウ．サービスに対する住民満足度の向上
エ．市民参加の促進（参加意識の向上）
オ．民間企業の新規事業機会創出による地域経済の活性化
カ．管理運営等にかかる透明性の向上
キ．職員意識の向上
ク．自治体正職員数の削減
ケ．その他（　　）

【Ｑ２】（今後の活用予定について）今後、公共施設などの社会資本整備、または行政が自ら提供する公共サービスについて、民間主体の活用を予定・検討していますか。以下の中から該当するものに一つ〇をつけて下さい。

ア．民間主体の活用に向けて具体的な事業・サービスを検討している

→【Ｑ２－１】【Ｑ２－２】【Ｑ２－３】についてご回答の上、【Ｑ３】にお進み下さい

イ．民間主体の活用に向けて幅広く可能性を検討している

→【Ｑ２－１】【Ｑ２－２】【Ｑ２－３】についてご回答の上、【Ｑ３】にお進み下さい

ウ．民間主体の活用は一切検討していない

→【Ｑ３】にお進み下さい

【Ｑ２－１】【Ｑ２】にてア・イと回答した方にお尋ねします。①それはどのような分野ですか。②その際の民間主体の活用手法は何ですか。分野別に該当する活用手法全てについて、回答欄に〇を記入して下さい。

（①分野及び②民間主体の活用手法については【Ｑ１－１】と同様です）

〔①，②回答欄〕

①分野	②民間主体の活用手法					
	a. PFI	b. 業務委託	c. 指定管理者制度	d. DBO	e. 市場化テスト	f. その他
ア．文化・社会教育関連						
イ．教育関連						
ウ．レクリエーション・スポーツ関連						
エ．庁舎等行政施設関連						
オ．医療・福祉関連						
カ．環境・エネルギー関連						
キ．交通基盤						
ク．観光関連						
ケ．公務員宿舎、公営住宅						
コ．公共交通・運輸関連						
サ．駐車場・駐輪場						
シ．電気・ガス・水道事業						
ス．試験研究施設、産業育成支援施設等						
セ．公共サービスを支える間接業務関連等						
ソ．その他（　　）						

【Ｑ２－２】【Ｑ２】にてア・イと回答した方にお尋ねします。連携する民間主体について、以下の中から該当するものに全て〇をつけて下さい。

ア．純民間企業
イ．一般財団法人・一般社団法人
ウ．公益財団法人・公益社団法人
エ．第三セクター
オ．ＮＰＯ法人
カ．その他（　　）

【Ｑ２－３】【Ｑ２】にてア・イと回答した方にお尋ねします。民間主体を活用することによる効果（目的）はどのようなことですか。以下の中から該当するものに〇をつけて下さい（3 つ以内）。

ア．財政負担の軽減（将来発生する可能性のある当該事業に係るリスク負担を含む）
イ．財政負担に対するサービス水準の向上
ウ．サービスに対する住民満足度の向上
エ．市民参加の促進（参加意識の向上）
オ．民間企業の新規事業機会創出による地域経済の活性化
カ．管理運営等にかかる透明性の向上
キ．職員意識の向上
ク．自治体正職員数の削減
ケ．その他（　　）

【Ｑ３】全ての方にお尋ねします。公共施設などの社会資本整備、または行政が自ら提供する公共サービスについて、民間主体を活用する際の課題・ハードルとなっている点はありますか。以下の中から該当するものに○をつけて下さい（3 つ以内）。

ア．法令上の制限
イ．事業の受け入れ先になりうる民間主体の欠如・不足
ウ．議会対応
エ．地元住民との調整（住民に対する浸透の不足）
オ．民間主体との調整
カ．職員・労働組合による雇用問題等についての抵抗
キ．関係省庁との調整
ク．補助金・税制上の問題
ケ．地方債の繰上償還
コ．個人情報等に関する守秘義務の厳守
サ．事業採算性の確保
シ．サービス水準を確保するための行政としてのガバナンス確保
ス．民間主体活用に当たっての事務手続きの煩雑さ
セ．民間主体活用後の財政負担の増大に対する懸念
ソ．民間主体に対するインセンティブの不足
タ．他事例等、ＰＰＰ/ＰＦＩに関する情報の不足
チ．その他（　　）

【Ｑ４】全ての方にお尋ねします。現在の公共施設などの社会資本整備、または行政が自ら提供する公共サービスにおける民間主体の活用状況に関して、ご意見・ご要望などがあれば自由にご回答下さい。

Ⅱ．改正ＰＦＩ法に関して

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正（以下、改正ＰＦＩ法）に関しお尋ねします。

【Ｑ５】改正ＰＦＩ法の内容に関し、ＰＦＩの活用活性化に繋がると考えるものはありますか。以下の中から該当するものに全て〇をつけて下さい。

ア．ＰＦＩの対象施設の拡大（第 2 条、第 11 条の 3）
イ．公共施設等運営権の導入（第 2 条、第 10 条の 3～17）
ウ．民間事業者による提案制度の導入（第 5 条の 2）
エ．入札参加にかかる欠格事由の規定（第 7 条の 2）
オ．技術提案制度の導入（第 7 条の 3）
カ．実施方針の策定の見通し等の公表（第 10 条の 2）
キ．運営ノウハウを有する公務員の民間派遣等への配慮（第 18 条の 2）
ク．民間資金等活用事業推進会議の設置（第 20 条の 2,3）
ケ．特になし

【Ｑ６】ＰＦＩの対象施設の拡大（第 2 条）に伴い、貴自治体において取り組みを検討する分野はありますか。以下の中から該当するものに全て〇をつけて下さい。

ア．賃貸住宅　　イ．船舶
ウ．航空機　　エ．その他（　　）
オ．特になし

【Ｑ７】公共施設等運営権の導入（第 2 条、第 10 条の 3～17）に関し、貴自治体において公共施設等運営権の設定・活用（コンセッション方式）により、事業・サービス提供を行うことを検討していますか。以下の中から該当するものに一つ〇をつけて下さい。

ア．コンセッション方式の導入を具体的に検討している事業・サービスがある
　→【Ｑ７－１】にお進み下さい
イ．コンセッション方式の導入に向けて幅広く可能性を検討している
　→【Ｑ７－１】にお進み下さい
ウ．コンセッション方式の導入は一切検討していない
　→【Ｑ７－２】にお進み下さい

【Ｑ７－１】【Ｑ７】にてア・イと回答した方にお尋ねします。それはどのような分野ですか。該当する分野について全て〇をつけて下さい。

ア．水道　　イ．医療施設
ウ．社会福祉施設　　エ．漁港
オ．中央卸売市場　　カ．工業用水道
キ．熱供給施設　　ク．駐車場
ケ．都市公園　　コ．下水道
サ．賃貸住宅　　シ．鉄道
ス．港湾施設　　セ．空港
ソ．浄化槽　　タ．その他（　　）

【Ｑ７－２】【Ｑ６】にてウと回答した方にお尋ねします。その理由は何ですか。以下の中から該当するものに〇をつけて下さい（3 つ以内）。

ア．対象となる事業がない
イ．対象となる事業規模が小さく、コンセッション方式導入に適切でない
ウ．ガイドライン等、コンセッション方式活用に係る国の制度が未整備
エ．コンセッション方式活用に係る庁内の知識・ノウハウ不足
オ．コンセッション方式による事業の受け入れ先になりうる地元民間主体の欠如・不足
カ．コンセッション方式導入に対するインセンティブ不足
キ．その他（　　）

【Ｑ８】全ての方にお尋ねします。ＰＦＩ対象施設の拡大や公共施設運営権の設定・活用（コンセッション方式）をはじめとした、改正ＰＦＩ法全般に関してご意見・ご要望などがあれば自由にご回答下さい。

Ⅲ．今後のＰＰＰ/ＰＦＩの推進に関して

以上の設問を踏まえて、今後、中国地方のＰＰＰ/ＰＦＩを推進する方策に関してお尋ねします。

【Ｑ９】ＰＰＰ/ＰＦＩ導入の推進を妨げるハードルへの対応策として、役立つ機能はどのようなものでしょうか。以下の中から該当するものに全て〇をつけて下さい。

ア．ＰＰＰ/ＰＦＩに関する情報提供機能

→【Ｑ９－１】にお進み下さい

イ．煩雑な実務作業に対し、担当者の時間・手間等の負担を軽減するアドバイザリー機能

ウ．導入可能性に関する調査・アドバイザリー等に必要な費用に対する補助

エ．手続きの簡略化に関する手引書や各種ガイドライン等

【Ｑ９－１】【Ｑ９】にてアと回答した方にお尋ねします。どのような情報が提供されるとＰＰＰ/ＰＦＩの推進に繋がりますか。以下の中から該当するものに〇をつけて下さい（3 つ以内）。

ア．民間のＰＰＰ/ＰＦＩ取組み状況

イ．ＰＰＰ/ＰＦＩの相談・情報取得窓口

ウ．契約書等、事業者募集・選定プロセスにおける公表書類の標準例

エ．ＰＰＰ/ＰＦＩに関する先進事例

オ．ＶＦＭに関するデータ

カ．その他（　　）

【Ｑ１０】全ての方にお尋ねします。今後、中国地方のＰＰＰ/ＰＦＩを推進する方策について、ご意見・ご要望などがあれば自由にご回答下さい。

以上でアンケートは終了でございます。

なお、ご回答いただいた内容に関し、中国経済連合会及び日本政策投資銀行より後日お尋ねさせていただく場合がございますが、その際のご対応の可否についてお教え下さい。

ア．対応可　　イ．対応否

ア．のご対応可の場合、ご回答者様のご連絡先について以下にご記入をお願いいたします。

貴自治体名	
所属部署	
ご回答者名	
電話番号	（　　）　　－
E メール	@

ご協力誠にありがとうございました。

３．民間事業者アンケート

中国地方民間事業者におけるＰＰＰ／ＰＦＩに関するアンケート（調査票）

貴社におけるＰＰＰ／ＰＦＩの状況についてお尋ねします(調査基準日:平成２４年９月１日現在)。また、本社が中国地方以外にある場合、貴事業所単位での実績・ご意向についてご回答下さい。 なお、ご回答いただいたアンケート調査の回答内容は厳秘とし、外部に開示することは一切ございません。回答内容については集計した結果を報告にとりまとめる予定です。

■ご回答内容を確認させていただく場合がありますので，恐れ入りますが下記事項についてご記入いただきますようお願いします。

貴社名・貴事業所名	
所属部署・役職名	
ご回答者名	
電話番号	（　　）　　－

業種（主たる事業に○をつけて下さい）			
ア．建設 オ．プラント	イ．不動産 カ．サービス	ウ．商社 キ．その他	エ．設備保守

資本金	売上高	従業員数
百万円	百万円	人

誠に恐縮でございますが、平成 24 年 9 月 21 日(金)までにご回答をお願いいたします。

Ⅰ．社会資本整備・公共サービス提供における官民連携事業への参画状況に関して

【Ｑ１】（今までの参画実績について）

公共施設などの社会資本整備、または行政が自ら提供する公共サービスについて、民間主体を活用して行う事業（官民連携事業）に参画されたことがありますか。以下の中から該当するものに一つ○をつけて下さい。

ア．官民連携事業に参画したことがある

→【Ｑ１－１】【Ｑ１－２】【Ｑ１－３】についてご回答の上、【Ｑ２】にお進み下さい

イ．官民連携事業に参画したことはないが、参画を検討したことはある

→【Ｑ２】にお進み下さい

ウ．官民連携事業に参画したことはなく、参画を検討したこともない

→【Ｑ２】にお進み下さい

【Ｑ１－１】【Ｑ１】にてアと回答した方にお尋ねします。①それはどのような分野ですか。②その際の事業手法は何ですか。分野別に該当する事業手法全てについて、回答欄に〇を記入して下さい。また、③実施した事業は何件ですか。該当するものに一つ〇をつけて下さい。

〔①分野について〕

ア．文化･社会教育関連（劇場、美術館 図書館、博物館、市民会館、公民館、コミュニティセンター等）

イ．教育関連（幼稚園、小中学校、高等学校、大学、給食センター等）

ウ．レクリエーション・スポーツ関連（体育館、陸上競技場、野球場、プール等）

エ．庁舎等行政施設関連（役場、出張所･サービスセンター、消防署等、これらにおける管理運営、窓口業務等）

オ．医療･福祉関連（病院、福祉センター、老人ホーム、ケアハウス、デイサービスセンター、障害者福祉施設、保育所、児童館等）

カ．環境・エネルギー関連（廃棄物処理、リサイクル、余熱利用施設、し尿処理施設等）

キ．交通基盤（道路、橋、空港、港湾等）

ク．観光関連（公園、宿泊施設、道の駅、温泉施設、スキー場等）

ケ．公務員宿舎、公営住宅

コ．公共交通・運輸関連（バス、路面電車、地下鉄、物流施設等）

サ．駐車場･駐輪場

シ．電気・ガス・水道事業（電気、ガス、下水道、上水道・簡易水道、工業用水等）

ス．試験研究施設、産業育成支援施設等

セ．公共サービスを支える間接業務関連等（コンピュータ等の保守･運用、情報システムの開発、人事給与関係、物品調達、職員に対する福利厚生･研修、市民への広報サービス等）

ソ．その他（　　）

〔②事業手法について〕

ａ．ＰＦＩ

ｂ．業務委託（包括業務委託、管理運営委託）

ｃ．指定管理者制度

ｄ．ＤＢＯ（Ｄｅｓｉｇｎ-Ｂｕｉｌｄ-Ｏｐｅｒａｔｅ）

ｅ．市場化テスト

ｆ．その他（　　）

⇒①，②の回答は次頁へ

〔①，②回答欄〕　※該当する欄に○をつけて下さい。

①分野	②事業手法					
	a.PFI	b.業務委託	c.指定管理者制度	d.DBO	e.市場化テスト	f.その他
ア．文化・社会教育関連						
イ．教育関連						
ウ．レクリエーション・スポーツ関連						
エ．庁舎等行政施設関連						
オ．医療・福祉関連						
カ．環境・エネルギー関連						
キ．交通基盤						
ク．観光関連						
ケ．公務員宿舎、公営住宅						
コ．公共交通・運輸関連						
サ．駐車場・駐輪場						
シ．電気・ガス・水道事業						
ス．試験研究施設、産業育成支援施設等						
セ．公共サービスを支える間接業務関連等						
ソ．その他（　　）						

〔③事業件数について〕　※該当する選択肢に○をつけて下さい。

ア．５件未満

イ．５～１０件

ウ．１１件以上

（参考）

ＰＦＩ	施設等の建設・維持管理運営に当たり、民間主体に資金調達・設計・建設・運営管理を一体的に委ねるもの。
包括業務委託	施設等の維持管理運営にあたり、複数の出来るだけ多くの業務をまとめて一体的に民間主体に委託するもの（清掃・警備等の業務を個別に委託したものは除く）。
管理運営委託	行政が建設・所有する公の施設の管理運営を民間主体に委託するもの。主に地方自治法改正前の公の施設の管理委託が該当。
指定管理者制度	行政が建設・所有する公の施設の管理運営を民間主体に委託するもの。地方自治法改正後（平成 15 年 9 月施行）に制度化されたもの。
ＤＢＯ（Ｄｅｓｉｇｎ-Ｂｕｉｌｄ-Ｏｐｅｒａｔｅ）	施設等の建設・維持管理運営に当たり、民間主体に設計・建設・運営管理を一体的に委ねるもの。
市場化テスト	官民競争入札制度により、民間が落札者となった場合に、行政が提供する公共サービスについて民間が事業を実施する。

【Ｑ１－２】【Ｑ１】にてアと回答した方にお尋ねします。参画した官民連携事業の事業主体はどちらですか。以下の中から該当するものに全て〇をつけて下さい。

ア．国
イ．県・市町村
ウ．事務組合
エ．その他の公共法人

【Ｑ１－３】【Ｑ１】にてアと回答した方にお尋ねします。官民連携事業に参画したことによる効果（目的）はどのようなことですか。以下の中から該当するものに〇をつけて下さい(3 つ以内)。

ア．　事業機会の確保
イ．　長期契約による安定した収益の確保
ウ．　新たな技術・ノウハウの獲得
エ．　雇用機会の創出

【Ｑ２】（今後の参画予定について）
今後、公共施設などの社会資本整備、または行政が自ら提供する公共サービスについて、民間主体を活用した事業（官民連携事業）への参画について興味をお持ちですか。以下の中から該当するものに一つ〇をつけて下さい。

ア．官民連携事業への参画について興味がある
　→【Ｑ２－１】【Ｑ２－２】についてご回答の上、【Ｑ３】にお進み下さい
イ．官民連携事業への参画について興味はない
　→【Ｑ３】にお進み下さい

【Ｑ２－１】【Ｑ２】にてアと回答した方にお尋ねします。①それはどのような分野ですか。②その際の事業手法は何ですか。分野別に該当する事業手法全てについて、回答欄に○を記入して下さい。
（①分野及び②事業手法については、本調査票３頁の【Ｑ１－１】と同様です。）

〔①，②回答欄〕　※該当する欄に○をつけて下さい。

①分野	②事業手法					
	a. PFI	b. 業務委託	c. 指定管理者制度	d. DBO	e. 市場化テスト	f. その他
ア．文化・社会教育関連						
イ．教育関連						
ウ．レクリエーション・スポーツ関連						
エ．庁舎等行政施設関連						
オ．医療・福祉関連						
カ．環境・エネルギー関連						
キ．交通基盤						
ク．観光関連						
ケ．公務員宿舎、公営住宅						
コ．公共交通・運輸関連						
サ．駐車場・駐輪場						
シ．電気・ガス・水道事業						
ス．試験研究施設、産業育成支援施設等						
セ．公共サービスを支える間接業務関連等						
ソ．その他（　　）						

【Ｑ２－２】【Ｑ２】にてアと回答した方にお尋ねします。官民連携事業へ参画することによる効果（目的）はどのようなことですか。以下の中から該当するものに全て○をつけて下さい。

ア．事業機会の確保
イ．長期契約による安定した収益の確保
ウ．新たな技術・ノウハウの獲得
エ．雇用機会の創出
オ．その他（　　）

【Ｑ３】全ての方にお尋ねします。公共施設などの社会資本整備、または行政が自ら提供する公共サービスについて、民間主体を活用した事業（官民連携事業）に参画する際の課題・ハードルとなっている点はありますか。以下の中から該当するものに〇をつけて下さい（3 つ以内）。

ア．事業の出件数自体が少ない
イ．応募要件未達
ウ．ＰＰＰ/ＰＦＩに対するノウハウの不足
エ．事業採算性の乏しさ
オ．過度なリスク分担
カ．事業提案業務の負担
キ．ＳＰＣ組成に関する調整業務の負担
ク．契約等手続の煩雑さ
ケ．行政からのインセンティブの不足
コ．手続きに関して等、ＰＰＰ/ＰＦＩに関する情報の不足
サ．その他（　　）

【Ｑ４】全ての方にお尋ねします。現在の公共施設などの社会資本整備、または行政が自ら提供する公共サービスにおける民間事業者の参画状況に関して、ご意見・ご要望などがあれば自由にご回答下さい。

Ⅱ．改正ＰＦＩ法に関して

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正（以下、改正ＰＦＩ法）に関しお尋ねします。

【Ｑ５】改正ＰＦＩ法についてご存知ですか。以下の中から該当するものに一つ○をつけて下さい。

ア．改正ＰＦＩ法を知っている

→【Ｑ５－１】についてご回答の上、【Ｑ６】、【Ｑ７】、【Ｑ８】にご回答下さい

イ．改正ＰＦＩ法を知らない

→Ⅲにお進み下さい

【Ｑ５－１】【Ｑ５】にてアと回答した方にお尋ねします。改正ＰＦＩ法の内容に関し、ＰＦＩの活用活性化に繋がると考えるものはありますか。以下の中から該当するものに全て○をつけて下さい。

ア．ＰＦＩの対象施設の拡大（第 2 条、第 11 条の 3）

イ．公共施設等運営権の導入（第 2 条、第 10 条の 3～17）

ウ．民間事業者による提案制度の導入（第 5 条の 2）

エ．入札参加にかかる欠格事由の規定（第 7 条の 2）

オ．技術提案制度の導入（第 7 条の 3）

カ．実施方針の策定の見通し等の公表（第 10 条の 2）

キ．運営ノウハウを有する公務員の民間派遣等への配慮（第 18 条の 2）

ク．民間資金等活用事業推進会議の設置（第 20 条の 2, 3）

ケ．特になし

【Ｑ６】【Ｑ５】にてアと回答した方にお尋ねします。公共施設等運営権の導入（第 2 条、第 10 条の 3～17）に関し、公共施設等運営権の設定・活用（コンセッション方式）によって事業・サービス提供が行われる場合、参画について興味をお持ちですか。以下の中から該当するものに一つ〇をつけて下さい。

ア．コンセッション方式を導入した事業・サービスへの参画について興味がある
　→【Ｑ６－１】にお進み下さい

イ．コンセッション方式を導入した事業・サービスへの参画について興味はない
　→【Ｑ６－２】にお進み下さい

【Ｑ６－１】【Ｑ６】にてアと回答した方にお尋ねします。それはどのような分野ですか。該当する分野について全て〇をつけて下さい。

ア．水道
イ．医療施設
ウ．社会福祉施設
エ．漁港
オ．中央卸売市場
カ．工業用水道
キ．熱供給施設
ク．駐車場
ケ．都市公園
コ．下水道
サ．賃貸住宅
シ．鉄道
ス．港湾施設
セ．空港
ソ．浄化槽
タ．その他（　　）

【Ｑ６－２】【Ｑ６】にてイと回答した方にお尋ねします。その理由は何ですか。以下の中から該当するものに〇をつけて下さい（3 つ以内）。

ア．対象となる事業がない
イ．対象となる事業規模が小さい
ウ．地元企業の参画が困難
エ．ガイドライン等、コンセッション方式活用に係る国の制度が未整備
オ．コンセッション方式活用に係る社内の知識・ノウハウ不足
カ．コンセッション方式導入に対する行政からのインセンティブ不足
キ．その他（　　）

【Ｑ７】【Ｑ５】にてアと回答した方にお尋ねします。民間事業者による提案制度の導入（第５条の 2）に関し、ＰＦＩ事業の提案を行うことについて興味をお持ちですか。以下の中から該当するものに一つ〇をつけて下さい。

ア．ＰＦＩ事業の提案を行うことについて興味がある

イ．ＰＦＩ事業の提案を行うことについて興味はない

→【Ｑ７－１】にお進み下さい

【Ｑ７－１】【Ｑ７】にてイと回答した方にお尋ねします。その理由は何ですか。以下の中から該当するものに〇をつけて下さい（3 つ以内）。

ア．対象となる事業がない

イ．事業提案に係る社内の知識・ノウハウ不足

ウ．事業実施が確保されるものでなく、行政からのインセンティブに乏しい

エ．行政側の窓口、ガイドライン等、提案制度に係る国の制度が未整備

オ．実際の制度運用について懸念がある

【Ｑ８】【Ｑ５】にてアと回答した方にお尋ねします。公共施設運営権の設定・活用（コンセッション方式）や民間事業者による提案制度をはじめとした、改正ＰＦＩ法全般に関してご意見・ご要望などがあれば自由にご回答下さい。

Ⅲ．今後のＰＰＰ/ＰＦＩの推進に関して

以上の設問を踏まえて、今後のＰＰＰ/ＰＦＩの推進に対する課題・ハードルに関してお尋ねします。

【Ｑ９】ＰＰＰ/ＰＦＩ導入の推進を妨げるハードルへの対応策として、役立つ機能はどのようなものでしょうか。以下の中から該当するものに全て○をつけて下さい。

ア．ＰＰＰ/ＰＦＩに関する情報提供機能

→【Ｑ９－１】にお進み下さい

イ．入札手続、落札後の各種契約手続、資金調達等において、担当者のノウハウを補完し、時間・手間等の負担を軽減するアドバイザリー機能

ウ．手続きの簡略化に関する手引書や各種ガイドライン等

【Ｑ９－１】【Ｑ９】にてアと回答した方にお尋ねします。どのような情報が提供されるとＰＰＰ/ＰＦＩの推進に繋がりますか。以下の中から該当するものに○をつけて下さい（3つ以内）。

ア．自治体のＰＰＰ/ＰＦＩ取組み状況

イ．ＰＰＰ／ＰＦＩの相談・情報の取得窓口

ウ．契約書等、事業者募集・選定プロセスにおける公表書類の標準例

エ．ＰＰＰ/ＰＦＩに関する先進事例

オ．ＶＦＭに関するデータ

カ．その他（　　）

【Ｑ１０】全ての方にお尋ねします。今後、中国地方のＰＰＰ/ＰＦＩを推進する方策について、ご意見・ご要望などがあれば自由にご回答下さい。

以上でアンケートは終了でございます。ご協力にありがとうございました。

ＰＰＰ／ＰＦＩによる新たな社会資本整備や
公共サービスの維持・向上方策調査報告書
－改正ＰＦＩ法等を踏まえて－

平成 25 年 3 月

中国経済連合会
〒730-0041
広島市中区小町 4－33　中国電力 3 号館 3 階
TEL　(082)242-4511　FAX　(082)245-8305

株式会社日本政策投資銀行　中国支店
〒730-0036
広島市中区袋町 5－25　広島袋町ビルディング
TEL　(082)247-4970　FAX　(082)244-4557